

令和3年第226回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和3年3月8日(月)
午前 9時00分 開会
午後 3時14分 延会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

- (1) 委員長互選
- (2) 副委員長互選
- (3) 議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定について

出席委員(12名)

1番	瀬上邦久	委員	2番	高坂清二	委員
3番	松本幾雄	委員	5番	上野葉月	委員
6番	井上奈保子	委員	7番	紫藤明	委員
9番	北堀一廣	委員	10番	宮島一夫	委員
11番	菅間孝夫	委員	12番	内田敏雄	委員
13番	吉野正浩	委員	14番	阿部弘明	委員

欠席委員(なし)

出席者

滑川町議会議長 上野 廣

事務局職員出席者

議会事務局長	木村晴彦
書記	田島百華
録音	島田昌徳

説明のため出席した人

町 長 吉 田 昇

副町長	柳	克	実
教育長	馬場	敏	男
総務政策課長	吉野	徳	生
税務課長	篠崎	仁	志
会計管理者兼 会計課長	木村	俊	彦
町民保険課長	岩附	利	昭
健康福祉課長	小柳	博	司
健康づくり課長	武井	宏	見
環境課長	関口	正	幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部	進	也
建設課長	稲村	茂	之
教育委員会事務局長	澄川		淳
議会事務局長	木村	晴	彦
総務政策課副課長兼 主席主幹・総務担当	大林	具	視
総務政策課副課長兼 主席主幹・財政担当	松本	由紀	夫
総務政策課副主幹・ 人権・自治振興担当	齋藤	訓	行
総務政策課副主幹・ 企画調整担当	松葉	良	次
総務政策課主任・ 秘書広報担当	鎌田	武	志
総務政策課主任・ 総務担当	武内	章	泰
総務政策課主事・ 総務担当	強瀬	利	賀
税務課副課長兼 主席主幹・ 管理担当	高坂	克	美
税務課主幹・ 資産税担当	大熊	緩	子
税務課副主幹・ 町民税担当	西浦	俊	行
会計課主査・ 会計用度担当	金井	淳	子
町民保険課副主幹・ 町民担当	高坂	真理	子

産業振興課 副課長兼主席主幹・ 土地改良担当	福	島	吉	朗
産業振興課主幹・ 農林商工担当	吉	野	和	弘
農業委員会事務局 主任・農地担当	鯨	井	丈	晴
建設課副課長兼 主席主幹・管理担当	神	田		等
建設課主査・ 道路整備担当	江	森		徹
建設課主査・ 都市計画担当	福	田	典	生
議会事務局主事・ 庶務担当	田	島	百	華
町民保険課主事・ 年金国保担当	村	田	仁	美
健康福祉課副課長兼 主席主幹・福祉担当	宮	島	栄	一
健康福祉課副課長兼 主席主幹・ 高齢者福祉担当	篠	崎	美	幸
健康福祉課主査・ 福祉担当	奥	野		忠
健康福祉課主任・ 福祉担当	贄	田		誠
健康福祉課主事・ 福祉担当	森	下	裕	希
健康づくり課 副課長兼主席主幹・ 保健予防担当	関			静
健康づくり課主任・ 健康づくり担当	西	須	弘	明
環境課主幹・ 生活環境担当	権	田	尚	司
環境課主任・ 生活環境担当	齋	藤	敬	己
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	小	林	晴	美
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	木	村	寿	美代
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	市	川	明	浩

教育委員会事務局
指導主事・
学校教育担当

寺 田 陽 介

教育委員会事務局
主幹・図書館担当

堀 口 章 子

教育委員会事務局
主任・
生涯スポーツ担当

赤 沼 稔

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○議長（上野 廣議員） 改めておはようございます。本定例会の初日に議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についてまでの8議案について、議長を除く12名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して審査することに決定しました。滑川町議会としては16回目の予算審査特別委員会の設置であり、今回も前年度に続いて議場を使用して開催しますので、十分なる審査をお願いいたします。

ただいま当委員会には正副委員長がおりません。委員会条例第9条に、「委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員長の互選を行わせる」とあります。そして、「互選に関する職務は、年長の委員が行う」とあります。

ただいま出席しています委員の中で、年長委員は井上奈保子委員であります。井上奈保子委員に臨時委員長をお願いします。臨時委員長席にお着き願います。よろしく願います。

〔臨時委員長 井上奈保子委員委員長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時委員長（井上奈保子委員） おはようございます。井上奈保子です。年長の故をもちまして、暫時臨時委員長を務めさせていただきますので、よろしく願います。

ただいまの出席委員は12名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会します。

（午前 9時00分）

◎委員長の互選

○臨時委員長（井上奈保子委員） これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選は、指名推選の方法により行いたいと思います。これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認め、委員長の互選は指名推選により行います。

ご指名をお願いいたします。

宮島委員。

○10番（宮島一夫委員） それでは、推薦をさせていただきたいと思います。瀬上委員を推薦させていただきたいと思います。少し私のほうから説明をさせていただきますけれども、実は事前の話で、

私が推薦を受けておりましたけれども、推薦というか、そういう話をしましたけれども、私が個人的なことで、11日の日に病院に行って検査をするということになりましたので、ちょっと日程的に無理がありまして、迷惑かけるので、瀬上さんにぜひお願いしたいと思いますので、皆さんもよろしくお願ひいたします。

以上です。

○臨時委員長（井上奈保子委員） ただいま瀬上邦久委員を委員長にとのご指名がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（井上奈保子委員） 異議なしと認めます。

よって、瀬上邦久委員が委員長に当選されました。

ただいま委員長が決まりましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

瀬上邦久委員長、委員長席にお着き願ひます。ご協力ありがとうございました。

〔臨時委員長、委員長と交代〕

○委員長（瀬上邦久委員） おはようございます。

ただいま委員各位からご推挙を賜り、委員長という重責を担うことになりました瀬上邦久でございます。

令和3年度の当初予算の審査に当たり、皆様の絶大なるご支援、ご協力をいただき、特別委員会の運営が円滑にできますよう、微力ではございますが、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（瀬上邦久委員） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選は指名推選とし、委員長より指名したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 異議なしと認め、副委員長に内田敏雄委員を指名します。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 異議なしと認めます。

よって、内田敏雄委員が副委員長に当選されました。

内田敏雄副委員長、副委員長席にお着き願ひます。

ここで、内田敏雄副委員長にご挨拶をお願ひいたします。

○副委員長（内田敏雄委員） ただいま瀬上邦久委員長よりご指名を賜り、副委員長に当選しました

内田敏雄でございます。

微力ではございますが、瀬上委員長を補佐し、令和3年度の当初予算の審査に当たり、特別委員会の運営が円滑にできますよう務めさせていただきます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

◎会議録署名委員の指名

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、会議録署名委員の指名でございますが、委員長において指名をいたします。

13番 吉野正浩委員

14番 阿部弘明委員

2番 高坂清二委員

以上、3名の方、お願いをいたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑

○委員長（瀬上邦久委員） 予算審査特別委員会に付託された案件は、本定例会において付託された議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてから議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についての各会計予算8議案の審査であります。

当委員会における審査日程は2日間といたします。

審議は議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会所管事項の審査をはじめ、文教厚生常任委員会の所管事項と続き、そして令和3年度の各特別会計予算並びに水道事業会計予算の審査を行います。

質問者は質問を質問席で行い、答弁者は答弁を自席でお願いをいたします。質問者、答弁者は、委員長権限で着席のまま質問、答弁を行って結構でございます。

質疑は一問一答方式、時間は40分とします。回数制限は設けませんが、一般会計の総務経済建設常任委員会の所管事項で1回、文教厚生常任委員会の所管事項で1回、特別会計・事業会計でそれぞれ1回ずつということでございます。

なお、町長、副町長、教育長に答弁を求める場合には、自ら指名をお願いをいたします。このような進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） では、このような進め方でさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。

議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についての審査を行います。

最初に、総務経済建設常任委員会の所管事項の審査を行います。各担当課長、局長から自席にて

歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

最初に、吉野総務政策課長、お願いいたします。

○総務政策課長（吉野徳生） おはようございます。総務政策課長の吉野でございます。

それでは、総務政策課の所管する予算につきましてお許しをいただいておりますので、着席のまま説明をさせていただきます。

総務政策課の所管する一般会計予算でございますけれども、歳入につきましては、議案説明を含め既に全体予算の説明をさせていただいておりますので、主な歳出についての詳細を説明させていただきます。

総務政策課が所管する予算は、令和3年度滑川町一般会計予算書の31ページ中段から48ページ中段までの款2 総務費及び79ページから80ページまでの款9 消防費が主なものとなります。

最初に、総務費でございますけれども、総務費全体の本年度予算額は7億717万9,000円で、前年度と比較いたしまして1,492万3,000円の減額の予算を計上しております。

最初に、31ページをお願いいたします。項1の総務管理費、目1一般管理費でございます。本年度予算額2億1,172万8,000円で、前年度と比較して1,856万4,000円の減額の予算でございます。特別職給料や一般職給料等の人件費のほか、行政バス運行業務委託料や内部管理のためのシステム関連委託料を計上させていただいております。

次に、1枚おめくりいただき、33ページの下段を御覧ください。目2の文書広報費でございます。本年度予算額1,506万2,000円で、前年度と比較して98万7,000円減額の予算を計上しております。主な内容でございますが、34ページを御覧ください。節10需用費に印刷製本費として、「広報なめがわ」を発行するための予算として、775万3,000円の予算を計上しております。

また、節12委託料に町プロモーションビデオ制作委託料145万円を計上しております。こちらにつきましては、令和2年度の当初予算にて議決をいただき、事業の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の見通しが立たず着手できませんでした。再度令和3年度に事業予算を計上し、滑川町を知ってもらうためのPR動画を作成することで町の魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、節13使用料及び賃借料でございます。町の公文書の適正管理のための文書管理システム等使用料として316万8,000円の予算計上をしております。

その下の35ページに移りまして、目5財産管理費につきましては、本年度予算額4,522万6,000円で、前年度と比較して938万7,000円減額の予算計上でございます。こちらでは、庁舎等施設維持管理経費や公用車維持管理経費の予算が計上されております。大きな予算科目を申し上げますと、36ページの中段になりますが、節13使用料及び賃借料に役場公用車のリース料を1,142万1,000円計上させていただきました。

次に、その下36ページ下段を御覧ください。目6の企画費でございます。本年度予算額1億2,635万

3,000円で、前年度と比較して771万6,000円の減額でございます。主な内容でございますが、37ページに移りまして、節12委託料を御覧いただきますと、総合行政ネットワーク保守委託料に780万3,000円、公共施設等総合管理計画改訂版策定業務委託料に350万円等を計上させていただきました。

その下になりますが、節13使用料及び賃借料では、電算システムの使用料関係など、合計5,742万4,000円を計上し、1枚おめくりいただき、38ページになりますが、節18負担金、補助及び交付金に、比企広域市町村圏組合負担金として699万8,000円、電算経費節減のために埼玉県町村会で組織する情報システム共同化推進協議会負担金153万円等を計上しております。

新規の予算科目といたしましては、同じ節内の説明欄のうち、下から2つ目になりますが、大河ドラマ比企市町村推進協議会負担金として50万円の予算を計上させていただきました。これは令和4年の大河ドラマ放映を機に、比企の魅力を県内外へ情報発信し、比企地域の活性化を図る事業を展開するための予算計上でございます。

続きまして、目9人権政策費についてご説明申し上げます。こちらの科目では、人権フェスティバル協力者謝礼や比企郡市人権政策協議会負担金、また令和3年度に策定を予定しておりますパートナーシッププランの作成業務委託料等を計上し、合計695万1,000円の予算額となっております。

次に、39ページの見目10コミュニティセンター費を御覧をください。本年度予算額1,867万5,000円となっております。コミュニティセンターの運営のための経費として、コミュニティセンター運営管理委託料を1,867万5,000円の予算計上をしております。

総務管理費の最後になりますが、目15諸費でございます。本年度予算額2,945万2,000円で、前年度と比較して47万5,000円増額の予算を計上しております。節7報償費に交通指導員報償として463万5,000円、区長等報償として1,494万円の予算を計上しております。

また、40ページの中段を御覧いただきますと、節18負担金、補助及び交付金の中の3行目、自治振興団体活動費、各区活動費補助金として、令和3年度も各行政区へ補助を行うための補助金として354万8,000円の予算を計上させていただきました。

次に、45ページを御覧ください。項4の選挙費、目1選挙管理委員会費でございます。選挙管理委員会委員報酬に人件費等を主なものとして、合計822万3,000円を計上しております。計上内容につきましては、前年度から大きく変わりはありません。また、令和3年度につきましては、衆議院議員選挙が予定されておりますので、その関連経費を目11衆議院議員選挙費に計上させていただいております。

同じページの最下段を御覧いただきますと、節1報酬には投票管理者等報酬に103万3,000円、46ページに移りまして、節7報償費に投開票事務従事者報償を343万3,000円、その他必要な委託料や備品購入費など、総額で1,231万7,000円を計上しております。

次に、47ページを御覧ください。項5統計調査費でございます。目2指定統計調査費には、節1報酬に経済センサス調査員等報酬42万2,000円をはじめ、旅費や需用費、役務費等の予算をそれぞれ

れ計上させていただいております。

同じページ、下段を御覧ください。項6の監査委員費、目1監査委員費でございます。こちらは本年度予算額78万5,000円で、前年度と比較して1万2,000円の減額予算となっております。

大きく飛びまして、次に79ページから80ページまでが款9消防費でございます。消防費全体の本年度予算額は3億2,703万7,000円で、前年度と比較して546万1,000円減額の予算を計上しております。主な内容でございますが、79ページ、目1の常備消防費では、比企広域消防組合常備消防費負担金として2億9,209万8,000円、目2非常備消防費では、比企広域消防組合非常備消防費負担金として1,938万1,000円の予算を計上させていただきました。目4の防災費ですが、令和3年度は地域防災訓練が予定されていることから、本年度予算額1,348万5,000円、前年度と比較して86万7,000円の増額でございます。

1枚おめくりいただき、80ページになりますが、節12委託料に新規事業として、国土強靱化地域計画策定業務委託料を634万1,000円計上させていただきました。

次に、款11災害復旧費について説明いたします。災害に備えて農林水産施設災害復旧費及び道路橋梁災害復旧費を科目設定のみ計上をさせていただいております。

以上で総務政策課の所管する予算の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、木村会計課長、願いたします。

○会計管理者兼会計課長（木村俊彦） おはようございます。会計課長の木村でございます。会計課所管の主な予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入についてご説明いたします。予算書の28ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入を御覧ください。節15雑入の中ほどに会計課の窓口における県証紙の売りさばき収入として150万円を計上させていただきました。そのまま同じページの上から3行目に目を転じていただきますと、節2県証紙売りさばき手数料として4万9,000円とありますが、これは先ほど説明させていただきました、会計課窓口における県証紙の売りさばきに伴い埼玉県から交付される手数料で、売りさばき収入の3.3%となっております。

続いて、歳出についてご説明いたします。予算書の34、35ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目4の会計管理費を御覧ください。令和3年度は3,811万3,000円を計上させていただきました。前年比で298万6,000円増となっておりますが、これは主に人件費に伴うものであります。

それでは主な内容をご説明いたします。35ページの中ほど節10需用費の消耗品として160万9,000円を計上させていただきました。現在庁舎内で使用する紙や筆記具など、各課共通で使用する事務用品については経費節減のため、会計課で一元管理しているところではありますが、その調達にかかる経費でございます。その下の印刷製本費31万9,000円も役場で使用する封筒の印刷などの経費でございます。さらにその下の県証紙150万円は、先ほど歳入のところでも触れましたが、会計

課窓口で売りさばく県証紙の仕入れにかかる経費でございます。

続いて、節11役務費ですが、クラウド口座振替取りまとめサービス利用料として88万5,000円を計上いたしました。これは平成30年度の秋から導入させていただいたものでございます。口座振替につきましては、長らく会計課の窓口において、各金融機関との間で直接データを受渡しするという方法で行われておりましたが、データを紛失する危険性などから、多くの金融機関で廃止されることとなり、それに代わり通信によってデータの受渡しを行うためのサービス利用料でございます。

次に、手数料71万3,000円とありますが、そのうち55万円につきましては、町の指定金融機関であります、役場1階に派出所を設けておる埼玉りそな銀行への公金事務の取扱手数料でございます。残る16万3,000円につきましては、再振込や残高証明の発行などの手数料でございます。

会計課については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、篠崎税務課長、お願いします。

○税務課長（篠崎仁志） おはようございます。税務課長の篠崎です。それでは、税務課の所管する予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

令和3年度滑川町一般会計予算の11ページをお開きください。歳入、款1町税でございますが、本年度予算額は26億7,472万5,000円で、前年度比マイナス3億3,738万円の減額でございます。歳入全体の43.8%を占めております。

それでは、町税の内訳について説明いたします。13ページをお開きください。款1町税、項1町民税、目1個人、本年度予算額7億9,986万9,000円で、前年度比マイナス2億1,483万1,000円の減額でございます。リーマンショック時の経済の低迷状況と比較して、新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響は大きく、その影響値は1.5倍を超えるものと見込んでおります。個人町民税の所得割において、リーマンショック時の減少率を勘案し算定すると、令和3年度は7億6,226万9,000円の歳入見込みでございます。

目2法人、本年度予算額1億7,071万1,000円で、前年度比マイナス9,388万9,000円の減額でございます。総務省自治財政局の令和3年度地方財政対策の概要の税収見込みにより、法人税割の前年度比52.2%を算定基礎とし、令和2年度予算額の52.2%として1億690万5,000円を見込みました。

続きまして、項2固定資産税、目1固定資産税、本年度予算額14億9,050万円で、前年度比マイナス2,250万円の減額でございます。土地については、評価替えによる土地の価格の見直しと、新型コロナウイルスの影響により、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別措置を見込み5億3,450万円といたしました。家屋については、評価替えによる減額、新築家屋による増額や滅失家屋による減額を考慮し、5億9,100万円といたしました。償却資産については、既存の資産の経年減価を見込み3億4,800万円といたしました。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度予算額216万5,000円で、前年と同額でござ

います。

続きまして、項3軽自動車税、目1種別割、本年度予算額5,125万円で、前年度比201万円の増額でございます。登録台数の増加により増額させていただきました。

続きまして、14ページをお開きください。同じく、項3軽自動車税、目2環境性能割、本年度予算額120万円でございます。令和3年2月分から令和4年1月分の12か月分を見込み計上しました。

続きまして、項4町たばこ税、目1町たばこ税、本年度予算額1億5,903万円で、前年度比マイナス837万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や受動喫煙防止対策による減少傾向が見られることから、前年度予算よりマイナス5%の減額といたしました。

続きまして、41ページをお開きください。歳出でございますが、款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、本年度予算額1億729万円で、前年度比1,210万円の増額でございます。主な内容ですが、42ページ、節22償還金、利子及び割引料で、町税還付金として2,182万8,000円を計上させていただきました。新型コロナウイルスにより企業の営業利益に影響が生じ、予定申告で納税された法人税の全額が還付となる可能性があることを見込んだものでございます。

42ページ中段を御覧ください。目2賦課徴収費、本年度予算額2,026万3,000円で、前年度比マイナス21万7,000円の減額でございます。主に節10需用費の消耗品費の減でございます。

以上で税務課の所管する予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） おはようございます。町民保険課長の岩附でございます。町民保険課所管の戸籍住民基本台帳関連予算の説明を着座にて説明させていただきます。

最初に、歳入の主な項目からご説明申し上げます。予算書の18ページをお願いいたします。款14使用料及び手数料、項2手数料、目1総務手数料のうち、節の3戸籍住民基本台帳手数料として510万8,000円を予算計上いたしました。内容は住民票や印鑑証明、印鑑登録、戸籍謄本など、戸籍及び住民登録等の事務手数料となっております。前年度と同額を見込んでおります。

続いて、20ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金のうち節の9戸籍住民基本台帳費国庫補助金として1,316万3,000円を計上いたしました。前年度と同額になります。社会保障・税番号制度、マイナンバーカードに関する市町村事務への交付金でございます。

続いて、22ページをお願いいたします。款16県支出金、項1県負担金、目1総務費県負担金のうち節の3戸籍住民基本台帳費県負担金、本年度予算額88万9,000円を計上いたしました。こちらは旅券、パスポート事務に関わる交付金でございます。なお、こちらの交付金につきましては、パスポートセンター事務を委任する東松山市へ全額委託料として支出をいたします。

続きまして、歳出についてご説明いたします。ページ飛びまして、予算書の43ページをお願いい

たします。款の2総務費、項の3戸籍住民基本台帳費といたしまして、44ページ、計の欄、本年度予算額6,592万3,000円で、前年度比140万円の減額となっております。減額の理由といたしましては、44ページ、節の12委託料の電算機等保守料の減額で、昨年戸籍システムの機器の入替えが終了したことによりましての減額となっております。

主な事業といたしましては、人件費に関わる部分を除きますと、節の12委託料499万1,000円で、各種電算機の保守委託料を計上しております。節の13使用料及び賃借料1,206万4,000円は各種電算機の借上料、電算システム使用料となっております。また、節の18負担金、補助及び交付金では、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に関わる交付金257万円を計上いたしまして、事務費の全額を国庫補助金にて賄っております。

以上、誠に簡単でございますけれども、戸籍住民基本台帳関連の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 皆さん、おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部です。農業委員会、産業振興課所管の令和3年度予算につきまして説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

最初に収入から説明させていただきます。令和3年度滑川町一般会計予算書の20ページをお開きください。20ページ下段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4農林水産業費国庫補助金ですが、農村地域防災減災事業等補助金といたしまして1,500万円計上しております。こちらにつきましては、ため池の劣化状況評価を実施するための補助金であり、補助率100%により、8か所のため池を調査する予定となっております。

24ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金ですが、本年度1,550万円、420万6,000円の増となっております。内訳ですが、節1農業委員会費県補助金としまして259万1,000円、前年度比3万7,000円の減でございます。補助金の内訳になりますが、農業委員会交付金118万円、農地利用最適化交付金110万4,000円、農業委員会補助金30万7,000円です。節2の農業振興費県補助金としまして99万5,000円、前年度比54万4,000円の増となっております。内訳になりますが、経営所得安定対策推進事業費補助金としまして99万5,000円であり、54万5,000円の増額となっております。節3農地費県補助金としまして1,191万4,000円、前年度比369万9,000円の増です。新規地区の3地区を含めた10地区を対象した多面的機能支援事業補助金です。

25ページ中段になります。款16県支出金、項3県委託金、目3農林水産業費県委託金、アライグマ個体分析調査県委託金としまして43万円、前年度比13万5,000円の増でございます。

少し飛んで、27ページをお開きください。款21諸収入、項4受託事業収入、目5農業水産業費受託事業収入、農業者年金業務委託金としまして9万5,000円、前年度比1,000円の減となっております。

続きまして、支出についてご説明させていただきます。66ページをお開きください。66ページ下段の款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費16万4,000円でございます。前年度比1万3,000円の減、前年度同様な予算計上となっております。

67ページを御覧ください。款6農林水産業費、項1農業費、目1の農業委員会費ですが、2,091万3,000円、250万5,000円の減となっております。主な減額の要因ですが、人件費の見直しによるものと、昨年度に新規計上した委託業務が終了し、本年度は計上しないことによる委託料の減額が主な要因となっております。

68ページ中段を御覧ください。款6農業水産業費、項1農業費、目2農業総務費ですが、4,456万6,000円、前年比475万8,000円の減となっております。

続きまして、68ページ下段、款6農業水産業費、項1農業費、目3の農業振興費ですが、1,467万円、前年度比109万8,000円の増となっております。主な増額要因は谷津の里、伊古の里の管理費精査及び経営所得安定対策推進事業費県交付金が見直しにより増額となったことによるものです。

69ページを御覧ください。節12委託料589万5,000円、前年度比65万8,000円の増です。人件費及び作業内容の見直しによる増額となっております。節18負担金、補助及び交付金454万5,000円、43万7,000円の増、経営所得安定対策推進事業費県交付金の事業内容見直しによる交付金の増額が主な要因となっております。

続きまして、70ページを御覧ください。款6農業水産業費、項1農業費、目5農地費3,790万7,000円、前年度比3,261万4,000円の減となっております。節12委託料におきまして、昨年度に引き続き国費100%による農村地域防災減災事業を計画しております。委託内容はため池の劣化状況評価を8か所予定しており、合わせて1,500万円となっております。

続きまして、70ページ下段から71ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金2,045万7,000円、3万1,000円の増となっております。主なものを説明させていただきますと、多面的機能支払交付金としまして1,588万6,000円、493万2,000円の増となっております。その他、各土地改良区組合への運営費等の町からの補助金としまして40万円。

71ページ中段を御覧ください。款6農業水産業費、項1農業費、目7農業集落排水費としまして農業集落排水費特別会計への繰出金として7,220万円、920万円の増となっております。

続きまして、71ページ下段以降、72ページを御覧ください。71ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費ですが、本年度1,558万8,000円、前年度比422万6,000円の減となっております。主な要因は、企業誘致奨励金の対象が2社から1社になったことによるものでございます。

72ページを御覧ください。節18の負担金、補助及び交付金ですが、主なものとしまして、商工会商工振興資金利子補給事業補助金としまして90万円、企業誘致奨励金として179万5,000円、370万9,000円の減でございます。商工会補助金としまして648万2,000円、13万5,000円の増となっております。耐震住宅リフォーム補助金として30万円。

続いて、款7商工費、項1商工費、目3観光費ですが、264万4,000円、104万7,000円の減となっております。節18負担金、補助及び交付金、主なものとしまして、森林公園年間パスポート券購入補助金として65万4,000円、滑川まつり事業補助金としまして124万円、観光協会補助金としまして65万円。

次に、款7商工費、項1商工費、目4の消費者行政推進費ですが、本年度93万5,000円、前年度比9万5,000円の増となっております。東松山市で行っている1市4町の東松山市消費生活センターの運営に関する負担金92万8,000円が主なものとなっております。

最後になりますが、108ページを御覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費ですが、項目の設定での計上となっております。

以上、農業委員会、産業振興課所管の予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、稲村建設課長、お願いします。

○建設課長（稲村茂之） おはようございます。建設課長の稲村です。よろしくお願いをいたします。それでは、建設課が所管する予算を着座にて説明をさせていただきます。

初めに、歳入からご説明申し上げます。予算書の18ページ上段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目2土木使用料の予算額は1,929万5,000円で、前年度比6万5,000円の増額となります。内容は節1道路橋梁総務使用料1,561万2,000円で、町道、水路等の占用料、資材置場及び駐車場の使用料となります。節2都市計画総務使用料368万3,000円は、駅前広場等の使用料となります。

次に、19ページを御覧ください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目5土木手数料の予算額は83万9,000円で、前年度比22万4,000円の増額となります。内容は、節1土木総務手数料37万3,000円は屋外広告物の許可申請手数料等になります。節2都市計画総務手数料46万6,000円は、都市計画法に基づく各種申請等の手数料となります。

20ページ下段を御覧ください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5土木費国庫補助金、節7橋梁維持費国庫補助金は1,595万円で、前年度比220万円の増額となっております。内容は道路メンテナンス事業として実施する道路橋定期点検の委託となっております。

25ページ中段を御覧ください。款16県支出金、項3県委託金、目4土木費県委託金は節2都市計画総務費県委託金の90万7,000円で、前年度比89万9,000円の増額となっております。主な内容は都市計画法に基づき5年に1度実施する都市計画基礎調査の委託金となります。

それでは、続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。72ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の予算額は198万7,000円で、前年と同額となっております。主な内容は、土木積算システムの委託料及び機器借上料、各種団体等への負担金でございます。

次に、73ページを御覧ください。項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の予算額は4,359万9,000円

で、前年度比426万9,000円の増額となっております。主な内容は職員の人件費及び各種団体等への負担金となります。また、74ページの節12委託料では、例年補正予算でお願いしている道路台帳補正等委託料を当初予算で計上させていただいております。

中段を御覧ください。目2道路維持費の予算額は9,988万6,000円で、前年度比3,191万2,000円の増額となります。主な内容といたしましては、節10需用費の665万5,000円、こちらは防犯灯等の電気料及び月輪地下道の排水ポンプ、みなみ野の除じん機の修繕料となります。節11役務費の1,495万5,000円は、町道の補修及び雑草刈り払いの作業員の手数料となります。節12委託料の441万円は町道街路樹管理、滑川高校西通線及び東武東上線地下道の排水ポンプの維持管理の委託料となっております。

75ページを御覧ください。節13使用料及び賃借料の1,391万5,000円の主な内容は、重機借上料及びLED街路灯賃貸借料金となります。節14工事請負費の5,545万1,000円の主な内容は、交通安全施設の維持工事、新設工事と公共施設等適正管理推進事業舗装修繕等工事として、大字伊古地内の町道124号線と月の輪1丁目の町道8828号線の舗装補修の工事費を計上しております。

同じページの目3道路新設改良費の予算額は72万1,000円で、前年度比6,075万円の減額となります。その主な要因は測量設計委託料の減額と工事請負費がなくなったものでございます。

目4橋梁維持費の予算額は2,900万円で、前年度比2,200万円の増額となります。主な内容は節12委託料で、5年ごとに義務化された道路橋の点検を実施するため、道路橋定期点検委託料2,900万円を計上しております。道路橋81橋、歩道橋2橋の計83橋の点検を実施するものでございます。

次に、76ページを御覧ください。項3河川費、目1河川総務費の予算額は820万円で、前年度比18万6,000円の増額となります。職員の人件費及び団体等への負担金が主なものとなります。

次に、77ページを御覧ください。項5都市計画費、目1都市計画総務費の予算額は2,810万3,000円で、前年度比480万8,000円の増額となります。主な内容は職員の人件費、団体等への負担金となりますが、節12委託料では、都市計画法に基づき5年に1度都市計画区域内の現況と将来見通しの調査として、都市計画基礎調査作成委託料352万円を計上しております。また、都市計画法の改正により、同法34条の11号区域と12号区域の更新作業を行うため、滑川町既存集落図更新業務委託料として53万9,000円を計上させていただいております。

次に、78ページを御覧ください。目4公共下水道費の予算額は1億2,160万円で、前年度比660万円の増額となります。内容は下水道事業特別会計への繰出金となります。

次に、目6公園費の予算額は1,390万2,000円で、前年度比382万円の減となっております。主な内容は都市公園、街区公園等の植栽管理、清掃委託、遊具点検等の施設の維持管理の費用となっております。

最後に、109ページを御覧ください。款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋災害復旧費は台風をはじめとした災害時の対応のため、科目の設定をさせていただいております。

以上、建設課所管の令和3年度予算の概要説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、木村議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（木村晴彦） おはようございます。議会事務局長の木村でございます。議会事務局所管の予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

議会事務局の所管する歳入科目はございません。歳出予算科目につきましては、議会費、監査委員費の2項目でございます。

最初に、予算書の30ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。本年度総額9,004万3,000円で、前年度比308万3,000円の減額の予算を計上させていただきました。

主に減のあった予算につきましてご説明申し上げます。初めに、職員の人事異動に伴う関係で、節2給料のうち一般職給料及び節3職員手当等のうち、期末手当と勤勉手当につきましては、合わせて177万3,000円の減額となります。さらに議員さんの期末手当につきましても、支給率の改定により18万9,000円の減額となります。

次に、節18負担金、補助及び交付金の議員年金給付費負担金につきましては66万5,000円の減額となります。これにつきましては、町村議会議員共済会から示された負担額の率に基づいて算出したものでございます。負担金の率は令和3年度、33.6%で、前年度の35.4%と比較して1.8%下がっております。なお、現在議員年金の給付を受けている退職議員は11名、遺族につきましては5名、合計16名となっております。そのほかの予算につきましては、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、予算書の47ページをお開き願います。款2総務費、項6監査委員費で、目1監査委員費でございます。本年度総額78万5,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

以上が議会事務局が所管する予算でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（瀬上邦久委員） 所管事項ごとの説明、大変ありがとうございました。

ここで各担当課、局の説明員の方がおりますので、各課長、局長から紹介をお願いいたします。

最初に、吉野総務政策課長、お願いいたします。

○総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課長の吉野でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

説明員につきましては、各自自己紹介といたしますので、よろしくお願ひいたします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当（松本由紀夫） 皆様、おはようございます。総務政策課財政担当副課長の松本と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

○総務政策課副主幹・企画調整担当（松葉良次） おはようございます。企画調整担当副主幹の松葉と申します。よろしくお願ひいたします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） おはようございます。総務政策課人権・自治振興担当副主幹、齋藤と申します。よろしくお願ひいたします。

- 総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） おはようございます。総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当の大林でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） おはようございます。総務政策課総務担当の強瀬と申します。本日はよろしく願いします。
- 総務政策課主任・総務担当（武内章泰） おはようございます。総務政策課総務担当の武内と申します。よろしく願いします。
- 総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） おはようございます。総務政策課秘書広報担当、主任、鎌田と申します。よろしく願いいたします。
- 総務政策課長（吉野徳生） 総務政策課、以上8名で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 委員長（瀬上邦久委員） 次に、木村会計課長お願いします。
- 会計管理者兼会計課長（木村俊彦） 会計課長の木村でございます。本日は、私と説明員の2名で対応させていただきます。
説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。
- 会計課主査・会計用度担当（金井淳子） おはようございます。会計課会計用度担当、金井でございます。よろしく願いいたします。
- 会計管理者兼会計課長（木村俊彦） どうぞよろしく願いいたします。
- 委員長（瀬上邦久委員） 次に、篠崎税務課長、お願いします。
- 税務課長（篠崎仁志） 税務課長の篠崎です。よろしく願いいたします。
説明員の紹介につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。
- 税務課副課長兼主席主幹・管理担当（高坂克美） おはようございます。税務課副課長管理担当の高坂と申します。よろしく願いいたします。
- 税務課主幹・資産税担当（大熊緩子） おはようございます。税務課資産税担当の大熊と申します。よろしく願いいたします。
- 税務課副主幹・町民税担当（西浦俊行） おはようございます。税務課町民税担当副主幹の西浦と申します。よろしく願いいたします。
- 税務課長（篠崎仁志） 以上4名で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 委員長（瀬上邦久委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。
- 町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。
説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきますので、よろしく願いいたします。
- 町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） 皆様、おはようございます。町民保険課町民担当、副主幹の高坂と申します。本日はよろしく願いいたします。
- 町民保険課長（岩附利昭） 以上2名で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

- 委員長（瀬上邦久委員） 次に、服部産業振興課長兼農業委員会事務局長、お願いします。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） おはようございます。産業振興課長兼農業委員会事務局長の服部でございます。

説明員については、各自自己紹介させていただきます。

- 産業振興課副課長兼主席主幹・土地改良担当（福島吉朗） おはようございます。産業振興課土地改良担当、副課長、福島です。よろしく願いいたします。
- 産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） おはようございます。産業振興課農林商工担当主幹、吉野でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 農業委員会事務局主任・農地担当（鯨井丈晴） おはようございます。農業委員会事務局農地担当の鯨井と申します。よろしく願いいたします。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 以上4名で対応させていただきます。本日はよろしく願いいたします。

- 委員長（瀬上邦久委員） 次に、稲村建設課長、お願いします。

- 建設課長（稲村茂之） 建設課長の稲村でございます。よろしく願いをいたします。

建設課の説明につきましては、各自自己紹介とさせていただきます。

- 建設課副課長兼主席主幹・管理担当（神田 等） おはようございます。建設課副課長、管理担当の神田と申します。どうぞよろしく願いします。
- 建設課主査・道路整備担当（江森 徹） おはようございます。建設課道路整備担当主査の江森です。本日はよろしく願いいたします。
- 建設課主査・都市計画担当（福田典生） おはようございます。建設課都市計画担当主査の福田でございます。よろしく願いいたします。
- 建設課長（稲村茂之） 建設課、以上4名で説明に当たらせていただきます。よろしく願いいたします。

- 委員長（瀬上邦久委員） 次に、木村議会事務局長、お願いします。

- 議会事務局長（木村晴彦） 議会事務局長の木村でございます。本日はよろしく願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

- 議会事務局主事・庶務担当（田島百華） おはようございます。議会事務局庶務担当、田島と申します。よろしく願いします。
- 議会事務局長（木村晴彦） 以上2名で説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。
- 委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月委員、質問席へお願いします。

- 5番（上野葉月委員） 5番、上野葉月です。着座にて質問させていただきます。

まず、37ページなのですけれども、37ページだけではないのですが、37ページ下のほうに、総合行政ネットワーク保守委託料、契約事務管理システム保守等業務委託料など、各ページにシステムやネットワークシステムなど、あといろいろなシステムの名前と、それから予算が計上されているのですけれども、滑川町の役場全体でどれくらいシステムの個数を使ったり、管理したりしていて、それに対して支出するコストというのはどれくらいになっているのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内が上野委員さんのご質問にご答弁申し上げます。

ご質問ありました、37ページに記載のシステムにかかる経費については約6,900万円ほど計上させていただいております、そのほか各課でシステムの利用料、保守等お支払いいただいている金額が4,100万円ほどになっておりますので、合計で約1億1,000万円ほどのシステムの経費として計上させていただいております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野葉月委員。

○5番（上野葉月委員） では、システム自体の個数というのは分かりますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内が上野委員のご質問にご答弁申し上げます。

システムの個数につきましては、滑川町ではシステムについては、基幹系システム、L G W A N系システム、インターネット系システムと3層に分かれておりまして、基本的に基幹系システムとL G W A N系システムで業務を運用しております。基幹系システムについては、住民基本台帳システムのような、住民の個人情報を取り扱う業務を主にこのシステムの中では取り扱っております、このシステムの中の基幹系システムとしては、先ほど申し上げました住民基本台帳システムをはじめ、選挙人名簿システムや税システム等を合わせますと約37システムのシステムが稼働しております。そのほかにL G W A N系システムといたしまして、職員が使っているパソコン等を活用したシステムもありますので、そういったものの合計で約1億1,000万円ほどかかっております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 金額のトータルとしては1億1,000万円というのは分かったのですが、システムの、各ページ見ていくと、例えば農地台帳システムだとか、いろんなところでシステムという名前が出てくるのですけれども、そういう個数を全部合わせていくと、大きく2つの系統があるというふうに今説明いただいたのですが、その中でさらに細かく見ていくと、37という数字が今出たのですが、それでトータルの数字ということよろしいですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がご答弁申し上げます。

先ほどの37というのは、住民の個人情報を取り扱うような基幹系システムとして導入されている、町村会の町村情報システム共同化推進協議会の中で取り扱っているシステムの個数が約37システムになります。そのほかに先ほどお話がありました農地台帳システムや、システムでいうところの口座振替のサービスですけれども、会計課の中で説明がありましたが、そういったシステムについては別の数字としてカウントしておりますので、全体で幾つという数字は大変申し訳ないですけれども、今日持ち合わせていないので、後でご報告できればと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。全体でかなり多くのシステムを使っているのだというのは、この予算書を見ていていつも思うのですけれども、これからIT化が進んで、昔よりもかなり大きな規模でデータを管理できる時流になっていくのかなと思うのですが、今後の見通しとして、今複数ある小さなシステム、またそれが大きなものに統合されつつ使われているものと、全く独立であるシステム等あるのか、その辺分からないのですけれども、今後の展望として、これらのすごく数多くあるシステムをそのまま分立させたまま使っていくのか、それとも何かしら、何系統かには分かれるのかもしれないのですけれども、統合して集約していくのか、その辺についての方針というのはお持ちなのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がご答弁申し上げます。

基幹系システムについては、埼玉県町村情報システム共同化推進協議会の中で検討を進めているものになりまして、その中でも2025年に総務省が、仮称なのですけれども、ガバメントクラウドというものをつくる予定となっております。その中では、全国のそういった基幹系システムを取りまとめて、国が運営するプラットフォーム上にサービスを乗っけさせていただいておりますので、そこを利用して各市町村が使うといったシステムも運用される予定となっております。町村会の共同化推進協議会では、そのシステムの活用について、先月2月から検討が始まったところになります。また、ただ個々のシステムについては、各課局によってその用途等が細かく分かれていますので、なかなか統合するものは難しいかなと考えております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 総務省等が行う流れで、今システム系のコストの総額が1億1,000万円というふうにあったのですけれども、これは大きくなる見通しなのでしょうか、それとも小さくなる見通しなのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がご答弁申し上げます。

基幹系システムの標準化によって総務省のシステムを使うようになれば、法改正等によるシステム改修等がなくなってくると考えられますので、その分年間のシステムの保守料等については、減額が見込まれると予想しております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。

あと複数のシステムを使うことで、例えば人の名前であるとか、住所であるとか、それから固定資産であったら地番であるとか、そういう核になるデータがあると思うのですが、そういうものを各課複数の人で重複して入力しなければいけないとか、例えばここを名字が変わった、修正した、それを複数の箇所でも修正しなければいけないとか、そういうような煩雑さみたいのは発生していないのですか。管理、その辺はされているのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・総務担当（武内章泰） 総務政策課総務担当、武内がご答弁申し上げます。

町民情報については、住民基本台帳システム、戸籍のところ、そのシステムで修正等かけると、そのデータが税のシステム、固定資産のシステム等に連携されまして、必要事項は修正される仕組みを構築してありますので、二重、三重に手間がかかるようなものにはなっておりません。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

恐らくシステムに関しては、かなりコスト、それから業務の効率化にも関係してくるところで、どのようになっているのかなと思ってお聞きしました。この件に関しての質問は以上です。

それから、次、39ページなのですが、委託料として、パートナーシッププラン作成業務委託料551万円というのがあるのですが、これはどのようなプランを作成する予定なのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当が上野委員の質問に対してご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、第2次滑川町パートナーシッププランで現在進行しているところでございますが、そちらの終了に伴い、第3次滑川町パートナーシッププランといたしまして、男女が共生して、協働してつくる社会を目指すことを目的とした計画として、昨年12月に国の第5次男女共同参画基本計画が出されたものを基に、それを踏まえて計画を策定していくものというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 承知しました。

次の質問です。72ページなのですが、企業誘致奨励金179万円、これは何をやっていて、どのような企業を対象にしているのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 農林商工担当、吉野より上野委員のご質問に答弁させていただきます。

今ご質問いただきました企業誘致の関係でございますが、当初の説明にもございました、2社から1社になったということで、金額については減額となった予算を計上させていただいております。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 1社に対して179万円を支出しているということなのですが、新型コロナウイルスで1年間もたってしまっていて、町内の中小企業がかなり苦しい面に立たされているかなと思うのですが、このように1社に対してある程度の金額を補助するということではなくて、より多くの企業、そしてより小さくて、このような経済環境の波ですぐに苦境に立たされてしまうような企業に補助を出す、あるいは何かしらの業務改革のためのお金を出すと、そういうような方向というのは検討してないのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 農林商工担当、吉野より上野委員のご質問に対し答弁させていただきます。

企業誘致奨励金につきましては、要件のほうはかなりあるところでございますけれども、今お話をいただきましたことを承りまして、今後協議のほうをさせていただき、検討のほうも考えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。ご検討お願いします。

それから、同じページなのですが、森林公園年間パスポート券購入補助金65万円なのですが、これは人数としては何人ぐらいの方が申請されて、この金額になりますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 農林商工担当、吉野より上野委員の質問に対しまして答弁させていただきます。

森林公園の年間パスポート券の、こちら予算でございますが、65万4,000円につきましては、昨年度の実績に基づきまして、大人については230名、シルバーについては130名ということで人数の

ほうは計上させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 合計で360名ということで、思ったよりは少ないかなと思ったのですが、1年間続いた新型コロナ感染症の対策で、ステイホームだったり、自粛ということで、皆さん外に出る機会が減ってしまっているかと思うのですが、それで運動不足、そしてけが、健康維持する機会の低下などが懸念される場所なのだと思いますが、森林公園の年間パスポートを補助するのではなくて、例えば森林公園に入るに当たり、町民は大人であっても利用料を払わなくていいとか、そういうパスポートを購入して、そして町の役場の窓口に行って申請するという、そういう手間を省いたところで森林公園の入場料を補助するという方向は検討できないでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 農林商工担当、吉野より上野委員のご質問に答弁させていただきます。

今のお話いただきまして、関係機関と調整をさせていただき、協議をさせていただき、こちらも検討のほうをさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

森林公園でパスポートをつくる、そして役場の窓口に行ってもう一度申請するというのが意外と手間だったりするので、ご検討をお願いします。

次の質問に移ります。79ページの比企広域消防組合常備消防費負担金と、それから非常備のほうの負担金等についてなのですが、比企広域のほうで埼玉西部消防組合、それから坂戸・鶴ヶ島消防組合、比企広域市町村圏組合及び西入間広域消防組合のほうで指令部を統合していくという話が出ているかと思うのですが、それが予定どおり実現した場合に、滑川町の負担金というのはどのように変動するのか、その見通しを持っていたら教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が上野委員さんの質問に対してご答弁申し上げます。

先ほど質問された共同消防指令センターのことかと思われませんが、そちらにつきましては、比企広域のほうで決めておることですので、滑川町の負担がどのくらいになるかというところまでは、試算は出ていないのですが、比企広域の大体どのくらいの負担が軽減されるかというのは試算が出ておりますので申し上げますと、比企広域全域で、こちらを導入したことによって、まず導入整備費につきましては約1億2,000万円程度のコスト削減、続きまして、それを導入して使っていくコストにつきましても1億円程度の削減が見込まれるということで試算が出ております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。80ページなのですが、国土強靱化地域計画策定業務委託料634万円なのですけれども、具体的にはどのような計画を予定されているのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が上野委員さんの質問に対してご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、国のほうで法律で決められております、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法というものを基に策定を定めることができるというふうになっているものでございまして、こちらは平時から大規模災害、自然災害等に対する備えを行うことが重要ということが述べられておりまして、その中で最悪の事態を想定した町の脆弱性ですとか、そういったものを洗い出し、それに対してどういった対策が必要かというものを個別に事業として計画としてのせていくものになります。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、ソフト面での防災対策ということで、例えば土木や工事等が入るような防災ではないということでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤のほうでご答弁申し上げます。

ソフト面もハード面も含めて、町全体の施策としてどういったものがその計画の中に盛り込まれるかというものも各課局にヒアリングしながら事業を盛り込んでいくというような内容になりますので、なお、こちらにつきましては、令和4年度以降につきまして各課局で国や県の補助金をいただくに対して、その要件であったり、優先での先行採択をしていただくというようなものにもなっておりますので、計画を策定することとさせていただきますので、ご承知いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、今実際に気になっている箇所や防災計画というところでも、ここが懸念されるなということが既に皆さんご認識がそれぞれあるかと思うのですが、それが国土強靱化地域計画によって実際に具体的に工事だったら工事がなされるとか、そういう段階に入るのは令和5年とか、そういうタイミングになってくるのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

そちらの実際にこの計画には盛り込む事業にはなってくるかと思うのですが、それを実際に当然予算がないと事業は実施できませんので、その中でどれを優先してやっていくかというのは今後各課局と検討を詰めて、できる年度に予算を取っていただき、実施していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） はい、分かりました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。あるようでございますが、休憩後にお願いしたいというふうに思います。

それでは、暫時休憩といたします。再開は10時45分ということでお願いします。

休 憩 （午前10時29分）

再 開 （午前10時45分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

◎発言の訂正

○委員長（瀬上邦久委員） 休憩前の上野委員の質問に対する答弁について、産業振興課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、委員長の発言のお許しを得ましたので、発言させていただきます。

先ほど上野委員さんのほうに企業誘致奨励金に関しまして、今後させていただきますという発言をさせていただきました。これはちょっと訂正させていただきたいと思います。企業誘致条例に関しては、もともと町民の雇用を促進するための条例のほうでございます。そして、先ほどお話しのように、企業誘致条例で中小企業に関しても働きかけを行うという話をさせていただきましたが、中小企業に対する雇用、こちらのほうに関しては商工会、こちらと連携をしまして、伴走型とか事業計画あるのですが、そちらのほうで役場のほうは推進させていただいております。今後そちらの商工会と連携を取る中で中小企業者、そしてフリーランスとかいろいろあると思いますけれども、そちらのところに関しては商工会と連携を取りながら推進をしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（瀬上邦久委員） それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

井上委員、質問席をお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 井上です。何点か質問させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、着座で失礼いたします。

最初に、今年度の予算編成のことでちょっと一言申し上げたいと思うのですが、今年度はここに書いてありますように、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な税減収が見込まれるということで、この中ではいろいろな事業の今までと違っての見直しを図るということなんか説明がありました。今までも必要だからいろんな事業をやってきたわけですが、今年度は特に減収ですので、使うべき費用がやっぱり減っているわけですから、それに見込んだ事業を計画して行うと思うのです。そんな中でこれに必要なことは、これを遂行するに当たっては、今後の職員、その知恵とか、スキルだとか、そういうものが試される年だと思うのです。そういうことで、ぜひここにもありますように、これからも少ない予算で効率的な、有効な行政運営をするということを書いてありますけれども、ぜひこれで職員が一致団結して、いろんな事業がそんな効率、大きな費用をかけなくてもできるのだとそういうことでぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。それをまず最初に言わせていただきます。

次に、委託についてなのですが、例えば75ページの道路橋定期点検委託料、ここもあります。ここで2,900万円計上されております。この委託はこれに限らず、以前も森田議員がいらしたときにも委託のことについて大変質問されておりましたけれども、私もいつもこの予算の委託についてはちょっと疑問視するところがあるのです。例えば、今説明いただきまして、特に産業振興課、そして建設課ですか、そういうところで多く委託、今までの総務の関係では委託がされております。委託するに当たっては、いろいろ各課で詳細に検討はしておると思いますが、その委託先によっては信用するかどうか、それは各課によって決めると思うのですが、委託するに当たっての細心の注意というか、特にこういうところを注意して、こういう会社へは委託していませんよと、そういうようなことについて何かありましたらお聞かせください。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから井上委員さんのご質問にお答えいたします。

来年度、道路橋定期点検委託料といたしまして2,900万円計上している件でございます。この委託に関しましては、基本的には指名競争入札で、橋梁点検をやった実績がある会社に発注する予定でございます。この橋梁点検につきましても平成26年7月1日に道路法改正によりまして、橋梁の近接目視が義務化されたことから実施をするものでございます。令和3年度につきましても、道路橋が37橋、カルバート橋が43橋、跨線橋1橋、歩道橋2橋の合計83橋の橋梁点検を近接目視などで

橋に手が届く範囲で点検しなければならないということから、様々な機械を用いたり、東武鉄道の上に乗っている橋を点検したりする関係で委託をしないと、なかなか職員ではできないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 例えば建設課でそのような、今の橋の点検については聞いたのですけれども、では例えば今のことですけれども、委託するのに条件がここにありましたね、今指名競争入札とか、共同点検をやった会社とか、そういうことを目標というか、それで、それを基にして委託をしているということですが、それ以外の何かもう少し違った内容というか、ことはないですか、これ2点ぐらいで。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから井上委員さんのご質問にお答えいたします。

基本的には橋梁の点検をやった実績がある会社なのですが、それとは別に監理技術者といたしまして技術士という国家資格、そちらのほうを持った方を専任で配置してもらえるというような、あとは会社によってはいろいろな人、照査技術者とかそれについても技術士とか、そういった資格を求めています。また、橋梁点検につきましても、点検する方につきましても橋梁点検の講習を受けた者ということで規定をさせていただき予定でございます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 今の点検の方法が何か目視ということは今述べられましたけれども、何かいろいろテレビとか何かの報道を聞きますと、目視と、あとハンマーですか、そういう機械を使ってやるという橋梁、やっているという、そういうお話があるのですけれども、今現在はそうすると目視とそういう機械、器具を使ってやっているのだと思うのですけれども、ある県によりますと、ITを利用して今橋梁の点検作業をしているというところがあるということを知りましたけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから井上委員さんのご質問に答弁いたします。

基本的には、国の示されている点検方法といたしましては近接目視で、ハンマーとの併用も可能でございます。ハンマーとの併用は点検をしながらコンクリート面が剥離されていて、今にも下に落ちて第三者被害になりそうな部分につきましては、ハンマーでその部分をたたき落としをしまして措置をしますので、近接目視プラス、ハンマーを活用していきます。今井上委員さんがおっし

やったとおり、AIの技術で橋梁点検、診断をしたりとか、点検をしたりとかというのは、実際出てきています。ただ、なかなか国の部係がないもので、なかなか使いたいとは思っているのですが、部係がまだ整備されていないので、利用したくてもできないと。ただ、来年度、取った業者によっては通常の点検プラスアルファという形でAIを使ったとか、ドローンを使った点検や診断をやっていただけるようなところが落札すれば、そういったところも試験的にやってみようかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 今その説明をいただいたので、ちょっと私間違えました。AIです。やはり橋というのは、いつ、どこで、人が通ったときに車、あるいは人が、多く通るのは車ですね。そうしたときにいつ崩落が起こるかも分かりません。そんなときにやはり人命に関わるが多くなりますので、これからは目視も必要なのですけれども、ぜひ目視、ハンマー、それに付け加えてのAIですか、それをこれからは、あとドローンですか、そういうものを使ってできるように、委託するときに、そういうことも検討してやっていったらと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから井上委員さんのご質問に答弁いたします。

井上委員さんがおっしゃったとおり、今後AI、ドローン等の機械等を活用を前向きに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） このことについては以上です。ありがとうございました。

次に、予算書の39ページの総務管理費のところをお願いいたします。委託料の、ここも委託料なのですけれども、パートナーシッププラン、先ほど上野委員も質問されましたけれども、同じく私もこのところで質問させていただきます。

作成業務委託料が計上されておるのですが、この委託料云々ではないのですけれども、この内容なのですが、作成するのに当たって私が昨年質問したときに、パートナーシッププランについてどのようにこれを考えているかということで質問しましたら、来年は第3次で改訂するという、そういうことを答弁されました。この中で見直しをするという、手直しをするという、そういうことが付け加えられていたと思います。先ほど上野委員のところからも質問があったときに、そのような内容で、男女が共同して社会を目指すこと、そういうことを先ほど答弁聞きましたけれども、それは結構なのですけれども、ちなみに今日は、3月8日というのは国際女性デーということで、女性の地位向上や差別撤廃を目的に1975年に国連によって定められた目標なのです。世界各国では、い

ろいろな目標を掲げてこれらに向かって活動を続けているということです。我が国でも国レベルにおいてはジェンダー・ギャップなどが幅広く、県、地方等へ発信されて、特に女性の地位向上、それから女性がいろいろなことに参加するそのパーセンテージ、そういうものの向上とか、それから差別、そういうところの撤廃、そういうことに国レベルから地方へもいろいろなアンケート調査等が来ておりまして力を入れているところです。

しかし、日本はまだまだ世界各国と比べて、ギャップを少なくするにはまだ時間がかかるようです。いろいろな調査で、調査の内容をちょっと忘れましたが、ある調査をしたところ、日本の地位がどの程度のところに行っているかということである会社が調べたところ、百五十何位のうち日本は百二十何位という、そういうところに位置しているという、そういうデータも載っておりますけれども、本当にまだまだ日本は女性の地位向上、本当に差別の撤廃が遅れているという、そういうことが示されております。

そういうことで、私ここでちょっと聞きたいのですけれども、2015年の9月に国連総会で今いろいろなところで教育、貧困、それから環境等の問題で出ておりますSDGs、これは持続可能な開発目標が国連総会で採択されて、17の目標を掲げているのです。その中には2つぐらい、17のうち2項目が大きな項目の中として女性撤廃、それからパートナーシップの目標、そういうことを掲げておるのです。それがやはり今もういろんなところで、世界あるいは日本の中でも、教育界のところでもこのSDGsを取り入れて、発表等もう既にしているところがあります。そういうことであって、当町でも滑川町でももういろんなところで既に、改めてこれをSDGsという言葉で取り組まなくてももうそういうことにはしているよという課もあると思いますけれども、あえてこのたびこれが出された、採択されたということは、やはり今より以上にこれを強くやって、その目標にゴールというのですから、その目標にゴールしなくてはいけないわけです。ということで、町としてもこれは取り組むべき大きな課題だと思いますので、今回パートナーシッププランを作成するという業務があるわけですが、このプランを作成するに当たってジェンダー平等の実現、あるいはこれをパートナーシップというか、どの程度ジェンダー平等をするか、そういう差別撤廃ですか、そういうことに関係した、こういうことを作成するに当たって今回のパートナーシッププランにこれをどのように取り込んで作成するか、それを伺います。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤が井上委員さんのご質問についてご答弁申し上げます。

先ほど来言われたとおり、井上委員さんのおっしゃるとおり、ジェンダーの差別の撤廃ですとか、そういったものは重要な課題と町としても受け止めておりますので、来年度策定に向けて、まずは町民の方の意識調査、こういったものを実施しまして、また各種団体ですとか、そういったもののヒアリング、そういった中で、あとはこちらの前回の第2次パートナーシッププランのときにも井

上委員さんにもお世話になりながら策定委員会を開催し、その中で意見を聴取しながら策定してきたものでございますので、第3次パートナーシッププランにつきましてもその策定委員さんの意見を取り入れながら、先ほどの委員さんのご意見等も踏まえた上で計画策定に進んでいければと思いますので、ご承知いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 今答弁いただきました。ありがとうございました。

これは2015年にもう採択されておりまして、年代的にはもう随分たっているのです。ですから、今に始まったことではないのですけれども、やっぱり日本はまだまだ差別のギャップが大きい。どこにおいてもあるのです。例えば女性がセクハラとかそういう問題も、女性の弱者というか、そういう弱点というか、そういうところを突かれているというか、何かそのようなこともあるのかなと思うのですけれども、男女平等、私はなぜ議員になったかという、その一つの目標には男女平等参画社会の確立という、そういうものを一つ掲げて私は出てきているのです。ですから、この差別というのは認められないと思うのです。ですから、女性も男性も世の中大体半々ということであるわけですから、男性社会ではないので、女性のいろいろな考えとか、そういう思いとか、そういうものが社会に反映されなくては何もならないわけです。ということで、どこにおいても、どこの社会でもまだまだ女性の地位が低い。差別がいろんなところで見られる。私も先ほども申し上げましたように、国からのほうのいろんな婦人の女性の集まりの中での会議、あるいはアンケートの中で差別のことが出るのですけれども、これはまだまだいろんなところでこれが起こっているという、そういう事実、それを聞いておりますけれども、やっぱり滑川町でもこのことについては大いにこれからも取り上げていくべきものだと思います。ですから、このパートナーシッププランをつくるに当たって、簡単にこうにします、ああにしますと、そういうふうに言いますけれども、実際に女性の考え、思い、それをどの程度に入れていくか、そういうことはこれからの町としてのやるべきことです。ですから、例えば町のいろんな審議の内容ですとか、そういう決定権のあるところの女性の参画、参加は30%以上になっているのですか。何か随分パーセンテージが上がっているようでございますけれども、やっぱりそれに踏みとどまることなく、これからはいろんな面で男女の差別の撤廃、本当にこのSDGsで言っているように男女平等、ジェンダー平等の実現、これに私は一歩でも二歩でも進んでいって、この目標のゴール、そこの到達するところ、そのところへ私は行くべき努力をしていただけたらなというふうに思っております。ですから、今回のパートナーシッププランにつきましても、そういうことをいろんなことを加味して取り込んでいただき、多くの人の意見、これを先ほど齋藤さんのほうからもお話がありましたように、いろんな人から取り入れてやっていただきたいと思います。そしてまた、このプランをつくっただけではなくて、このプランをどのように生かすか、これもまた大切なのです。ただつくったからいいというものではないのです。ですから、ぜひこれをつくった、そしてこれをどのように活用するか、そういうことと今後のこと

も考えて、これはぜひプラン作成に当たっていただきたいと思います。何かご意見ありますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副主幹・人権・自治振興担当（齋藤訓行） 総務政策課人権・自治振興担当、齋藤がご答弁申し上げます。

井上委員さんからの貴重なご意見を来年度作成予定のパートナーシッププランに生かして、なおまた計画だけでなく、その後の活用も踏まえてしっかり検討していきたいと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） では、そのことをよろしくお願ひ申し上げまして、私の質問終わります。ありがとうございました。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありますか。

吉野委員、質問席へお願ひします。

○13番（吉野正浩委員） 吉野正浩です。よろしくお願ひします。着座にてよろしくお願ひします。

13ページ、お願ひします。歳入ですが、町税の法人、現年課税の関係なのですけれども、先ほど課長のほうから概略的な説明がございましたが、ここで昨年度に比較すると、均等割が増加しておりますが、その内容についてお伺ひします。

○委員長（瀬上邦久委員） 税務課、お願ひします。

○税務課副主幹・町民税担当（西浦俊行） 税務課町民税担当、西浦よりご答弁申し上げます。

法人税の均等割につきましては320万6,000円の増額となっております。これにつきましては、令和2年4月1日現在の法人登録、現在変わりありませんが、その部分を基本としておりますので、9号法人が実際には1社増加しておりますので、その分の増ということで、最終的に320万6,000円の増額となっております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 分かりました。

次に、昨年度と比較すると、法人税割が相当減額になっておりますが、その内容を。先ほど国の総務省のほうの試算という形で52.2%減になったということをお聞きしましたが、ちょっとその点もう少し詳しくお願ひしたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 税務課、お願ひします。

○税務課副主幹・町民税担当（西浦俊行） 税務課町民税担当、西浦より答弁申し上げます。

令和3年度の法人税割につきましては、1億690万5,000円を計上しておりまして、前年度より比較しますと9,789万5,000円の減、パーセンテージとして47.8%の減という形になっております。法人税割額につきましては、企業の営業利益によって発生する国税の法人税額が課税標準として使用

されております。現在新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、実際にはこの4年度が決算終了、いわゆる決算年度となる法人が多くなっておりますので、この3年度についてなかなか税収が見込めないという現状で、また将来の法人の収益、最終決算を予測する部分もありますので、なかなか困難なところであるのですが、令和3年度につきましては、先ほど課長のほうからもご説明申し上げました。総務省の自治財政局の令和3年度地方財政対策の概要の税収見込みというものが発出されております。その際に法人税割、いわゆる地方の法人税割につきましては、そちらのほうでも前年度比52.2%を算定されておりますので、そちらの数値を基礎数値といたしまして、令和2年度の予算額に対して52.2%の1億690万5,000円として計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

それでは、分かる範囲内で結構なのですが、個別的に今中間決算がもう終わっている企業もあると思います。そうした中で、大手企業のほうの業績が悪いところと好調な企業があると思うのですけれども、大体の感じでいいのですけれども、そういった企業のどういう業種があまりよくなって、中にはこういう企業もあるよというようなことが中間決算あたりで分かればお聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 税務課、お願いします。

○税務課副主幹・町民税担当（西浦俊行） 税務課町民税担当、西浦より吉野委員さんのご質問に答弁申し上げます。

なかなか個別の企業名を挙げるということは難しい部分がございますので、全体の話としては、やはりこういった人の出入りが少なくなっておりますので、いわゆる運輸産業、観光事業といった部分につきましては、実際には中間決算もしくはもう予定申告という形でゼロというような形のものも実際には出ておりますので、かなり厳しい状況ではないかなと。なかなかプラスというのは、現状この令和2年を見ていく中では見受けられないという状態でございます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございました。

それでは、次の質問に変えます。32ページの、節が7、報償費の一番下にあります迷惑相談員報償の関係でお聞きします。この相談の概要と相談件数をお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課総務担当、大林が答弁申し上げます。

まず、相談の概要でございますが、相談日につきましては、原則として週3日、月、水、金とな

っております。相談日における開設時間でございますが、職員と同じ8時半から5時15分まで、相談時間となっております。そして、相談内容でございますが、主に住民の方の困り事の相談が主な内容になります。特に多い相談につきましては、近隣住民の問題ですとか、金銭問題、それから家庭内の問題等、様々な困り事の相談に応じているところでございます。相談件数でございますが、昨年度につきましては、面談による相談が59件ございました。そして電話による相談が67件、合計といたしまして126件の相談件数でございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 迷惑相談員さんはどのような方なのかをお願いします。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課総務担当、大林が答弁申し上げます。

相談員さんにつきましては、滑川町の迷惑相談員設置規則に基づきまして任命をしておるところでございます。現在任命している迷惑相談員につきましては、嵐山町出身で、現在も長瀬に在住しております内山泰彦さんという方でございます。元警視庁に勤務されていた警察官の方でございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 今聞きますと、年間126件、月にして約10件ぐらいということによろしいね。月、水、金、週に3日で、4週あると12日間で10件、すると1日1件ぐらいで、8時半から5時15分までいるという、こういった内容が実際だと思えるのですけれども、ほかに今聞いたところ、金銭問題とか、そういうものも該当になるということであれば、迷惑というよりも法律相談とか、ほかの行政相談なんかも様々な相談を滑川町も実施してございます。そうした中で迷惑相談のみ特化してこれをやる必要があるのかどうか、私ちょっと疑問なのです。その辺お聞かせ願いたいのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課総務担当、大林が答弁申し上げます。

ご質問の迷惑相談の特化して行う必要性はどうかというご質問でございますが、他のいろいろなまちで各種相談事を実施しています。例えば法律相談や行政相談等々ございますけれども、そちらについては、月1回程度の相談日の開設で、その専門分野の相談を受けることとなります。対して迷惑相談につきましては、町民の方からの困り事の相談事であれば、どんな内容であっても相談に応じているという状況でございます。相談日も週3回開設しております、住民からの相談件数、

状況を見ましても町としては住民サービスの一環としてこの迷惑相談を今後も実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉田町長、お願いします。

○町長（吉田 昇） 私の立場とすると、民事介入ができないという立場でございますので、特にそうした民事の問題で町民が非常に困っている場合が多いわけございまして、そうした面では、私の立場としては介入できないということで、その代わりに相談員を雇って、いわゆる民民の関係ですとか、そういうものを解決をしていただいているというのが実態でございます。特に、ですから、私は介入できない民事の問題、そうしたものを主体的にお願いをしようというのが実情でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。

町長が言っていることはよく分かります。私がちょっと申し述べたいのは、1日1件ぐらいなのです。その予算を、1日1件ということになれば、もう少し考えていただいて8時半から5時15分、月、水、金、その辺を予算も220万円弱お使いになっているわけです。そういった中で、今町長さんがおっしゃいましたとおり、本当に専門的なそういった相談となれば、やっぱりほかに司法書士、行政書士、税理士とかそういう方もいるわけですが、滑川町にはそういった専門員が行うのは弁護士相談しかなくて、ですから私の言いたいのは、そういう専門職がやるような相談に少し予算を振り分けていくのもひとつ考えではないかということが、1つございます。

もう一点は、私も「広報なめがわ」を見させていただいて迷惑相談ということなのですから、内容は身近な困り事相談ということなのです、中身が。迷惑相談というと、何か民事的なことのみやるのかなと考えたのですが、町長さんからご説明あったとおり、それだけではなくいろんな法的なものを行っているのだということであれば、迷惑ではなくて身近な困り事なんていったら、身近な困り事相談とかのほうが、私は迷惑というのに特化すると、申込みがちょっとしにくい。何でも身近な困り事があればという内容であれば、名前をそういうふうにしたほうが良いという、私は考えているのですが、いかがなものですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・総務担当（大林具視） 総務政策課総務担当、大林が答弁申し上げます。

吉野委員さんおっしゃるとおり、迷惑相談員、今そういう形になっております。町民の方から相談しやすい、分かりやすい相談体制をつくっていくということであれば、名前の変更も含めてちょっと庁内で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） よろしく検討のほどを。名称が迷惑相談というとな歩引いてしまうのですが、身の回りの相談ということになれば、意外と申込みがもっと増えるのではないかと思うので、よろしく願いいたします。

次が69ページ、よろしくお願ひします。69ページの節18番の負担金、補助及び交付金なのですが、金額は小さいのですが、りんご栽培研究会補助金というのが4万円あるのですが、この研究会の概要について、まずお伺ひしたいと思ひます。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願ひします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より吉野委員さんの質問について答弁申させていただきます。

りんご栽培研究会補助金の、研究会の概要ということでございますが、現在りんご栽培研究会員20名で構成されております会によりますリンゴの生産の振興発展と栽培技術の向上、また生産のほうをされたリンゴをPRするため、滑川町の農産物直売所を会場に、例年ですと8月に開催されておりますリンゴまつりのほうや、あとは11月に開催しております滑川まつりにて販売を行っております。また、直売所の脇にございますリンゴ園の維持管理につきましてもご尽力いただいております。さらにはリンゴの栽培、生産を通じることによります会員相互の福利の増進、親睦を図ってございます。りんご栽培研究会の概要につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） これは補助金の交付要綱でやっているのかということなのですが、要するに補助金の使途というのを具体的にお伺ひしたのですが、

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願ひします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より吉野委員さんの質問について答弁いたします。

りんご栽培研究会の補助金の使途ということでございますが、主な支出といたしましては、肥料代、農薬代、また紙袋等の材料代、また剪定ばさみ等の材代が主な支出項目となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 先ほど直売所で販売しているとか、その脇でリンゴ園を維持しているということなのですが、リンゴ栽培の具体的な実態とか販売等はどのようなふうになっているのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願ひします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 農林商工担当、吉野より吉野委員さんの質問について答弁いたします。

リンゴ栽培の実態と販売等ということでございますが、まずリンゴ栽培の実態でございますけれども、ここ近年、特に昨年につきましては、7月までの長梅雨とそれ以降の急激な気温上昇などの天候不順によりまして、生産量のほうは減少となっております。さらに生産者のほうの高齢化が近年の問題となっておりますところでございます。また、リンゴ栽培の販売につきましては、滑川町の農産物の直売所のほうで販売を行ってございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） この研究会というのはもう発足して相当長いのかなと思うのですけれども、何年ぐらいたっていますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より吉野委員さんの質問に答弁申し上げます。

発足の年数については今何年からというのが手元にはございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 私のちょっと申し上げたいことは、もうりんご研究会というのは、個人事になりますけれども、うちの亡くなったおやじが発足当時やっていたのだから、もう数十年たっていると思うのです。当時は滑川町でもそういったリンゴ栽培を増やそうということで、いろいろ確かに分からないことが多くて、苗木を配ったり、技術講習とか研修とかというのはたしかやっていたと思うのです。だけれども、それだけに、ではどのくらいのリンゴ農家が増えたかということも懸念されることなのですけれども、当時はふじだったかな、そういった新しいリンゴを作るのはとても、桑園ですね、桑原とかああいうのを伐根したときに、そういったところに植えたらいいのではないかというので、ちょっとそういうのを契機になって始めたのです。確かにリンゴなんかでは分からないからというので、消毒の仕方とか、そういうの分からないからというので研究会が発足したと思うのですけれども、もう相当長い間やっている中で何を、失礼ですけれども、どういったことを研究して、どのくらい研究成果が上がったのかとか、そういうのもちょっともうそろそろ中身をもう少し精査するなりしていったほうがいい実態にあるのではないかと、自分は予想なのですけれども、そう思うのです。その辺は実態は町のほうでどうお考えなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課、お願いします。

○産業振興課主幹・農林商工担当（吉野和弘） 産業振興課農林商工担当、吉野より吉野委員さんのご質問に答弁いたします。

リンゴ研究会の皆様には先ほども少し申し上げましたが、直売所協のリンゴ園の維持管理等も行

っていただいております、町内のリンゴの振興発展活動における町内のリンゴのPR活動等には鋭意ご尽力いただいておりますところでございますから、今後につきましても支援を行っていきたいと考えておりますが、今賜りました意見も参考に今後取組を進めさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） すみません、産業振興課長、補足説明をさせていただきます。

滑川町は、こちら農業、稲作が中心でございます。そんな中、リンゴとか果樹、こちらのほうが昔の桑園、こちらのところをどうしようかということで、こういう形のりんご研究会というのが発足した次第だと思っております。およそ私が知る限りで申し訳ございません、20年以上たっているのかなというふうに思っております。そんな中、基本的には滑川町でいろいろなもの、何でもできる、この気候に合わせた形で、栗、柿、そしてリンゴという形の中でいろんなものが作られるのではないかという中でこの研究会発足しております。そんな中、リンゴに特化した形ではないのですけれども、私ども、こちらのりんご研究会には、特売所のすぐ横に桑園、リンゴ園ありますけれども、こちらをオーナー制度を始めたりとかいろんなことをやっておりました。ちょっとこのところ気候の関係でうまく作れない状況もあったのですけれども、滑川町にはリンゴもできるのだよというような話も農業農作物を推進しながら、そして滑川町としては、滑川町とはどういうところなのだろうという、そういった中に見えないアピールといたらあれなのですけれども、そちらのほうもしていきたいなという中で今回こういう形で補助金、補助を出しております。そして滑川まつり、それから直売所のお祭り、こちらのほうも出店させていただいておりますので、そうした中で滑川町の農産物を推進するための一助というふうに考えておりますので、よろしく願いします。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 滑川町のほうで、そういった当初の研修会という趣旨の下に始まったものですから、今課長が言ったように20年以上はたっているなど。私も20年以上は十分たっていると考えています。金額は少ないのですけれども、やっぱりその辺を費用対効果ではないのですけれども、ある程度精査していかないと、補助金というのはもうどんどん膨れ上がってしまっていくますので、この辺は、リンゴ農家を責めているわけではないのです。要するに中身をもう少し精査して、指導するならもっと指導するとかして推進していくとか、私が思うにはあまり目に見えないというか、大変恐縮なのですけれども、ぜひ逆に言えば、こういったグループがどんどん活躍して、町もそういった農産物の生産につなげていくことを期待しまして、私の質問を終わりにします。失礼します。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありますか。

質疑あるようでございますが、休憩後にお願いをしたいというふうに思います。

暫時休憩とします。再開は午後1時、よろしくお願いします。

休 憩 (午前11時37分)

再 開 (午後 1時00分)

○委員長(瀬上邦久委員) 再開します。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番(阿部弘明委員) 14番、阿部でございます。よろしくお願いいたします。着座をお願いします。

まず、全体通して今回のこの当初予算なのですけれども、これまで何回か地方創生臨時交付金などが出されてコロナ対策が打たれているというふうに思います。そのトータルの金額、そしてこれまでの使途のトータルについてお聞きしたいと。また、まだやっていない、残っている計画があるのかどうか。また、今後の交付金の予定などについても国から出されるというふうに思いますが、いつ頃、幾らぐらいなのか。そして、それをこの議会に係る、また専決になるのかどうかと、こういったようなことについてもお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長(瀬上邦久委員) 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当(松本由紀夫) それでは、総務政策課財政担当、松本より阿部委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、地方創生臨時交付金なのですが、来年度へ繰り越す6,785万4,000円を除きますと、今年度の交付額は2億1,273万3,000円となります。これに対して、地方創生臨時交付金実施計画に掲載している事業費なのですが、2億2,861万2,000円ということで、約1,600万円歳出が超過している状況ではございます。ただし、今現在財政担当で各事業の進捗調査を行っておりまして、その結果の執行見込額とかを集計したところ、臨時交付金として入ってくる金額より、まだちょっと数値精査中なのですけれども、数十万円歳出が超過する程度で、収支のほうは決算となる見込みでございます。そして、残っている事業というと、実施計画でまだ実施していない事業ということで申し上げさせていただきますと、この後議案審議で今年度の補正予算第9号上げさせていただいておりますけれども、その中で繰越明許費として掲載させていただいております教育関係のGIGAスクール関係の教職員用のタブレット端末購入、こういったものは来年度へ町として繰り越して実施していく見込みでございます。

以上でございます。

○委員長(瀬上邦久委員) 阿部委員。

○14番(阿部弘明委員) そうすると、大体この補正で今回も行うし、今後もそういったような形で、国からの臨時交付金についてはコロナ対策ということでやっていくというお考えだと思うのです

が、それについての議会との関係はどういうふうになりますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当（松本由紀夫） 財政担当、松本よりお答え申し上げます。

先ほど申し上げました6,785万2,000円、こちらは国のほうで令和2年度から3年度へ繰り越していただきまして、町としては令和3年度の補正予算で事業を組んで実施してまいりたいと考えております。各課局でいろいろ実施したい事業とかも検討中と思われますけれども、その事業を集約しまして精査、検討させていただきまして、補正予算の議案として上程させていただければと思っております。できれば、緊急経済対策という側面もございますので、早期実施が望ましいと財政担当としても考えておるところですけれども、4月年度明けたら、臨時議会とかで補正予算案を上げさせていただいて、ご審議いただければと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。今回のこの当初予算にはコロナ対策その辺入っていないわけなのですけれども、基本的にはそういった補正で賄おうというのが基本的な考え方なわけですね。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当（松本由紀夫） 財政担当、松本よりお答え申し上げます。

町としても独自にコロナ関係の事業を盛り込みたいところではございますけれども、かねてから申し上げてますとおり、町税の大幅な減収等で通常の事業をやっていくのがやっとなという、町も非常に厳しい状況にございます。そういった点からも国の臨時交付金というのが貴重な財源となつてきますので、これらを有効活用して効果ある事業を組んでいければと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 続いて15ページなのですけれども、地方消費税の減収補填というのはあるというふうに思うのですが、これはどの時点で減収補填されるのかということをちょっとお聞きしたい。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当（松本由紀夫） 財政担当、松本よりお答え申し上げます。

まず、令和3年度地方財政対策というのが暮れに国から発出されまして、その中で地方税等の大幅な減収に対応するため、地方交付税5%、そして臨時財政対策債大幅な増額というふうに示されております。当初から見込まれている減収分については、地方交付税と臨財債で減収補填というふうに国のほうは考えているようです。これを下回った部分、これに関しましては減収補填債という、年度後半になると思うのですけれども、減収補填債という方向になってくるかと思えます。ただし、地方消費税交付金に関しては、従来は減収補填債の対象の税目ではございません。令和2年度のみ

特例で減収補填債の発行対象税目になっている関係もございます。それなので、令和3年度に地方消費税交付金の国が見込んでいた以上の減収分、こちら減収補填債の発行対象になるかというのは今後国からの情報を待たなければいけないところです。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） もう一つ、16ページの地方特例交付金減収補填特例債の項目があるのですが、こういったようないろんなところ、国の補填をする義務が私はあるというふうに思うのです。地方自治体がこれだけ減収したときには、地方自治体は住民の福祉を守らなければいけないわけですから、どうしてもお金が足りない部分については国が補填すると。これは国の義務だというふうに思うのです。そういったような考え方が一般的だというふうに思うのです。さらに地方交付税が増額されたわけですが、この辺の増額理由、これについてもちょっと教えていただきたい。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当（松本由紀夫） 財政担当、松本よりお答え申し上げます。

地方交付税と臨財債の増額理由ですけれども、地方財政対策のほうで申し上げますと、やはり先ほど申し上げたとおり地方税の大幅な減収に対応というのが一つの目的でございます。そのほか防災・減災、国土強靱化の推進など重要課題に取り組むためというのも目的の一つとして挙げられております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） また、臨時財政対策債もそうなのですけれども、今言われたように、やはりそうやって国としては、先ほども言いましたが、地方自治体が困らないように、要するに普通の住民が生活する上で困らないような財政を補填しなければいけないというのは、これは国としての役割であり義務だというふうに思うのですけれども。ですから、確かに町民税などの大幅な減収は見込まれるわけだけでも、それを補填するのが国の役割なので、基本的には補填されるだろうということを前提にこの当初予算も組まれているのだろうというふうに。様々な儉約をしなければならぬところもあるだろうけれども、しかし必要なところにおいてはきちんと手当ををしていく。それはやっぱり町の地方自治体の役割だというふうに思うのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課副課長兼主席主幹・財政担当（松本由紀夫） 財政担当、松本よりお答え申し上げます。

阿部委員おっしゃられるとおり、やはり国が減収分については補填すべきという考えでおります。今年度と申しますか、令和2年度からのコロナの減収で、県の町村会を通じて全国町村会、そして

地方6団体要望として国へ要望を上げさせていく過程で、町といたしましても町村会が上げる要望の案が来たときには交付税の大幅な増額をという要望があったので、私のほうからの意見として、交付税だと税金が原資ですから、どうしても交付税の交付には限度がある。となれば、やはり臨時交付金、現金で支給するよう変えてほしいという私からの要望は出ささせていただいております。今国のほうは交付税と臨財債という措置でやられているのが現状ですけれども、やはり阿部委員さんと同じように私も交付金としてお金でもらうのが筋だと考えておりますので、その町村会要望の検討の際にはそういう意見を出ささせていただきました。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。ぜひそういう方向で頑張っていたきたいというふうに思います。

続きまして、20ページと、そして43ページもあるのでありますが、通知カードの問題について質問したいというふうに思います。この通知カード交付金、国から1,316万円が来ているわけですが、これの使い道についてまずお聞きしたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） 町民保険課町民担当、高坂が阿部委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、通知カード・個人番号カード交付金1,316万円の使途につきましてご回答申し上げます。

そちらの内訳につきましては、大きく分けて事業費257万円、それから事務費1,593万円となっております。事業費につきましては、申請された個人番号のカードの情報の入力、それからカードの発行を地方公共団体情報システム機構というところにカードの作成を委託しているために、そちらのほうに全額委託料としてお支払いする形になります。

また、事務費につきましては、地方公共団体から届きましたカードを交付できるようにするための事務手続、それから交付できる状態になってから申請された方々に対してお送りする郵送料、こちらにつきましては、住民基本台帳費のほうではなくて、総務政策課のほうで区内特別郵便取りまとめしておりますので、そちらのほうに充当することになっております。

また、役場の窓口で申請された皆様につきましては、役場の窓口でご本人様確認させていただいておりますので、カードにつきましては、完成後にご本人様宛てに本人限定郵便という書留よりももう少し厳重な郵便でお送りするための費用として、郵送料としてこちら使用されることになっております。

また、それからマイナンバーカードの事務に係る会計年度任用職員の人件費、それから平日夜間マイナンバーカードの特別開庁の窓口設けておりますので、そちらの職員の時間外勤務手当、それからまたマイナンバーカードをお作りいただいた後、住所や氏名の変更が生じることがありますの

で、その住所や氏名が変更になったときに、マイナンバーカードの表面に変更後の住所氏名を記載する欄がありますので、そちらに書き込みするための機械、そちらの費用となっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 町も目標を持ってマイナンバーカードの発行を進めているようではけれども、この問題については私度々質問しておりますけれども、説明、住民の皆さんにメリットはいろいろあるだろうということと言うのだろうというふうに思いますけれども、デメリットの説明などについては行っておりますでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） 町民保険課町民担当、高坂が阿部委員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードを所持することによるデメリットということなのですが、具体的にどうしているかといいますと、マイナンバーカードをお渡しする際、それから窓口で申請をお受けした際に、万が一カードを紛失された場合ですとかセキュリティについてのパンフレットや、あとカードを紛失されたときにクレジットカードと同じように考えていただいて警察のほうにお届けいただくように、そちらについては口頭でご説明させていただいております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 当初税・社会保障のためのということで打ち出されて、これまでも進められてきたわけですが、まずこの間、昨年スーパーシティ法と、いわゆる国家戦略特区法の改正が行われて、さらに今年デジタル関連法案が今上程されているわけですが、こういった中でこのマイナンバーが、要するにありとあらゆるところで使われる可能性が非常に高まってきているわけです。今年の春からは保険証でも使えるとか、免許証にも使えるようにするとかいろいろな利便性については今どんどん広げようとしているわけですが、相変わらず情報漏えいがひどいです。この辺についてもっと、要するにスーパーシティもそうですし、今のデジタル法もそうですけれども、本当にマイナンバーの情報がどれだけ企業が使えるようにするかとか、それを基にして監視社会というか、それを一人一人がどういう行動をしているのか、どういう買物をしているのか、どこに行ったとかというようなことを全部分かるようにするような法案にだんだん変質してきているのです、このマイナンバーカードの持つ意味が。そういった意味で、町としてもその辺の意味をよく考えていかないといけないのではないかなというふうに思うのです。

個人情報を守られないというのは憲法で保障する、いわゆるプライバシー権の侵害になるわけですから、これは本当に住民福祉のためにならない、逆の意味で逆行するようなことになるわけなのです。そういったようなことを町としてもどういうふうに今後考えていかななくてはならないのかと

いうふうなことなのです。国は今どんどん進めようとしているわけですが、町としてはこの個人情報を守るといふことなことをもっと考えなければいけないのではないかなと思うのです。個人情報保護法に基づいて条例もつくられているというふうに思うのですけれども、この件について、町では情報は漏れませんよという話にはなかなかならないのではないかなと思うのですが、そこはどんなふうに住民との関係では、住民にどんどんマイナンバーを勧めるわけですから、勧めた町の情報が漏れたということになったら大変なわけで、その辺の問題についても考えなければいけないというふうに思うのですけれども、どうでしょうか、その辺。ちょっと通告していなかった。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） それでは、町民保険課長、阿部委員さんのご質問に答弁したいと思います。

町民保険課のほうでマイナンバーカードの交付等を行っているわけなのですが、先ほど高坂が申し上げたとおり、その場でカードの情報の中には住所、氏名、生年月日等、基本4情報が含まれておりますし、マイナンバーカードの番号も記載されております。そういったものをカードをもし落としてしまった、なくしてしまったときはやはりリスクがあると考えてはおります。そういったときには警察に届ける、そしてまた役場にもお話をいただいてカードを止めるというようなことはやはり必要だと思っておりますので、カードのそういった運用についてはしっかり窓口で説明はしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 非常に難しい問題なので、あまりここでやってもしょうがないなと思うのですが、ただ今後マイナンバーカードで保険証に使うとか、いろいろ使うようになってしまうと、ずっと持っているという形になるのです。所持していなければ意味ないわけですから。そういったようなことになると、ますます紛失もそうですし、情報漏えいというのはもう個人がどんなに頑張っても守れませんから。この間埼玉県でもありますが、四十数万件の人の情報が漏れて、要するに中国の企業に再委託したということから漏れたという話なのですけれども、そんなことが今日常的に起きている状況があるので、本当に住民の皆さんには所持を、この危険性をもっと訴えなければいけない。このマイナンバーカードができれば住民票が簡単に取れますよなんて、そんな問題ではないのだということをよく説明していただきたいなというふうに思います。

町がつくっている個人情報の保護の条例がありますが、これも今の政府が考えているデジタル法案の中では、自治体が頑張ろうとしても、それは国が、要するに均衡化してしまうと、同じようなものにしてしまうということは無効化する、そういったような危険もあるので、非常に大分当初描いていた住民票が取れるかというような問題ではなくなっているということ再度お願いしたい。そこについて住民への説明をもうちょっときちんとしてほしいなというふうに思う

のです。その辺どんなふうに思われますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いいたします。

○町民保険課副主幹・町民担当（高坂真理子） 町民保険課町民担当高坂が阿部委員の質問にお答え申し上げます。

先ほどお話いたしました、窓口でカード紛失の場合は必ず警察のほうに申し出ていただくこと、それからマイナンバー総合フリーダイヤルというカードの停止のフリーダイヤル、こちら365日24時間稼働しているダイヤルになりますので、とにかく紛失した際はすぐさま連絡していただくようお願いしております。また、マイナンバーカードの安全性ですとか、そういった紛失した場合のパンフレットにつきましても、必要箇所にマーカーを引いて、そちらを一緒に確認していただきながらご案内は差し上げております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ですから、紛失のことについての注意喚起はもろんなのですけれども、情報漏えいというのはもう個人が頑張っても防衛することができないですから、そこについてもそういう可能性だってかなりあるのです。そういったようなことを含めて住民に呼びかけをしていただきたいと。そんなことを言いながらマイナンバーカードを勧めるのかというような話になりますけれども、そういうことも併せてやっておかないと、やっぱり町の責任が問われるのだらうというふうに思いますので、よろしく申し上げます。これはよろしいです。

続いて、33ページにあります平和施設説明員謝礼というのがあるのです。これは今まであったのでしょうか。ちょっと記憶にないのですけれども、どういったようなことに使うのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主事・総務担当（強瀬利賀） 総務政策課総務担当、強瀬が阿部委員さんの質問にご答弁いたします。

平和施設説明員等の謝礼ということで、こちらですが、平和啓発事業の一環として、令和3年度においては、今年度コロナの影響で実施できなかったピースバスツアーを予定しております。施設見学を2か所予定しておりますが、施設見学に当たり、団体視察の受入れ等可能であれば施設の職員の方に説明員として施設の案内も含め、展示物等の説明依頼をしようと考えております。通常ですと自由見学となりますが、施設の方が特別に説明員として依頼を受けていただける場合に、謝礼としてターナちゃん煎餅またはターナちゃんまんじゅう等を持参したいと考えており、その費用となります。見学先の施設において施設係員の方にご説明とご案内をしていただき、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える一助になればと考えております。新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見込めない中、実施できるか等は不明ですが、準備を進めてまいります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、35ページ、庁舎内の自販機、ペットボトルがあるのですけれども、いわゆるそういったものをなるべく使わないようにしようということで、プラスチックをゼロにしていこうということなのですけれども、そういったものについて以前も質問しましたけれども、そういったものをなくす方向で検討はできないのかなというふうなことなのですが、いかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 総務政策課秘書広報担当、鎌田がお答えいたします。

庁舎内で販売している自動販売機でのペットボトル飲料の販売についてですが、自動販売機で販売する飲料については、町から業者のほうに要望して内容を変えることができます。ただし、現在ペットボトルで販売されているもののうち、水ですとかお茶については、現在自動販売機用の缶などのほかのペットボトルに変わるものでの販売というものを業者のほうで製造しておりません、もしペットボトルでの販売をやめようと思うと、水やお茶の供給をすることが難しくなります。ペットボトルで販売している飲料については、災害時については無償で提供をいただけることになっておりますので、災害時においてですと水やお茶がとても貴重なものとなりますので、現状ではペットボトル飲料の販売を中止することが難しいと考えております。今後業者と相談して、ペットボトル飲料以外での水やお茶の提供ができるかについては確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

いろんなところでペットボトル使われていますけれども、最終的にはどんなふうになるのか。大体日本は焼却しているというようなことですので、それがやはり地球環境によくないというのはみんな分かっているわけですから、ぜひまた検討していただきたいなというふうに思います。

あと、74ページの道路維持費のことで道路というか、今市野川の河川改修が行われています。かなりきれいになってきているのですが、この状態を維持するということと併せて、結構破堤というか、要するに堤が壊れているところがあるのです。そういったものの補修というか改修というか、そういったようなことについての計画などについて教えていただきたいと思っております。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

現在市野川のほうで工事を行っている関係は、主にしゅんせつ工事と樹木の伐採の工事のほうを行っております。埼玉県では、平成18年2月に荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画のほうを策定しておりまして、この策定に基づきまして埼玉県において整備、改修のほうを行っております。

今後崩れたところ等につきましては、その都度現地のほう確認しまして県土整備事務所のほうに要望をしてみたいです。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） そうすると、破堤したようなところについての補修は県に要望すればやってもらえるというようなことでよろしいのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・道路整備担当（江森 徹） 建設課道路整備担当、江森のほうから阿部委員さんのご質問に答弁いたします。

県の河川のほうの壊れたところをすぐに直してくれるかどうかというのは、県のほうの裁量なので、こちらのほうでは分かりかねるところはありますが、いずれにしましてもそういう部分がありましたら、県のほうに強く補修依頼のほうをしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

あと、同じようなところなのですけれども、町の町道を県道に格上げするというようなことは難しいのでしょうか。その辺の経緯についても教えていただきたい。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課副課長兼主席主幹・管理担当（神田 等） 建設課管理担当、神田が阿部委員さんの質問にお答えいたします。

町道を県道に格上げするには、県道としての指定要件を満たす必要がございます。なお、道路ネットワークとしての必要性も確認ができなければなりません。また、近年埼玉県の場合には、町道へ管理移管する動きがありますので、相当難しいと思われれます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） では、逆流しているわけですね。これは困ったね。ちょっと何とかしないと。

もう一つ、建設課に、78ページの公園管理費が大きく減額されているのですけれども、どういった理由でしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 建設課、お願いします。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） 建設課都市計画担当の福田が答弁申し上げます。

阿部委員さんのおっしゃられた公園植栽でよろしかったでしょうか。確認させていただきます。

○14番（阿部弘明委員） はい。

○建設課主査・都市計画担当（福田典生） かしこまりました。

こちら公園等植栽管理委託料296万4,000円につきましては、駅前広場及び公園の適切な管理実施のため、定期的な草刈り、樹木の中低木の剪定作業を中心として実施しているものでございます。昨年度の予算と比較しまして減額となった理由につきましては、通常の定例的な樹木剪定とは別に、大型樹木に関しましては、職員等による現場確認の上、別途予算を設けてケヤキ等大型樹木の剪定を行っているところでございます。令和2年度におきましては、みなみ野地内にごございます中央公園、都地内にごございます都市公園でございまして都第一公園のケヤキ等を大きく剪定したため、令和2年の予算額が大きくなっているところでございます。令和3年度におきましても当初での計上はございませんが、逐次現場を把握しながら計画的な剪定を実施し、今後も安心安全が維持できている公園等の管理につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。

続いて、30ページの議会費なのですがすけれども、前から要望しておりますけれども、傍聴席のトイレの改修、また今日もこういった形になっているのですけれども、かなりずっとこれが続くだろうというふうに思うのですけれども、こういったような議会の中の感染予防対策というか、こういったようなものをちゃんとやらなければいけないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時38分）

再 開 （午後 1時38分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

木村議会事務局長、お願いします。

○議会事務局長（木村晴彦） 議会事務局長、阿部委員の質問に答弁させていただきます。

議会における新型コロナウイルス感染対策につきましては、昨年6月定例会から議会運営委員会あるいは全員協議会でご協議いただきまして、滑川町議会独自の対応をしてきたところでございます。議員席におかれましては、座席がありましたので、1つ飛ばしで対応させていただいたところでございますが、執行部側につきましては御覧のとおり、特別委員会ですが、満席となっております。こういったところを他市町村の議会の事例を参考にしながら、先ほど財政担当から話がありました地方創生臨時交付金、来年度早々に計画書の作成に入るとおられますので、その辺に盛り込んでいきたいと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） トイレ。

○議会事務局長（木村晴彦） 4階の傍聴席のトイレにつきましては、今年度庁舎管理のほうで整備をして、洋式トイレに変更になってございますので、傍聴者の方のご利用ができるようになっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 要するに、男女が一緒だというのが非常に強い要望、何とかならないかということなのです。それはどうでしょう。

○委員長（瀬上邦久委員） 総務政策課、お願いします。

○総務政策課主任・秘書広報担当（鎌田武志） 総務政策課秘書広報担当、鎌田がお答えいたします。

4階のトイレにつきましては、現在施設の都合上で男子トイレのみとなっておりますが、男女共同参画などが叫ばれる中、男女共用のトイレがあるほうが望ましいかとは考えております。しかし、施設の都合上、今すぐに男女両方のトイレを整備することが難しいので、今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。時間ですね、これで終わります。ありがとうございました。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これもちまして令和3年度滑川町一般会計予算の総務経済建設常任委員会の所管事項の質疑を終結いたします。

説明員各位には大変お疲れさまでした。

説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は2時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午後 1時41分）

再 開 （午後 2時00分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（瀬上邦久委員） ただいまから令和3年度滑川町一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項の審査を行います。

最初に、各担当課長、局長から自席にて歳入歳出予算の所管事項の説明を求めます。

最初に、小柳健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長の小柳でございます。着座にて失礼をさせていただきます。健康福祉課所管、令和3年度一般会計当初予算について、主に前年度と大きく変わる点を中心に自席にてご説明を申し上げます。

初めに、歳入からご説明いたします。予算書の17ページをお開きください。中ほどからでございます。款13分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金でございますが、節2児童福祉総務費負担金として、保育所入所児童保護者負担金を現年度、過年度合わせまして4,858万5,000円を計上させていただきました。前年度比1,086万4,000円の減額でございますが、減額の主な理由につきましては、令和2年度の実績を基に算定したためでございます。

次に、19ページをお開きください。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金でございます。合計で7億3,299万3,000円を予算計上しております。前年度比7,632万5,000円の増額でございます。内訳としまして、節2障害福祉費国庫負担金は、前年度比約2,400万円増額の1億5,068万円の予算となっております。増額の理由につきましては、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費の増額によるものでございます。また、節3児童福祉総務費国庫負担金では、前年度比約5,200万円増額の5億6,331万9,000円を予算計上いたしました。子どものための教育・保育給付費交付金が前年度比約4,700万円の増額、また障害児通所支援給付費負担金が前年度比約800万円の増額となっております。増額の理由につきましては、新たな認可保育所を整備したため、その他でございます。また、児童手当負担金2億6,429万6,000円につきましては、令和2年度の実績を基に前年度比約300万円の減額予算となっております。

続きまして、20ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金でございます。前年度比2,070万7,000円増額の5,891万8,000円を予算計上しております。節2障害福祉費国庫補助金につきましては、前年度とほぼ同額でございますが、節3児童福祉費国庫補助金につきましては、前年度比約2,100万円増額の5,540万8,000円を見込んでおります。増額の内訳としましては、子ども・子育て支援交付金が前年度比約1,500万円の増額でございます。また、保育対策総合支援事業補助金及び保育所等業務効率化推進事業補助金の2つにつきましては、令和2年度補正予算で対応したものを令和3年度は当初予算で計上をいたしました。この2つの事業につきましては、それぞれ保育士の確保に関する事業と保育所におけるICT推進の事業でございます。

続いて、22ページをお開きください。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金でございます。前年度比2,134万4,000円増額の3億2,336万5,000円の予算を計上いたしました。内訳としまして、節2障害福祉費県負担金につきましては、障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費で、前年度比約1,200万円増額の7,533万9,000円を見込んでおります。また、節3児童福祉総務費県負担金につきましては、前年度比約900万円増額の1億8,801万7,000円の予算となっております。増

額の内訳としましては、子どものための教育・保育給付費交付金で約540万円を、障害児通所支援給付費負担金で約420万円をそれぞれ増額計上しております。この理由につきましては、新たな認可保育所の開設等によるものでございます。また、児童手当負担金につきましては、令和2年度の実績を基に約60万円の減額予算となっております。

続いて、同じ22ページの下段から23ページにかけてでございます。款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金でございます。前年度比1,246万円増額の1億198万6,000円の予算を計上しております。節1社会福祉総務費県補助金と、次のページでございます、節2障害福祉費県補助金及び節5老人福祉総務費県補助金につきましては、前年度とほぼ同額の予算となっております。節3児童福祉総務費県補助金につきましては、前年度比約1,300万円増額の予算となっております。まずは増減の主なものを申し上げますと、まずは増額分でございますが、放課後児童対策事業費補助金が前年度比約380万円、埼玉県地域子育て支援拠点事業補助金が前年度比約1,150万円に加え、令和2年度補正予算で対応しました多子世帯応援クーポン事業費補助金も加えております。また、前年度比減額予算を計上したものでございますが、乳幼児医療費支給事業補助金が約220万円の減額とさせていただきます。減額の理由につきましては、いずれも令和2年度実績によるものでございます。

以上が歳入の主な説明でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。予算書の48ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費のうち、目1社会福祉総務費でございますが、前年度比699万4,000円増額の1億1,695万3,000円の予算を計上させていただきました。増額の主なものは人件費に係る部分を除き、49ページ、節12委託料に新たに計上いたしました地域福祉計画策定業務委託料550万円と、節18負担金、補助及び交付金でございます社会福祉協議会補助金を前年度比150万円増額したためでございます。地域福祉計画につきましては、現在の計画が令和3年度で終了することから、令和4年度から令和8年度までの新たな計画を策定するものでございます。また、社会福祉協議会補助金につきましては、例年当初予算で減額されておりましたが、令和3年度は要求どおり予算化することができたためでございます。

続いて、49ページ、下段からの目3障害福祉費でございます。前年度比4,293万6,000円増額の3億8,123万4,000円の予算を計上しました。主な内容でございますが、50ページ、節12委託料では、手話奉仕員養成研修委託料63万5,000円を新たに新設いたしました。また、障害福祉計画の策定業務が終了したこと、訪問入浴サービス事業委託料を令和2年度実績を基に算定したことにより減額したため、全体で約280万円の減額予算となっております。節18負担金、補助及び交付金は、前年度比4,732万円増額の3億1,630万2,000円の予算となっております。増額の大部分は障害福祉サービス介護給付費・訓練等給付費でございます。また、51ページでございます自発的活動支援事業補助金は新たに新設したもので、障害者団体の自発的な活動を支援する障害者自立支援法による事業

でございます。一方令和3年度、減額した事業につきましては、在宅重度心身障害者の家族に対するレスパイトケア事業給付費で、執行の見込みが少ないことから前年度比138万円減額しております。他の事業については、ほぼ前年度同額でございます。また、節にあります扶助費につきましても、ほぼ前年度同額の予算となっております。

次に、児童福祉費関係でございます。52ページからになります。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございますが、前年度比1億7,297万8,000円増額の13億3,387万7,000円の予算を計上いたしました。人件費に係る部分を除き、増減の主な事業についてご説明いたします。節7報償費では、第3子の出産に係る子育て支援金を前年度比50万円増額し、150万円の予算を計上いたしました。節12委託料関係でございますが、委託料全体では、前年度比約1億1,280万円の増額となっております。主な内訳でございますが、放課後児童対策事業委託料が前年度比約1,150万円増額の9,075万3,000円の予算計上でございます。増額の理由は、新たな学童保育所が開設することと基準単価の改定によるものでございます。保育所保育実施委託料につきましては、前年度比約1億140万円増額の6億1,231万円の予算を計上いたしました。増額の理由につきましては、認可定員60名の新たな保育所が開設するためでございます。他の委託料に予算計上しております事業につきましては、ほぼ前年度と同額となっております。

次に、53ページ、節18負担金、補助及び交付金関係でございます。全体で前年度比5,025万3,000円の増額予算となっております。増額する主な事業からご説明いたします。埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金が前年度比約3,400万円増額の4,837万2,000円の予算を計上いたしました。増額の理由につきましては、令和2年度は補正予算で対応したものを令和3年度予算では当初予算に計上したことに加え、新たな子育て支援拠点が開設するためでございます。障害児通所支援事業給付費負担金につきましては、前年度比約1,680万円増額の3,685万7,000円を予算計上しております。増額の理由につきましては、こちらも令和2年度は補正予算で対応したものを令和3年度予算では当初予算に計上したためでございます。

一方、減額の大きな事業でございますが、民間保育所運営改善費補助金が約500万円の減額となっております。こちらは新型コロナウイルス感染症による収収減を勘案したこと及び令和2年度補正予算により新たな保育対策事業を始めたことから、町単独で支出していた部分につきましては、令和3年度当初予算を見送ったためでございます。また、待機児童対策として、令和2年度に実施いたしました家庭保育室事業費補助金につきましても新たな認可保育所の開設にもかかわらず、引き続き待機児童が生じることから、令和3年度も事業を実施するため予算を計上しております。予算額としては前年度比約330万円の減額でございますが、減額の理由につきましては令和2年度の実績に基づくものでございます。節の一番下段でございます保育対策総合支援事業補助金、保育所等業務効率化推進事業補助金の2点はいずれも国、県の補助金を活用して令和2年度、年度途中から開始した事業で、それぞれ保育士確保のための事業と保育所のICT化を進める事業でございま

す。

続いて、節19扶助費の関係でございます。子ども医療費につきましては、前年度比約1,350万円増額の7,857万8,000円を、児童手当につきましては、前年度比約440万円減額の3億7,756万6,000円を予算計上し、節全体では前年度比約950万円の増額予算となっております。増減の理由につきましては、それぞれ令和2年度の実績に基づく算出でございます。

続いて、53ページ、下段からの目2児童福祉施設費関係でございますが、前年度比92万1,000円減額の632万3,000円の予算でございます。個々の内容につきましては、管理施設の増加に伴い若干の増額となっておりますが、令和2年度には子育て支援センター改修工事、約160万円の予算計上がありましたので、全体では減額の予算となっております。

続いて、54ページになります。款3民生費、項2老人福祉費でございます。目1老人福祉総務費につきましては、前年度比940万4,000円減額の4,989万7,000円を予算計上いたしました。減額の主な内容ですが、人件費に係る部分を除き、55ページ、節7報償費にございます一世紀長寿祝金が約200万円の減額となっております。減額の理由につきましては、祝金の額を改定するもので、本議会に条例改正を提案させていただいております。また、節12委託料では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定事業が完了いたしましたので、約280万円の減額となっております。その他の事業につきましては、ほぼ前年度並みで予算計上をしております。

最後に、55ページ、下段からの目2老人福祉施設費でございます。前年度比18万4,000円の減額予算88万8,000円の計上いたしました。減額の理由につきましては、節12委託料にありましたマレットゴルフ場簡易水洗トイレの維持管理経費を水洗トイレの設置によりなくしたためでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、健康福祉課所管、令和3年度当初予算のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。町民保険課所管の予算につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

最初に、歳入の主な項目につきましてご説明申し上げます。予算書の19ページをお開きいただきたいと存じます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生費国庫負担金の節7国民健康保険費国庫負担金でございますけれども、予算額として1,337万5,000円を予算計上いたしました。こちらは保険基盤安定負担金として、国から低所得者に対して保険料負担の軽減を図るための保険者支援助成金でございます。

続いて、節の8介護保険費国庫負担金でございますが、予算額561万9,000円を計上しております。こちらも低所得者の保険料軽減を行うため、保険料の第1段階から第3段階の被保険者に対する国からの公費負担分でございます。

続いて、ページ飛びまして21ページをお願いいたします。款15国庫支出金、項3国庫委託金、目2民生費国庫委託金、節の3国民年金費国庫委託金として333万6,000円の歳入見込みです。こちらは、町が行う年金事務に関連して人件費、物件費等として事務費の交付金が歳入として入ります。

続いて、22ページをお願いいたします。款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金、節の7国民健康保険費県負担金でございますが、合計で3,492万円を計上しております。こちらは被保険者の保険税負担の軽減、町国保の財政基盤の安定を図るため、県負担金でございます。

続いて、その下、節の8後期高齢者医療保険費県負担金でございますが、予算額2,228万円を予算計上しております。内容は、保険基盤安定負担金として低所得者に対する保険料軽減措置に関する県負担金でございます。

続いて、節の9介護保険費県負担金280万9,000円でございます。こちらと同じく低所得者に対する保険料軽減のための県負担金でございます。

次に、ページ飛びまして27ページをお願いいたします。款21諸収入、項4受託事業収入、目1民生費受託事業収入、節の8後期高齢者医療保険費受託事業収入392万1,000円の計上でございます。こちらは、町が行う長寿健康診査の健診費といたしまして、後期高齢者医療広域連合から歳入をいただきます。

続いて、歳出についてご説明いたします。51ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目4国民年金費でございますけれども、本年度予算額520万円を計上しております。内訳は、年金事務に充てる人件費及び物件費でございます。前年度とほぼ同額となっております。

次に、ページ飛びまして56ページをお願いいたします。下段でございます、項5国民健康保険費でございますが、57ページの計、予算額8,137万4,000円を計上しております。前年度比1,768万6,000円の減額となっております。内容は人件費に関わる部分を除きますと、節の27繰出金6,439万6,000円で、国保特別会計への繰り出しとなります。こちらは法定の負担割合で、国、県、町が負担するものでございます。繰出金につきましては、例年どおり法定外の繰入れは含んでおりません。

続いて、58ページになりますけれども、項の7介護保険費、目1介護保険費でございますけれども、合計といたしまして予算額1億8,143万円を計上しております。前年度比844万円の増額でございます。内容といたしましては、人件費に関わるものを除きますと、節の19扶助費、介護保険利用者負担額支給費408万2,000円で、こちらは町独自の事業といたしまして、介護保険利用者負担を軽減する目的で負担額の一部を支給する制度を行ってございます。また、その下段、節の27繰出金、介護保険特別会計繰出金といたしまして、一般会計から1億5,560万3,000円を介護保険特別会計へ繰り出します。こちらは介護保険の財源となる公費分で、町から保険給付費の12.5%の額を法定負担分として繰り出しを行います。

最後になります、59ページです。項8後期高齢者医療費、目1後期高齢者医療費ですが、合計で予算額1億7,521万7,000円を計上してございます。人件費に関わるものを除きますと、節の12委

託料のうち、長寿健診委託料として595万3,000円、節の18負担金、補助及び交付金といたしまして、広域連合市町村負担金として1億3,022万3,000円、そして節の27繰出金として後期高齢者医療特別会計への繰出金3,166万1,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、町民保険課所管の予算について説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、武井でございます。

それでは、健康づくり課所管の令和3年度当初予算についてご説明申し上げます。

歳入、歳出の順にご説明申し上げます。予算書19ページをお開きください。歳入からご説明させていただきます。19ページ、下段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金、節2予防費国庫負担金4,607万2,000円でございます。内容といたしましては、未熟児養育医療費等国庫負担金、また新型コロナワクチン予防接種事業国庫負担金でございます。こちらの2つにつきましては、前年度当初予算に項目ございませんでしたので、増額4,607万2,000円という形になってございます。

続きまして、20ページでございます。20ページ中段、款15国庫支出金、項2国庫負担金、目3衛生費国庫補助金、こちら金額が2,495万7,000円でございます。内容につきましては、乳児家庭全戸訪問事業等国庫補助金38万1,000円、子育て世代包括支援センター事業補助金137万円、感染症予防費補助金191万7,000円、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金2,128万9,000円でございます。こちら大きく変更になりましたのが感染症予防費補助金でございます。こちらにつきましては前年度まで、いわゆる男の風疹の予防接種に対する補助金が1,842万2,000円ございましたが、こちらにつきましては事業がほぼ終了したということで、令和3年度につきましては、その残った方という形になりましたので、大きく金額が減となっております。また、新型コロナワクチン接種体制構築事業補助金につきましては、来年から始まるコロナワクチンの予防接種に対する補助金ということでございまして、こちらが大きく増えてございます。

続きまして、22ページ、中段を御覧ください。款16県支出金、項1県負担金、目3衛生費県負担金52万5,000円です。先ほど19ページの国庫負担金にございました未熟児養育医療国庫負担金と連動するものでございまして、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担となる事業となっております。

続いて、23ページ中段、目3衛生費県補助金、節1保健衛生総務費補助金2万8,000円、節2予防費県補助金254万円でございます。主なものにつきましては、埼玉県利用者支援事業（母子保健型）補助金137万円などになります。

以上が歳入となります。

歳入における健康づくり課所管予算につきましては7,532万7,000円、令和2年度当初1,152万円

に比較して6,387万円の増となります。増額の主な理由といたしましては、新型コロナワクチン接種事業に係る国補助金、負担金が新たに増えたことによります。

次に、60ページをお開きください。歳出についてご説明申し上げます。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、こちら6,773万3,000円でございます。前年比でマイナス1,529万2,000円、こちらの主な理由につきましては、人件費の減によるものでございます。この予算の内容につきましては、主に職員人件費及び保健センター施設の維持管理費等の経常経費となります。61ページの中段、節13使用料及び賃借料の福祉相談支援システム132万円は、相談記録等を入力できるソフトウェアの借上料、また節18負担金、補助及び交付金の病院群輪番制病院事業負担金344万円は、比企管内の休日当番医の比企医師会への負担金などがございます。

続いて、61ページ下段から63ページまで、目2予防費1億8,939万2,000円です。節1報酬から節4共済費、また次のページになります、62ページの節8の旅費につきましては、新型コロナワクチン接種に係る会計年度職員の人件費、諸手当などとなります。

また、上に戻って、節7報償費の保健事業（母子保健事業）講師等報償費587万1,000円は、月平均4回開催している乳幼児健診等の医師、歯科医師、歯科衛生士などにお支払いする報償となります。個々飛びますが、この節最後の集団予防接種医療従事者報償1,656万円は、新型コロナワクチン接種に係る医師、看護師などへお支払いする報償費です。

次に、節12の委託料でございます。予防接種委託料8,907万6,000円の中に例年の乳幼児などの予防接種費用のほか、新型コロナワクチン接種に係る費用、約2,846万3,000円が含まれてございます。また、一番下から2行目になります高齢者インフルエンザ予防接種委託料ですが、こちらにつきましては例年10月から開始ということで9月補正でいただいておりますが、高齢者インフルエンザ、令和2年度は10月1日開始ということで来年度も同様の前倒し開始があることを勘案しまして、当初予算で1,005万4,000円を計上させていただいております。

また、次の63ページ、上段でございます。新型コロナワクチン接種に係る接種券、予診票の作成等に係る委託料を新規に計上させていただいております。節18の負担金、補助及び交付金の2行目、小児初期救急医療運営事業補助金237万7,000円は、医師会病院に開設されている夜間、休日等の小児救急体制に係る市町村負担金です。また、すぐ下の健康づくり団体補助金については、町内の地区や有志で構成された団体が健康づくりを目的とする活動を行う場合に、その費用の一部を補助するものでございます。令和2年度は活動できなかった団体もあったため、47団体中39団体に補助金を交付いたしました。また、この節最後の埼玉県早期不妊検査、不育症検査・早期不妊治療費助成事業補助金70万円は10万円を上限に不妊治療に係る費用の一部を補助するものです。

また、節19扶助費、養育医療費は未熟児養育医療に該当する乳児の増加に伴い、当初予算において、この額を計上いたしました。歳入でもご説明申し上げましたが、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合の事業となっております。一時的に町が立て替える形になりますので、250万

円を計上させていただきます。

最後になりますが、この予防費全体の中に含まれてしまい、見えづらくなってございますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る歳出費用は6,631万1,000円となっております。ただし、予算作成時にはワクチン配布日程など判明しておらず、確定していない事項等も多かったため、1月末時点で判明したもの、また想定されたものを予算計上させていただいております。今後の動向によりさらに精査し、議会で報告させていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、健康づくり課所管の当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願い申し上げます。着座にて失礼いたします。

令和3年度滑川町一般会計予算、環境課所管の衛生費について歳入歳出予算のご説明を申し上げます。

初めに、主な歳入についてご説明をいたします。18ページをお開きください。下段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料113万2,000円を計上いたしました。主な手数料は節2環境衛生手数料の犬登録料等手数料59万2,000円、次の節3塵芥処理手数料の粗大ごみ収集運搬手数料51万円でございます。

次に、23ページをお開きください。最下段を御覧ください。款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金のうち、節3環境衛生費県補助金5万2,000円を計上いたしました。彩の国環境保全交付金でございます。

次に、28ページをお開きください。款21諸収入、項6雑入、目1雑入ですが、節3くみ取券売りさばき手数料14万3,000円を計上いたしました。小川地区衛生組合より納入される手数料でございます。

次に、同じく28ページの下段の節15雑入のうち、中段にあります資源物売却代金として144万円を計上いたしました。資源回収した新聞、段ボール等の紙類、衣類、アルミ缶の売却代金でございます。

歳入については以上でございます。

次に、63ページをお開きください。最下段を御覧ください。主な歳出についてご説明いたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費ですが、3,061万9,000円を計上いたしました。前年度比471万円の減となります。減額の主な理由は、比企広域市町村圏組合負担金、斎場及び霊柩車事業の東松山斎場の改修完了によるものでございます。主な内容につきましては、64ページをお開きください。中段の節7報償費、環境委員報償82万8,000円、次に節12委託料のうち、比企河川合同水質調査委託料63万6,000円、農業用水路水質調査委託料39万7,000円、節18負担金、補助及び交

付金のうち、比企広域市町村圏組合斎場及び霊柩車事業の負担金777万4,000円、また65ページ、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金150万円ですが、補助金の内容は1キロワット以上10キロワット未満のシステムに対し一律5万円を補助するもので、30基分となります。

同じく65ページを御覧ください。款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費ですが、908万1,000円を計上いたしました。前年度比28万7,000円の増となっております。増額の理由は人件費によるものでございます。

款4衛生費、項2清掃費、下段の目2塵芥処理費ですが、2億5,855万8,000円を計上いたしました。前年度比225万2,000円の増となっております。増額の主な理由ですが、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金の増額でございます。人口増加によるものでございます。内容といたしましては65ページをお開きください。節12委託料9,358万5,000円のうち、一般廃棄物収集運搬委託料9,057万4,000円は、滑川町内の一般家庭から出されたごみと資源の収集運搬を委託するものでございます。その他、清掃作業委託料111万3,000円、生活パトロール町内美化推進事業委託料142万8,000円については、どちらも通常の収集では対応できないごみの回収でございます。節18負担金、補助及び交付金では、小川地区衛生組合塵芥処理費負担金1億6,265万8,000円を計上いたしました。滑川町の家庭から出される一般ごみ、粗大ごみ、事業系ごみを処理するための負担金でございます。

次の目3し尿処理費ですが、4,129万3,000円を計上いたしました。主な内容は節18負担金、補助及び交付金の小川地区衛生組合し尿処理費負担金4,115万円でございます。滑川町から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理するための負担金でございます。

次の目4浄化槽事業費ですが、930万円を計上いたしました。主な内容は、節27繰出金の浄化槽事業特別会計繰出金920万円でございます。

環境課所管の予算については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、澄川教育委員会事務局長、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。着座にて失礼いたします。

教育委員会所管の令和3年度当初予算の概要について説明をさせていただきます。それでは、歳入予算から説明をいたします。予算書の17ページ中段をお願いいたします。款13分担金及び負担金、項2負担金、目5教育費負担金の節2幼稚園費負担金ですが、170万円を計上させていただきます。令和2年度から滑川幼稚園で実施しています一時預かり保育事業についての保護者負担分となります。昨年度の利用実績から推計し、予算計上させていただきました。なお、現在一時預かり保育の時間延長や無償化の対象となる預かり保育の導入を当初の計画から前倒しで進めており、令和3年度当初からの実施が可能となる見込みでございます。このことにより国、県の補助金の歳入が見込まれるとともに、保護者負担金の歳入も減額の変更となる見込みですが、これらにつきましては令和3年度中の補正予算にて対応させていただきます。

次に、18ページ中段を御覧ください。款14使用料及び手数料、項1使用料、目3教育使用料、節2体育施設使用料ですが、97万4,000円を計上させていただいております。これは各体育施設等の町外利用者の使用料及び総合グラウンドの夜間照明使用料となります。

次に、20ページ上段をお願いいたします。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目10教育費国庫負担金の節4教育振興費国庫負担金として1,780万7,000円を計上させていただいております。内容は、子ども・子育て支援制度に基づく認定こども園に対する国庫負担金でございます。これは東松山市にある東松認定こども園げんき、聖ルカ幼稚園、熊谷市にある立正幼稚園、ときがわ町にあるひかりの村こども園、日高市のふじみだい認定こども園、町内のハルムこどもえんの6園分を予算計上しています。これらの認定こども園へ通園する町の子どもたちに対する施設型給付費に係る国庫負担金として計上しています。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担割合で賄っております。

20ページ、下段をお願いします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金1,198万2,000円を計上させていただいております。内訳としては、節2教育振興費国庫補助金が1,033万3,000円で、町立幼稚園に就園する生活保護世帯に対する補助に加え、令和5年10月からは私学助成幼稚園に対する副食費の補助も追加となった実費徴収分に係る補足給付費国庫補助金が10万7,000円、認定こども園で実施しています預かり保育への補助として一時預かり事業（幼稚園型）国庫補助金が28万2,000円、そして幼児教育無償化の導入により新設された私学助成幼稚園に通う園児の保育料に対する補助となる施設等利用給付費国庫補助金、こちらが879万4,000円でございます。また、GIGAスクール構想の実現に向けて、令和3年度から稼働する児童生徒1人1台のタブレットPCについて導入初期に対する学校等における活用や、教職員の支援にGIGAスクールサポーター、こちらを配置するための補助金として公立学校情報機器整備費補助金を115万円計上しています。節6文化財保護費国庫補助金108万円は、町内での住宅建築や開発行為に伴う試掘及び羽尾地内の寺谷廃寺の継続調査を見込んだことによる国庫補助金でございます。

次に、22ページ下段をお願いいたします。款16県支出金、項1県負担金、目4教育費県負担金の節1教育振興費県負担金として890万3,000円を計上させていただいております。内容は国庫負担金と同様で、認定こども園に対する施設型給付費の県負担金でございます。

次に、24ページ中段をお願いいたします。款16県支出金、項2県補助金、目7教育費県補助金に1,320万2,000円を計上させていただいております。内容は国庫補助金と同様の子ども・子育て支援制度及び幼児教育無償化に係るもののほか、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金について、令和3年度も継続して72万円計上してございます。

25ページ中段をお願いいたします。款16県支出金、項3県委託金、目5教育費県委託金は廃目となりました。これは昨年度まで文部科学省及び埼玉県教育委員会から研究委託を受けて実施してまいりました人権教育総合推進地域事業、こちらが終了いたしましたので、この事業に係る委託金も終

了となりました。

続いて、27ページ下段をお願いいたします。款21諸収入、項5給食費、目1学校給食費、節1の現年度給食費として849万5,000円を計上させていただいております。町では、子どもたちの給食費無償化事業を令和3年度も継続して実施しますので、ここに計上されているのは教職員及び教育実習生等の給食費の徴収分でございます。

次に、29ページ上段をお願いいたします。項6雑入、目1雑入、節2預かり保育事業収入の現年度おやつ代徴収金として11万3,000円を計上させていただいております。これは幼稚園で実施する一時預かり等保育事業において、園児へ提供するおやつに対する保護者負担分となります。

以上、簡単ではございますが、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。ページ飛びます。80ページの下段から教育費になります。よろしく申し上げます。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございます。本年度予算額134万9,000円で、前年度と比較して7,000円の増額の予算計上とさせていただいております。教育委員の報酬など、教育委員会の運営に関する経費でございます。

次に、81ページ中段をお願いいたします。目2事務局費でございます。本年度予算額1億716万1,000円で、前年度と比較して952万9,000円の減額の予算計上とさせていただいております。教育委員会事務局の職員に係る人件費が主なものでございます。

続きまして、82ページの中段をお願いいたします。目3教育振興費として本年度予算額1億5,206万円で、前年度と比較して2,508万5,000円の大幅な増額の予算計上とさせていただいております。主な増額理由としては、83ページ中段の節12委託料のG I G Aスクールサポーター配置委託料、こちらが785万4,000円と、節13材料及び賃借料の公立学校情報機器（タブレットP C等）賃借料の1,769万2,000円が新規で計上された主なものです。どちらも文部科学省が進めるG I G Aスクール構想の実現に向けて令和3年度に新たに計上したものでございます。また、昨年度から導入された会計年度任用職員制度に基づく経費として、報酬、職員手当、共済費、費用弁償が合計で3,885万3,000円が計上されております。前年度と比較して、当初予算ベースでは1,307万7,000円の減額となっています。教育振興費の中での会計年度任用職員は教育相談員、小学校非常勤講師、小学校、中学校へ配置する学習生活指導支援員、中学校の補助教諭等で、合計25名の雇用を教育振興費の予算の中では見込んでおります。

小学校非常勤講師は、前年度から継続しての配置になります。これは学習指導要領の改正による小学校での外国語の教科化に伴い、外国語の教員資格を有する方、専門知識を有する方に事業等を支援していただくために配置をし、各小学校での外国語指導に尽力していただきます。中学校補助教諭ですが、令和3年度では、3年生が町基準でのクラス人数、こちらは1クラス当たり38人となります。この人数で編制する見込みです。1名の配置を予定しております。また、スクールソーシャルワーカー、スクール・サポート・スタッフも引き続き雇用し、教職員の負担軽減及び子どもた

ちへのきめ細かい支援のため、配置を続けていきます。

83ページ中段をお願いいたします。節12委託料ですが、英語指導助手派遣委託料として1,346万4,000円を計上させていただきました。これは前年度からの学習指導要領の改正による小学校での外国語の教科化や、中学校の外国語指導の充実を図るため、英語指導助手3名体制を令和2年度と同様に継続をし、外国語教育の充実に対応するものでございます。また、東松山市への区域外就学委託料を60万円計上させていただきました。青鳥小学校へ4人、6年生が就学する者に対するものであり、令和3年度をもって当該事業については終了となります。

節13使用料及び賃借料を1,883万3,000円計上いたしました。ここには先ほどお話しした、公立学校情報機器（タブレットPC等）賃借料1,769万2,000円を新規計上しています。GIGAスクール構想の実現に向けて導入した、児童生徒1人1台のタブレットPC及びソフトに係るリース代で、5年リースとなっております。また、メール配信連携スマートフォン使用料24万円も継続して予算計上させていただきました。これは現在使用しているメール配信システムと連携させた公用スマートフォンを整備し、各校へ貸与するための使用料です。メール配信の送信用を主目的とし、緊急時の保護者等との連絡、行事等の報告用としても使用できるようにしています。職員個人の携帯電話を使用するリスクを回避し、社会科見学などの校外学習や部活動など学校外での相互連絡やメール配信も可能となり、子どもの安心安全を確保するために継続して導入をいたします。

節18負担金、補助及び交付金は6,845万1,000円を計上いたしました。内訳でございますが、子ども・子育て支援制度に係る負担金で、認定こども園施設型給付費負担金4,852万2,000円と、幼児教育無償化制度に係る負担金で、私学助成幼稚園施設等利用給付費負担金1,759万円が主なものでございます。施設型利用給付費負担金については、国庫負担金のところでご説明したとおり、認定こども園に対する保育事業及び園児の保育料に対する給付であり、施設等利用給付費負担金は私学助成幼稚園等に通う園児の保育料に対する給付となります。

84ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額1億1,293万8,000円で、前年度と比較して760万3,000円の減額の予算計上をさせていただいております。これは主に小学校3校の学校施設や設備に関する維持管理経費でございます。

次に、88ページをお願いいたします。節13使用料及び賃借料が6,396万6,000円で、前年度と比較して1,218万6,000円の減額となっております。福田小学校の校務用パソコン及び教育用パソコンに係る借上料がリースアップしたことにより減額となっております。校務用パソコンについては、今後の広域での共同調達等によるシステムを含めた入替えを想定し、前年の月の輪小学校と同様、校務用パソコンやサーバーなど、機械等の更新はせず、校務支援システムやウイルス対策ソフト等のライセンスの更新と保守のみで継続して使用をします。教育用パソコンについても令和3年度からGIGAスクール構想の実現により導入したタブレットPCを活用することで、パソコン教室のICT機器等の更新は行わず、ソフトやライセンス等の更新と保守のみとします。ほかには空調設備等借

上料が3校で1,773万3,000円、宮前小学校プレハブ校舎等借上料2,384万7,000円が主なものでございます。

続いて、89ページ下段をお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額896万7,000円で、前年度と比較して81万6,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に小学校3校の学習指導に対する経費、就学援助費及び上部団体、加盟団体等への負担金でございます。増額の要因は扶助費の増で、前年度と比較して要保護・準要保護児童援助費で110万9,000円の増、特別支援教育就学奨励費で10万3,000円の増額となっております。

94ページをお願いいたします。款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございます。本年度予算額6,458万円で、前年度と比較して264万3,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に中学校施設等に係る維持管理経費でございます。増額の要因は需用費の光熱水費で、前年度と比較して342万9,000円の増額となっております。これは、令和3年度については予算編成方針の変更により前年度予算現額に基づき当初予算額を調整したことにより、この科目について増額の予算計上となりました。これは小学校3校、幼稚園や他の教育施設等の光熱水費についても同様の予算措置がされています。

95ページ中段をお願いいたします。節13使用料及び賃借料が4,608万4,000円で、空調設備等借上料655万8,000円、プレハブ校舎等借上料2,003万4,000円のほか、パソコン等借上料の1,459万4,000円は教育用パソコン、校務用パソコン及び東校舎のICT機器等のリースに係るものでございます。

次に、96ページをお願いいたします。目2教育振興費でございます。本年度予算額838万8,000円で、前年度と比較して137万8,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に中学校の学習指導に対する費用、就学援助費及び上部団体への負担金でございます。増額の要因は小学校と同様、扶助費の増で、前年度と比較して要保護・準要保護生徒援助費で137万6,000円の増額、特別支援教育就学奨励費で2万2,000円の増額となったことによるものでございます。

97ページ下段をお願いいたします。款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園費でございます。本年度予算額1億2,097万4,000円で、前年度と比較して869万3,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主な減額の内容は会計年度任用職員に係る人件費の減で、886万8,000円の減額によるものでございます。会計年度任用職員の人件費の内訳でございますが、節1報酬の2,155万5,000円及び節3職員手当等の期末手当410万7,000円及び節4共済費の社会保険料382万2,000円及び節8旅費の費用弁償33万7,000円となっており、幼稚園教諭が6名、学習生活支援員が5名、事務職員を1名雇用する会計年度任用職員に対する人件費で、合計12名分を見込んでいます。これには預かり保育事業に係る有資格者の専任職員及び事務職員も含まれてございます。また、預かり保育事業については、消耗品費14万9,000円、おやつを提供するための賄い材料費22万6,000円も予算計上させていただきました。

次に、99ページ上段をお願いいたします。節12委託料が1,450万3,000円で、園児バス運転業務等

委託料の1,174万8,000円が主なものとなります。

次に、節13使用料及び賃借料が358万5,000円で、空調設備等借上料327万9,000円が主なものでございます。

続いて、100ページ中段をお願いいたします。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費でございます。本年度予算額809万7,000円で、前年度と同額を予算計上させていただいております。主に、社会教育指導員に係る人件費、チャレンジキッズ、青少年の主張大会、寿学級等の社会教育活動に係る経費となっております。コロナ禍での事業展開が見込まれますが、感染症対策を施し、できる形での事業を実施することを想定し、予算計上をしています。

次に、101ページ下段をお願いいたします。目2文化財保護費でございます。本年度予算額2,018万7,000円で、前年度と比較して65万1,000円の増額の予算計上とさせていただいております。主に文化財保護及び発掘調査、ミヤコタナゴ保護繁殖、エコミュージアムセンターの維持管理等に係る経費でございます。昨年度からの増額の主な理由は、エコミュージアムセンターに係る会計年度任用職員、こちらの人件費が89万8,000円の増額となっております。

続いて、103ページ中段をお願いいたします。目3公民館費でございます。本年度予算額650万7,000円で、前年度と比較して591万6,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に職員人件費及び子どもまつり、文化祭、七つの祝い、かるた大会、公民館教室、公民館講演会など、公民館事業全般に対する経費でございます。こちらもコロナ禍ではございますが、社会教育事業と同様に対応するものとし、予算計上をさせていただいております。なお、昨年度からの減額の要因は人事異動による一般職員人件費の減で、546万7,000円の減額となっております。

続いて、104ページ中段をお願いいたします。目4図書館費でございます。本年度予算額3,153万1,000円で、前年度と比較して266万9,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主に図書館活動、図書館の維持管理費など、図書館事業全般に対応する経費でございます。昨年度からの主な減額の理由は図書等資料整備費の減で、消耗品費が7万円の減、備品購入費が図書分で150万円の減、視聴覚分で71万3,000円の減でございます。

105ページ中段をお願いいたします。節12委託料の電算機保守等委託料339万9,000円と、節13使用料及び賃借料の電算機借上料251万4,000円は図書館管理システムに係る経費で、令和元年度にシステムの入替えを実施しております。節17備品購入費の200万円は図書の購入費のみで、視聴覚については令和3年度では予算計上しておりません。

次に、106ページをお願いいたします。款10教育費、項6保健体育費の目1保健体育総務費でございます。本年度予算額813万2,000円で、前年度と比較して56万2,000円の減額の予算計上とさせていただいております。主な減額理由は令和3年度開催予定の東京オリンピックの聖火リレーの運営に係る経費と、町スポーツ協会補助金が減額となっております。節1報酬121万6,000円及び節18負担金、補助及び交付金の419万6,000円が主なもので、内訳としましてはスポーツ推進員の報酬が

121万6,000円、町スポーツ協会補助金の334万9,000円及びスポーツ少年団本部補助金の50万円が主なものとなっております。

次に、107ページを御覧ください。目2 体育施設費でございます。本年度予算額1,346万3,000円で、前年度と比較して35万8,000円の減額の予算計上とさせていただいております。体育施設費では、総合体育館、総合運動公園管理棟、多目的グラウンド、文化スポーツセンター等の社会体育施設に係る維持管理経費を計上しています。前年度と比較して、主な減額理由は、節12委託料の体育施設清掃委託が予算計上なし、体育施設管理委託料の総合運動公園の清掃に係る経費を減額しています。

続いて、107ページ下段をお願いいたします。目3 学校給食費でございます。本年度予算額1億8,770万1,000円で、前年度と比較して831万8,000円の増額の予算計上とさせていただいております。増額の主な理由ですが、給食用品費及び給食委託料については、小中学校の光熱水費と同様、令和3年度の予算編成方針の変更により、前年度予算現額に基づき予算額を調整、編成したことにより、増額の予算計上がされることとなりました。学校給食費の主なものとしては、節10需用費の給食用品費で、1億87万6,000円を計上させていただきました。これは給食の食材料費に対する経費でございます。108ページ上段の節12委託料の給食委託料8,118万9,000円は、給食の加工運搬に要する経費でございます。また、牛乳パック等収集運搬処理委託料として123万円を計上させていただきました。さらに、令和3年度についても給食費無償化事業を継続するものとし、先ほどの食材料費と併せて、節18負担金、補助及び交付金として町外幼稚園及び小中学校等給食費補助金410万9,000円を計上しています。なお、対象者については148人を見込んでいます。

以上、大変雑駁ではございましたが、歳出予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 所管事項ごとの説明ありがとうございました。

ここで、各担当課、局の説明員の方がおりますので、各課、局長から説明員の紹介をお願いします。

最初に、小柳健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長の小柳でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課説明員につきましては、それぞれ自己紹介とさせていただきます。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・福祉担当（宮島栄一） 健康福祉課福祉担当、宮島でございます。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・高齢者福祉担当（篠崎美幸） 健康福祉課高齢者福祉担当の篠崎と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課主任・福祉担当（贄田 誠） 健康福祉課福祉担当、贄田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課主査・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課主事・福祉担当（森下裕希） 健康福祉課福祉担当、森下と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉課長（小柳博司） 以上6名でご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、岩附町民保険課長、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。よろしくお願いいたします。

説明員につきましては、自己紹介をさせていただきます。

○町民保険課主事・年金国保担当（村田仁美） 町民保険課年金国保担当の村田と申します。よろしくお願ひします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上2名でご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、武井健康づくり課長、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、武井でございます。

説明員につきましては、自己紹介で行わせていただきます。

○健康づくり課副課長兼主席主幹・保健予防担当（関 静） 健康づくり課保健予防担当の関と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課主任・健康づくり担当（西須弘明） 健康づくり課健康づくり担当、西須と申します。よろしくお願いいたします。

○健康づくり課長（武井宏見） 以上3名です。よろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、関口環境課長、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしくお願いいたします。

私のほか説明員が2名おりますので、自己紹介といたします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課主任・生活環境担当（齋藤敬己） 環境課生活環境担当、齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

○環境課長（関口正幸） 以上3名で説明に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、澄川教育委員会事務局長、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川でございます。よろしくお願いいたします。

なお、説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当指導主事、寺田と申します。

よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局主幹・図書館担当（堀口章子） 教育委員会事務局図書館担当、堀口と申します。

よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の
小林と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・生涯学習担当（木村寿美代） 教育委員会事務局生涯学習担当、
木村と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・文化財保護担当（市川明浩） 教育委員会事務局文化財保護担
当、市川と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（赤沼 稔） 教育委員会事務局生涯スポーツ担当、赤
沼と申します。よろしくお願ひいたします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 以上7名で説明させていただきます。よろしくお願ひいたしま
す。

○委員長（瀬上邦久委員） お諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 異議なしと認めます。

よって、本日の審査はこれにて終了とすることと決定しました。

次回の審査は3月9日火曜日午前9時から開会します。よろしくお願ひをいたします。

◎延会の宣告

○委員長（瀬上邦久委員） 以上をもちまして本日の審査を終了します。

（午後 3時14分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願ひします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和3年第226回滑川町議会定例会

〔予算審査特別委員会〕

1. 日 時 令和3年3月9日(火)

午前 9時00分 開議

午後 4時00分 閉会

2. 場 所 滑川町議場

3. 議 題

- (1) 議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定について
- (2) 議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定について
- (3) 議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定について
- (4) 議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- (5) 議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定について
- (6) 議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定について
- (7) 議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定について
- (8) 議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定について

出席委員(12名)

1番	瀬上邦久	委員	2番	高坂清二	委員
3番	松本幾雄	委員	5番	上野葉月	委員
6番	井上奈保子	委員	7番	紫藤明	委員
9番	北堀一廣	委員	10番	宮島一夫	委員
11番	菅間孝夫	委員	12番	内田敏雄	委員
13番	吉野正浩	委員	14番	阿部弘明	委員

欠席委員(なし)

出席者

滑川町議会議長 上野 廣

事務局職員出席者

議会事務局長 木村 晴彦

説明のため出席した人

町 長	吉 田	昇
副 町 長	柳 克	実
教 育 長	馬 場 敏	男
総 務 政 策 課 長	吉 野 徳	生
会 計 管 理 者 兼 長 会 計 課 長	木 村 俊	彦
町 民 保 険 課 長	岩 附 利	昭
健 康 福 祉 課 長	小 柳 博	司
健 康 づ くり 課 長	武 井 宏	見
環 境 課 長	関 口 正	幸
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川	淳
水 道 課 長	會 澤 孝	之
町 民 保 険 課 主 事 ・ 年 金 国 保 担 当	村 田 仁	美
健 康 福 祉 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 福 祉 担 当	宮 島 栄	一
健 康 福 祉 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 高 齢 者 福 祉 担 当	篠 崎 美	幸
健 康 福 祉 課 主 査 ・ 福 祉 担 当	奥 野	忠
健 康 福 祉 課 主 任 ・ 福 祉 担 当	贄 田	誠
健 康 福 祉 課 主 事 ・ 福 祉 担 当	森 下 裕	希
健 康 づ くり 課 副 課 長 兼 主 席 主 幹 ・ 保 健 予 防 担 当	関	静
健 康 づ くり 課 主 任 ・ 健 康 づ くり 担 当	西 須 弘	明
環 境 課 主 幹 ・ 生 活 環 境 担 当	権 田 尚	司
環 境 課 主 任 ・ 生 活 環 境 担 当	齋 藤 敬	己

教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 教育総務担当	小	林	晴	美
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 生涯学習担当	木	村	寿	美代
教育委員会事務局 次長兼主席主幹・ 文化財保護担当	市	川	明	浩
教育委員会事務局 指導主事・ 学校教育担当	寺	田	陽	介
教育委員会事務局 主幹・図書館担当	堀	口	章	子
教育委員会事務局 主任・ 生涯スポーツ担当	赤	沼		稔
町民保険課副課長兼 主席主幹・ 年金国保担当	福	島	知	子
町民保険課主査・ 介護保険担当	山	岸	美	奈子
町民保険課主任・ 年金国保担当	厚	目	峻	佑
町民保険課主任・ 介護保険担当	綾		英	紀
環境課副課長兼 主席主幹・ 下水道担当	島	田	昌	徳
環境課副主幹・ 下水道担当	上		武	史
環境課主任・ 下水道担当	長	野	純	一
環境課主事・ 下水道担当	中	村		豪
水道課副課長兼 主席主幹・ 施設担当	上	野		聡
水道課主任・ 水務担当	野	口	あ	かり
水道課主任・ 管路担当	岩	田		伶

○議会議務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○委員長（瀬上邦久委員） 皆さん、おはようございます。委員各位には予算審査特別委員会第2日目にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 昨日に引き続き、一般会計予算の文教厚生常任委員会の所管事項について審査を行います。

第1日目に説明員の紹介まで終わっております。各課、局において説明員等の変更はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） ないということでございますので、それでは、既に予算説明をいただいておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

宮島委員、質問席へお願いします。

○10番（宮島一夫委員） おはようございます。それでは私1件、教育について質問をさせていただきます。

83ページなのですが、ここに県立小川高校定時制教育振興会負担金というのがあるのですが、ここでちょっと関連してお聞きしたいのですが、滑川中学校を卒業して、現在小川高校の定時制に行っている人がいらっしゃるかどうか。あるいは、今3月ですから、今度の4月から小川の定時制のほうに行く予定の人がいらっしゃいましたら教えてください。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 宮島委員さんの質問に教育長答弁させていただきます。

現在の人数は把握していませんので、後ほどまたお話ししたいと思いますけれども、小川の定時制に行っていた者はいます。現在在籍が何人かということはこの後調べさせていただきます。

それから、昨日県立高校のほうの発表がありまして、今中学校のほうでその人数等も精査してい

るところでございますので、その点も含めて改めてお知らせをしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 宮島委員。

○10番（宮島一夫委員） ありがとうございます。

現在は行っていないということですがけれども、私もこの定時制というのは非常に大事な学校であると思います。というのは、昔はどっちかという、経済的な面でなかなか高校へ行けない人が働きながらやっていたという学校、私昭和35年に卒業したのですがけれども、そのときには高校に行ける人は1割いかないぐらいでしたけれども、ほとんど勤めていましたけれども、それとは違って、小川の高校定時制は経済的だけではなくて、ほかの関係の生徒たちも非常に面倒見てくれる重要な学校だと思っております。というのは、私も今形ばかりですがけれども、無給の国家公務員という役職やっておりますけれども、たまたま学校にもお世話になりまして、学校へずっと行っていない子がいまして、たまたまその子が中学3年生になったら、今まで学校で勉強できるのにやらなかったのですがけれども、やらなくてもいいというふうになったら、勉強したいという話なのです。それで、私ももう教育委員会とか中学にお世話になって、その子はここへお世話になりました。そうしたら、勉強もしたり仕事もして非常にうまくいったという経験があります。こういうところがなかなか普通では面倒見られないようなところでも見てくれる学校の機能があると私感心しました。昔のイメージプラスこういう社会的教育というのですか、これをやってくれるということで、学校に行っていない子どもというのは大体が家庭の教育力がないのです。学校の先生なんかも一生懸命家庭訪問したりなんかしてもなかなか会わないとかということで、滑川の先生たちは本当に一生懸命やっているから、やってくれるのですがけれども、それでもなかなか追いつけない子とか、たまにはいるのです。だけれども、それでもこういうところがあると見てもらえるということで、やっぱり人間ですから、多少のことがあっても正しい道を見つけてあげるといのが社会教育に非常に大事だと思います。それがみんなが楽しく暮らせることだと思います。

それで、滑川町としてもこここのところに予算が組んでありますから、そういう趣旨は賛成して、これからもこういうことが必要だということで教育委員会も考えてくれているのではないかと思いますけれども、それについてどうお考えかちょっとお聞かせください。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 宮島委員さんの質問に教育長答弁させていただきます。

今宮島委員さんがおっしゃったとおりに子どもたちは様々な状況下にあったり、多様な課題を抱えている子もいらっしゃいます。そういった中で、やはり教育を受ける権利はございますので、そういった点で今、以前ですと定時制という働きながらというイメージもあったのですがけれども、最近は県立の中にも定時制の中の昼間等も行けたりですとか、時間的なものも配慮されたりですとか、それから一昨年ですか、川口のほうにも夜間中学校とあって、学び直しができる学校等もでき

ましたので、こういった県内の様々な教育を受ける場所のことも十分に把握しながら、その子その子に合いました教育を受ける場所というのをこちらでも探していきながら、やはり学びたいという子にはしっかりと学ばせるように今後も引き続き指導に当たっていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○10番（宮島一夫委員） ありがとうございます。今のお話のようにやっぱり学校というのはいろんな子どもがいるし、年によってはいろんな子どももいると思いますけれども、今のお話のように、その人に適した教育で世の中に送っていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○6番（井上奈保子委員） おはようございます。井上奈保子です。何点か質問させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、着座させていただきます。

それでは、最初の質問ですけれども、予算書の83ページをお願いいたします。83ページの一番上のところですが、教育費、教育総務費の旅費のところなのですが、そこで費用弁償の会計年度任用職員のところで先日の全員協議会で説明もいただき、昨日の説明もちょっとお聞きしたのですが、この任用職員のところで25名の人数ということで説明があったかと思うのですが、教育の必要性の中で、今必要だということで、学習支援員の配置、それからスクール・サポート・スタッフの配置が言われているところがございます。既に支援員も全国的に、あるいはまた滑川町でも配置されていると思いますけれども、この説明ですと25人という、この25人の人数がどのような、今私が申し上げたような学習支援員あるいはスクール・サポート・スタッフに当たるか、あるいはまた違う人なのか、ちょっとこの人数が分かりませんので、内訳をお願いしたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の小林が井上委員のご質問に答弁いたします。

内訳といたしましては、学習生活支援員に宮前小学校6人、福田小学校2人、月の輪小学校5人、滑川中学校3人、滑川幼稚園5人を予定しております。それと、各小学校にスクール・サポート・スタッフを各1名、中学校のほうの教育相談員に2名を予定しております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 今各小学校へということ、これは今の学習支援員さんでよろしいわけですね。そうしますと、私が質問したときの学習支援員ということで、この内容に当たりまして今各

学校の配置人数を説明いただきました。この中で、やっぱり学校の規模、人数に応じてこれは配置するかどうか。どうですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の小林が井上委員の質問に答弁いたします。

それぞれの学校の規模にもよりますが支援の必要なところに必要な人数を配置しております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 滑川幼稚園では6名という数字が今出ましたけれども、この6名は年少、年中、年長ですか、その3つに分けてのならした人数でこの6名というのを配置するのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会学校教育担当、寺田より井上委員様の質問に答弁させていただきます。

ただいまあった滑川幼稚園の年少、年中、年長の、それぞれの支援員さんの配置ということですが、その年、年度によってそれぞれの子どもたちの様子、そして力量も違いますので、その辺りも見込んだ上でバランスを見て配置をしていきたいと思っています。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 幼稚園につきましては、これからの様子を見て配置をするという、そういうお答えいただきました。支援員につきましてはこの人数ということで、授業の遅れ等の支援をする人の仕事を中心に、支援員を配置するわけでございますけれども、この人数の全体の配置がこれで人数は分かったのですけれども、これは国からの、一応滑川町としてはこれだけの人数だ、全体の人数は指定というか、もう示されてきているのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） ただいまの井上委員様のご質問に教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

こちらの人数につきましては、特に国からこの人数で必ずしなくてはならないというような定めがあるわけではございません。町の状況や財政のほうと鑑みて、こちらのほう配置しております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございました。

次に、もう一つ私質問したいのですが、今のは学習支援員なのですが、もう一種類というか、スクールサポーター、そのスタッフというのが今は全国の学校で配置しているということで、今いろいろこの人たちの活躍がすごく学校に対してありがたいという、学校の先生方のあり

がたい言葉というのがいろんなところで聞かれておりますけれども、もちろんこのスクールサポーターは有料というか、そういう人もいると思うのですけれども、特に有料ではない、そういう人たちも多分いるかなというふうに思うのですけれども、滑川町においてはスクールサポーターの配置というのはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） ただいまの井上委員さんのご質問に教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

現在の滑川町のスクール・サポート・スタッフの配置ですが、小学校、宮前小、福田小、月の輪小に1名ずつ配置をさせていただいております。この3名につきましては週3日、そして1回につき3時間ということで教職員の業務負担を軽減するためにスクール・サポート・スタッフということで配置をさせていただいております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） スクールサポーターというのは、主にその仕事は学校の生徒が使う椅子とか机とか、そういうのを消毒するとか、あるいは先生方が教科の仕事で忙しくて、ほかの業務ができない場合、事務作業とか、そういうのをするスタッフということを知っておりますけれども、各小学校で1名ずつということですが、この1名ずつの週3回を小学校へ来てやってくれるという、そういう内容でございますけれども、この人たちは有料でやっているのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） ただいまの井上委員様のご質問に教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

このスクール・サポート・スタッフのお給料という面ですが、時給1,000円につきまして行わせていただいております。

また、先ほどの回答の付け足しというか修正になってしまうのですが、先ほど滑川町各小学校に1名ずつで3名というお答えでしたが、現在滑川中学校と月の輪小学校に障害者会計年度任用職員ということで、内容としては同じものになるのですが、障害を持った方々で、こちらについては県費、県からのお金になるのですが、障害者会計年度任用職員ということで、同じ業務内容で雇用のほうをさせていただいております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） そのサポーターが現在各小学校に1名ずつ、それから滑中、それから滑幼に障害者対象の方もいらっしゃるという、そういうことですが、いろいろなところへ聞きますと、一般の方のボランティアさんですか、そういう方を採用している、ボランティアですから、

採用というか、お手伝いに来てくださる方が結構いるところがあるということ、それも聞いていますし、そういうボランティアさんが自主的に無料で学校へ来て、毎日かどうか分かりませんが、やっただきるのでとっても学校のほうとしては授業の面においてそういう人たちが入ってくださるので助かるという、その声も結構ありますけれども、当町ではボランティアさんの参入というか、そういうことについてはお考えはあるのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 井上委員さんのご質問に教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

ただいまあったボランティアでということですが、現在小学校、中学校では学校応援団、または読み聞かせボランティア等で様々な地域の方々にボランティア活動をいただいております。そのおかげで児童生徒は大変有意義な活動をすることができております。今後も引き続き実施していきたいと考えております。

以上になります。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 今の学校応援団、それはもうずっと前からの常設というか、PTAさん、そういう人たちの応援でこの学校応援団が成り立って、学校を応援してくださっているわけだと思うのですが、今回のこのスクール・サポート・スタッフの配置に対して、その人たちと同じ仕事量ではないですけれども、もしそういう仕事をしてくださる人がいたら、今後どうお考えですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 井上委員さんの再質問に教育長答弁させていただきます。

これからの学校は学校だけで全てを賄うということではなくて、やっぱりいろんな人の力を借りながら、多様な人たち、多様な考えを持った人たちとも接しながら教育を進めていくべきだなというふうに教育委員会としては考えています。ですので、先ほどあったスクール・サポート・スタッフにつきましては、国、県で3分の2の補助をいただいて、町が3分の1で、実際には滑川町としては、現在教員免許を持っている方に入ってきていただき、特に小学校については丸つけとかも含めて、そういう業務も当たっていただきながら事業の充実に努めているところです。

また、障害を有する方のスクール・サポート・スタッフにつきましては、国、県で10分の10補助がございまして、今町の小学校のほうにはその卒業生に入ってきていただいております。そういった方々にもロールモデルとして働いていただく中で教育を支えていただいております。実際に内容としては清掃ですとか、印刷だとか、そういうことに携わっていただいております。

それから、無償の方のボランティアなのですけれども、町の中にも様々なスキルを持った方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方にも積極的にこれから町のほうにも入ってきていただき、先ほどもありましたように、例えばミシンの実技のときにはボランティアさんに入ってきていただければ、

より充実しますし、交通安全もそうですし、そういった面で様々な面でお力添えをいただきながら、町全体で子どもたちを育てていく、そんな教育を今後も推進していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

国の予算ですと、学習支援員の配置というのに今年度は6万1,200人分の予算を補正で取ってあるということと、それからスクール・サポート・スタッフには2万600人分の配置人数の予算、第3次ですか、補正予算を取ったということなのです。ですから、各自治体の小中学校、幼稚園ですか、そういうところへ、できれば学習支援員ですか、その配置をもっと多く、この人数、国で配置人数取ってあるわけですから、もう少し各町というか、例えば滑川町とか、いろんな各市町村ですか、そういう細部にわたってサポーターを、支援員ですか、入れていただければ、コロナの、今大変な時期ですから、そういう時期こそそういう子どもたちを温かく指導できる。そういう広い視野で生徒を指導できるような、そういう人数をなるべく増やしていけるのかなと私は思ったのです。ですけれども、この人数今聞きましたら、全体で25名ということで、福小には2名ということですか、多分人数で、これは全体の人数等を勘案しての2名なのだと思うのですけれども、やっぱりできれば、もう少し国の人数の配分を考えると、もっと多く支援員、学習支援員のほうを増やしていただけたほうがいいのではないかなというふうに私は思うのですけれども、それについてはどうなのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 井上委員さんの再質問に教育長答弁させていただきます。

本当にありがたいお言葉をいただいているわけですが、学習生活支援員については町独自の考えでやらせていただいています。コロナ禍の状況の中では、国、県のほうからのお金を使用させていただいて、学習のサポートをする職員については学級の人数が多いところに、実際には35人を超える学級のところの宮前小と滑中のほうに教員を配置させていただいて、今年度補修をさせていただきました。学力的におおむね定着したということで先日報告をさせていただきましたけれども、そのような国、県の事業については積極的に今手を挙げさせていただいて、なかなか人がいないところではございますが、全力を尽くしていきたいなというふうに思っています。

それから、学習生活支援員につきましては、支援の必要な子に配置をさせていただいているわけなのですが、ちょっとこちらでも危惧していることは発達段階に応じて、あまり手厚くし過ぎると、かえってそこに頼り切ってしまうという部分もありまして、担任の役割、学習生活支援員の役割を明確にしながら、学校とも相談をしながら、配置人数については検討をしていきたいなというふうには思っています。ですので、その子が発達段階においてどれだけ自らの力で歩いていけるかとい

うことも見極めながら、学習生活支援員につきましては配置のほうを適切に考えていきたいなというふうには思っています。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

それでは、もう一点質問させてください。同じく83ページなのですけれども、83ページの委託料のところのG I G Aスクールサポーター配置のところなのですけれども、今G I G Aスクールのことで生徒1人にタブレット、それを何か1台貸与ということをやるといふ、これは本当にすばらしいやり方だと思うのですけれども、これについて既に令和2年7月に地方3団体、全国知事会、市長会、町村会が提案書として萩生田文科相に提出して、少人数による指導体制の必要性とG I G Aスクールサポーター、I C T教育を支援する人材配置の充実を求めています。ということで、この地方3団体レベルのところでも既に早めに、これは令和2年の7月にもう文科相に要求というか、これを出しているわけございまして、これが実際に少人数学級、そしてまたスクールサポーター、G I G Aスクール、そのサポーター構想に基づいた構想がこれから繰り広げられるわけございしますが、予算書で配置、ここでサポーターの配置委託料ということで785万4,000円が計上されております。いろいろ聞きますと、これからタブレットを子どもたちが使用するに当たって熟知している教員もおりますし、そしてまた、まだ十分熟知されていない教員がいるということで、今回は教員だけでなく、タブレットの端末使用についてサポーターを置くという構想だと思うのですけれども、この予算に対しての人数とか支援の内容、それについて伺います。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の小林より井上委員の質問に答弁させていただきます。

こちらにありますG I G Aスクールサポーター委託料につきましては、文部科学省によるG I G Aスクール構想の実現により、令和2年中に1人1台の端末及びそれを支える高速通信ネットワークを整備される予定です。これにより学校や家庭における学習環境が一気に変わります。この急速に進む学校のI C T化に対して文部科学省が自治体を支援するため実施する事業が公立学校情報機器整備費補助金、G I G Aスクールサポーター配置事業となります。この補助事業を活用しまして、町内の各学校の人的支援するのが今年度予算計上させていただきましたG I G Aスクールサポーター委託料となります。事業内容につきましては、学校におけるI C T環境整備の初期対応という補助基準を踏まえまして、I C T環境設計や仕様マニュアル、ガイドラインの作成、各学校への操作手順、使用方法の周知、初期設定業務、校内研修などを行うI C T技術者の学校への配置を想定しております。この配置するサポーターは、自治体による人材確保が原則ですが、半年から1年の期間限定で、専門家を確保しなければならず、個人の雇用では技術やスキルの保証ができません。し

かし、委託による配置も可能であるため、業者委託を見込んでおります。この場合でも、業者がICT技術者を募集し、雇用事前研修等でスキルを担保した後、業者全体でバックアップしながらサポーターとして配置をします。滑川町では1名のサポーターによる巡回配置で、小中学校4校に赴き、直接支援を行う予定です。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 人員をちょっと。各小中学校ですか、の人員配置というか、そういうことはお考えになっているのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の小林より答弁させていただきます。

配置につきましては1名を予定しておりまして、1名が4校を巡回する予定でございます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 1名ですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育総務担当、小林より答弁させていただきます。

1名です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ICT教育の重要な、これからの導入というか活用、この技術を習得するのは大変なことと思うのです。やっぱり得手不得手があって、子どもさんにとって、ああこの機械は、こういうのは面白いなという、そういう興味を持ってこの機械に、タブレットですか、取り組む。あるいはまた、こういうのは難しいなという、そういう畏れを持ってどういうふうにするのだろうという、そういう導入を、できにくいお子さんもいると思うのです。ですから、そういうお子さん、もうすぐにそれに入り込める生徒さんはいいと思うのですけれども、なかなかそれに取り組めないような生徒さんがいると思うのですけれども、やっぱりそういう人たちを指導するには教員だけでは足りないから、このサポーターを配置するわけでございますので、1名というのは、滑川町全部で1名というと、ちょっとそういう生徒さんを見過ごすおそれがあるかなというふうに思うのですけれども、そういうことに対してはいかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員の再質問に答弁させていただきます。

今回この予算計上させていただいていますG I G Aスクールサポーター、こちらにつきましては文科省の補助金、補助事業を活用しながら配置する事業でございます。この補助基準がG I G Aスクールサポーターということで、学校の先生方の人的支援というのが補助基準になっている配置事業でございます。ですので、このG I G Aスクールサポーターを活用しながら、先生方のスキル等を向上させる中で、子どもたちにそのタブレットの使い方等を指導していくという形でこのG I G Aスクールサポーターを配置する予定でございます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） この1名のサポーターが、もちろん教員の中で既にその熟知された教員はご自分でどんどん生徒さんに指導される、できると思うのですけれども、今度教員自体でそういうまだ十分熟知されていない、あるいはまだ心配だとか、そういう教員もいるということが新聞等にも出ております。そういう教員をサポートしなくてはならないこともありますし、生徒をサポートするという、今度はそういう多面的な指導の範囲が広がってくると思うのです、サポーターが。そうしますと、サポーターの仕事が忙しくなるといえますけれども、サポーターの仕事をする時間はどの程度の時間なのか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、井上委員の再質問に答弁させていただきます。

G I G Aスクールサポーターなのですが、実際こちらは委託業者と、委託業者決まってから、その業者さんと打合せの中で配置の時間、また巡回の学校ごとの日数等は決定していくことになるかと思えます。ただ、井上委員がおっしゃるように、学校の先生方、このG I G Aスクール構想が実現するというので、タブレットが導入されるI C T機器について、やはり不慣れな先生方も中にはいらっしゃるかと思います。そういう先生方の支援をしていくために今年度からI C T推進委員会を町のほうで立ち上げて、各学校の先生方から集まらせていただいて、このタブレットP Cについての教育の仕方、またそれを使つての授業の進め方、また併せてタブレット、インターネットの接続等ありますので、そういったことの情報教育、情報モラルについての指導の仕方について今委員会の中でいろいろ協議をしているところでございます。そこの協議の結果、検証の結果を各学校に持ち帰っていただいて、I C T推進委員の委員の皆様が学校の中にそこの委員会での検証結果を浸透させて、来年度からの学習指導につなげていきたいと思っています。

また、タブレットP Cのほう、今回受注していただいている業者さん、こちらにつきましても年度が明けてから新しい学校、先生方の体制の中で研修等を行いながら実際の使い方、タブレットの使い方はもちろんなのですが、中に入れてあるドリル系のソフトですとか、そういったものの使い方、技術研修のほうも併せて進めていって、先生方のサポートをしていきたいなというふうに通

ています。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。

せっかく国で1人1台のタブレット端末、これの貸与、これが始まるわけでございますので、これからの、それこそこのG I G Aの、頭文字のG I G Aのところにグローバルというのがありますけれども、やっぱりグローバルということが考えられているので、これからの未来ある子どもたちがこのタブレットをいかに使って、いかに自ら学ぶことができるか。そういうことをぜひ子どもたちにこの教育を用いて、そういうことが子どもたちの中に根づくような、そういう教育がこのタブレットによってできますことをしていただけるような、そういうことを希望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。終わります。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月委員、質問席をお願いします。

○5番（上野葉月委員） 5番、上野葉月です。着座にて質問をさせていただきます。

まず、52ページをお願いしたいのですが、すみません、53ページの民生費、保育対策総合支援事業補助金540万円といったものがあるのですが、こちらの内容を教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主任・福祉担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問に対しまして、健康福祉課福祉担当、贄田が答弁させていただきます。

ご質問のありました保育対策総合支援事業補助金、こちらにつきましては町内の保育園で働く保育士さんの宿舍借り上げ支援事業ということで、单身の方でアパート等々に住まれて勤務をされる方の家賃を補助するというふうな事業になっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） これは、保育士不足の解消のための対策という目的と考えてよろしいですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主任・福祉担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問に対しまして、健康福祉課福祉担当、贄田が答弁いたします。

おっしゃるとおり保育士不足の解消、それと併せて今後も継続的に町内の保育園で働いていただけるように支援をする、そういった対策となっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 540万円という金額は具体的には何人ぐらいに補助をすることを考えていますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主任・福祉担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問に対しまして、健康福祉課福祉担当、贄田が答弁させていただきます。

新設園、それから既設園ということで補助対象は分かれていますのだけれども、予算を組むのに当たっては新しくできた保育園に勤める方で3人分、それから既にある既設園の職員さんに対して6人分の家賃補助を見込んでおります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 実際保育園を見てみますと、保育士の職員に若い方が昔の保育園と比べてすごく多くなっているかなという印象を受けます。若い方は雇うほうにとってもお給料が比較的安く済んで、そしてまだ経験がないので、比較的言うことを聞いてくれやすいという特徴もあるのかなと思います。そして、預けるほうとしては20歳、25歳の方がほとんどの園よりも、やはり子育て経験があって、中堅どころがある程度いる園のほうがやはりしっかりしているのかなという印象を受けて、安心感もあります。そして、滑川町の各園を見てみると、やはり中堅どころが少ないのではないかなという印象を持っています。今の保育対策総合支援事業補助金の内容をお聞きしますと、単身者の宿舎ということで、若い保育士、新卒の保育士の雇用を補助する方向なのかなと思うのですが、現実的に考えて、必要なのは中堅どころの保育士の方が継続して働ける環境をつくるというのが安心して預ける保育園をつくるためにも、そして保育園の、例えば園長なりなんなりに意見できるような、言いなりにならないような体制、しっかりした保育園をつくるという意味でも中堅どころの給与であったり待遇であったりところのかさ上げというのが必要なかなと思うのですが、その辺については、この総合支援事業というのは何かしら使っていくこと、利用していくことというのはできないのでしょうか。または中堅どころについて何かしら対策というのを考えていますでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主任・福祉担当（贄田 誠） ただいまの上野委員さんの質問に対しまして、健康福祉課福祉担当、贄田が答弁させていただきます。

ただいまおっしゃったところで、中堅どころの職員さんに対する補助、援助という部分なのですが、今回の保育対策総合支援事業費補助金、こちらのメニューでは、残念ながら想定されているような中堅どころの方に対する援助というメニューはございません。ただし、これとはまた別で、今保育園に委託料を支払っているのですが、そちら公定価格の中で処遇改善に当たる部

分の費用の加算メニューというものがございませう。経験年数であったり、あとは役職に応じて加算がつくといったような今公定価格のシステムになっておりますので、そういったものを漏れなく申請を上げて援助に使っていきたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。保育士に限らず女性が働き続けられる環境というのをつくっていくというのは重要なことだと思います。役職等で加算していくというところも、ある意味園任せになってしまうところもあると思いますので、町のほうでこれだけ予算を入れている保育園の運営事業でありますので、例えば中堅の方が、子育て中であつたりする保育士の方が働き続けられる環境をつくるように町のほうでももう少し積極的に指導を入れていくような体制を考えていただけたらと思います。

次の質問に移ります。63ページなのですけれども、新型コロナワクチン接種券アウトソーシング業務委託料等が入っているのですけれども、項目が分かれていることで、新型コロナワクチン接種、今ご準備されていることかと思うのですが、これに係る総額が説明していただいたときに6,631万円ということでご回答いただいたのですけれども、この内訳と、それから町の負担がどれくらいになるのかを教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス事業に係る総額というのが昨日もご説明申し上げましたが、上野委員のおっしゃるとおり6,631万1,000円という形になってございます。こちらの内容ですが、ちょっと予算書を御覧になっていただければと思うのですが、予算書の61ページの予防費の中の、こちら下段のほうになります。節1報償費、節3職員手当、節4共済費、これは全てコロナ対策のための、新たに雇います会計年度職員さんの人件費となります。

また、ページをおめくりいただいて62ページになります。こちら節7報償費の一番下の行になりますが、集団予防接種医療従事者報償費1,656万円、こちらはコロナの予防接種に来ていただいた医師、看護師、薬剤師等の報償費という形になります。

また、節8旅費につきましても、こちらは先ほどの会計年度職員さん、コロナ対策のために雇いますので、その方々のための費用弁償と旅費になります。

続きまして、節10の需用費、こちらの消耗品費、印刷製本費、医薬材料費につきましても、これ全てではないのですが、このうちの一部がコロナ対策という形になってございます。

また、次の節11役務費の1通信運搬費、それから手数料、これも一部ですが、こちらもコロナ対策費となつてございます。

次に、節12委託料の2行目、予防接種委託料8,907万6,000円、これの一部、約3,000万円がコロ

ナ対策費。こちらにつきましてもこれはコロナ接種を行っていただいた医療機関への委託料という形になります。

それから、下から4行目、医療廃棄物処理委託料、こちらにつきましても一部になりますが、集団予防接種で出た医療廃棄物の処理委託料となります。

また、次63ページをおめぐりください。こちらの一番上、委託料のうち新型コロナワクチン接種券アウトソーシング業務委託料284万7,000円、それから新型コロナワクチン予診票アウトソーシング業務委託料502万2,000円、それから節13使用料及び賃借料、こちら複写機借上料、電算システム使用料、スポットクーラー借上料、これも全て基本的には集団接種会場で使うものですので、コロナワクチンの対策費という形になってございます。

以上がコロナワクチン接種事業に係る費用となっております。

すみません。町の負担の回答します。今回コロナ対策につきましては、国が10分の10という形の補助金をいただいておりますので、補助金の中で歳出予算組まさせていただきました。現在のところ町の負担はございません。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

まだ分からない部分もとても多い事業だと思うのですが、この予算を計上する上でワクチン接種の期間と、それから何人分する予定でこれが組まれているのかということをお教えください。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

こちら国から既に期間については通知が来てございます。令和3年2月17日から令和4年2月28日までが事業期間となっております。

また、人数につきましては、この予算を組む段階では100%町民の方1万9,500人、全員に受けていただくという想定で予算をつくらせていただいております。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 対象は16歳以上でしたよね。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

実はこの時点では16歳以上という情報はなかったものですから、全町民という形で15歳以下の方も入った形で計算をしております。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、想定よりは16歳未満が外されるので、恐らくその分は減るだろうという理解でよろしいですね。分かりました。

それから、会場になる体育館なのですが、体育館もこの期間全て借り上げということにな

るのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野委員のご質問に答弁させていただきます。

こちらにつきましては、教育委員会と協議させていただきまして、実際町民の方が全員集団接種というか、予防接種が完了する時期につきましては、今のところ未定でございますので、当面の間、体育館のほうはこのコロナワクチン予防接種のために使わせていただくということで協議をさせていただきました。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 体育館は、滑川町ではかなり稼働率の高い施設かと思うのですが、この期間使えなくなってしまう団体、特に団体についてなのだと思いますが、代わりにどこを使うかというようなことの対策はなさっているのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局主任・生涯スポーツ担当（赤沼 稔） 上野葉月委員のご質問に教育委員会事務局生涯スポーツ担当、赤沼が答弁させていただきます。

まず、利用団体についてなのですが、ご指摘のとおり日中の利用団体、平日は主に60歳以上の方々や女性の方々の利用が多く、その他、コロナ禍の対策として密集を防ぐ観点から平日の放課後の時間帯では、滑川中学校や滑川総合高校の部活動でも利用されています。種目はバレーボールや卓球、インディアカ、バスケットボール、剣道、バドミントンと様々です。利用団体数については、中学校の部活動を含めて1週間で30団体程度の利用がございます。

利用ができなくなってしまうことについてのサポート体制ということでご質問がございましたが、本町では町外の施設の利用に対して新型コロナウイルス感染症対策以外の理由も含めて、まず施設の利用料金のところについてお伝えしますと、施設料金に対する補助金の要綱等が整備されておりません。そのため、利用料金に対しての補助、サポートというものはございません。また、町内においては日中、社会体育施設として貸し出しができる施設というのが総合体育館しかございません。ですので、今利用されている団体の皆様方においては、曜日、時間を変更していただいて、町内の小中学校もしくは文化スポーツセンターの活動をいただけるようご理解、ご協力を賜ればと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 1年間続いた新型コロナウイルス感染症対策のために家にいる時間が長くなったり、自粛生活が続いたり、どの年代においても運動量の低下というのは懸念されることかと思えます。そこで、さらに総合体育館が使えないということになると、ここ1年活動が中止しないで継続していた団体の活動の継続というのを支援するという意味でもサポートが必要になってくるかと思いま

す。夜活動している団体は小学校、中学校の体育館に振り分けることができるかと思うのですけれども、平日の昼間に活動していた団体へのサポートというのは考えていかなければいけないのではないかと思います。町の事業で総合体育館の使用を中止にしてしまうので、仮にこの辺であったら又エックですとか、そういうところに活動場所を移したいという団体の希望があった場合には、使用料をサポートするとか、1年間の限定でサポートするだとか、そういうような活動継続を支援するという対策も考えていただけたらなと思います。これは要望です。

では、次の質問に移ります。66ページなのですけれども、衛生費で小川地区衛生組合塵芥処理費負担金1億6,200万円というのがあるのですけれども、ごみの処理費、今年は過渡期になると思うのですけれども、前年度、今年までは小川町の焼却炉を使用する。再来年度からは先日契約が決まったと報告のありましたオリックスのほうに移っていくということになると思うのですけれども、この過渡期の金額において見通し、今年が金額がどういう性格を持っていて、これから焼却先が変わることによってどのような金額の変動等が見込まれるのかについて見通し等も含めてお聞かせください。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が上野委員さんの質問に答弁いたします。

負担金について今後の見通しということですが、令和4年度からご存じのとおり10年間は燃えるごみは民間委託となる予定ですので、燃えるごみについての負担金は、10年間トータルでは減っていく見通しになっております。しかしながら、町では総合振興計画において、令和7年までに2万人の人口増を想定しております。現在ですと確実に増えていきますので、負担金は人口割、平等割がございまして、増えていくと想定しています。また、オリックスに持っていくということで、一般廃棄物の収集運搬、皆さんの家庭のごみを集めている収集運搬費ですが、こちらのほうが増加していくということを見込んでおります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

人口割、利用割があることで、人口増が見込まれる滑川町の処分費が上がっていくというのは分かりました。小川町の焼却炉からオリックスに委託先が替わる、ここのところでの焼却炉が、焼却先が変わることでの費用の変動というのはどのように見込んでいますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が上野委員さんの質問に答弁いたします。

収集運搬費についてですが、距離が遠くなる分、台数、人数を増やさなくてはいけないので、お

よそ1億2,000万円くらいになると見込んでおります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ごみに関する費用、65ページの運搬委託料、今9,000万円と出ているものと、それから66ページの塵芥処理費の負担金になってくると思うのですが、オリックスに替わることで運搬委託料は増えていくであろうということで、それから塵芥処理費については炉が替わることにより人口増により今後増えていくであろうという、そういう見通しということによろしいでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が上野委員さんの質問に答弁いたします。

そうなる見込んでおります。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 分かりました。ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。83ページ、教育費なのですが、英語指導助手派遣委託料1,346万円とあります。これはいわゆるALTのことでよろしいかと思うのですが、現在雇用しているその人数と1人当たりの金額を教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の小林より上野委員の質問に答弁させていただきます。

こちらの英語指導助手委託料につきましては、全体の委託料になっておりますので、個々に支払っている金額は把握しておりません。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、何人かを教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育総務担当、小林より上野委員の質問に答弁させていただきます。

3人雇用しております。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 今小学校のほうで英語の科目がどんどん正式化されていっていると思うのですが、小学校の英語の授業には英語の専科の教師が入っていると聞いています。この専科の教師の位置づけと、その費用、またその費用がどこから出ているかについて教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局次長兼主席主幹・教育総務担当（小林晴美） 教育委員会事務局教育総務担当の小林より上野委員さんの質問に答弁させていただきます。

小学校に配置しております英語専科の方につきましては、1名が会計年度任用職員の報償費の中から支出をしております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） では、その1名が小学校3校に行っているということでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会学校教育担当、寺田より上野委員の質問に答弁させていただきます。

現在滑川町のこちらの費用から出させていただいている方、先ほど答弁からもあったように1名です。こちらの方が宮前小学校のほうに週3日勤務で年間120日ということで勤務をいただいております。残る月の輪小学校と福田小学校につきましては、県費からの英語専科の教職員ということで加配をいただきまして、2校を兼務した状態で指導のほうに当たらせていただいております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

では、今小学校の英語の授業というのは担任の教師、それからAL T、それから派遣されている専科の先生、3人体制で1クラスを教えている状態なのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会学校教育担当、寺田より上野委員さんの再質問に答弁させていただきます。

現在はその英語専科の先生を中心として、AL Tの先生、また5年生、6年生、3年生、4年生の担任の先生と3人体制で指導のほう行っております。ただ、基本的には中心となっておりますのは英語専科の先生とAL Tの先生、2人が中心とはなっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 例えば音楽であるとか、書道であるとか、体育であるとか、小学校で専任に近い方、専科に近い形で担任の先生の交代というか、を行う形というのは、もういろいろ行われているのかと思うのですけれども、その場合というのは、担任の先生は入らない状態だと思うのですが、英語の場合は、担任の先生が入るといのは何でなのでしょう。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

先ほど担任のほうも授業のほうに入っているということですが、すみません、修正させてください。授業のほうに参加しておりますのは、英語専科の先生とALTの2名ということで修正させてください。失礼いたしました。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

小学校の先生、今負担が多いということで、教職もブラックな職場ということで、なかなか新規の採用が難しくなる他県の状況というのもニュースに出ております。その中で、英語の専科の先生が入ってくるというのは、担任の先生の負担を減らすという意味ですごくいい授業だなと思って拝見しているのですが、その中で英語の授業に担任の先生が入らなければいけない状態だと、あまり負担というか、授業の準備をしなくていいから負担は減るかと思うのですが、授業に臨まなければいけないというところだと、少しまた負担が出てくるのかなと思ってお聞きしました。

それから、英語の専科の先生を入れていただけるというのは、もう継続した方向性なのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 上野委員さんの質問に教育長のほう答弁させていただきます。

これ実際には、英語専科教員というのが今加配という形で県からいただいています。この事業が、これもともと国の事業ですので、働き方改革の一環で新規に小学校に英語が入ってくるという状況の中でされた事業ですので、これ国からこの加配がいつまで続くかというのが私たちとしては不明確な状況です。ただ、先ほど上野委員さんが言われたように、働き方改革と事業の充実という、この2点を踏まえて、本年度、来年度の2年間については専科を置いて、それから中学校の教員、英語教員です、滑川町としての英語のスタンダード、いわゆるある程度授業の形をつくって、どういう指導をしていけば、ある程度均一になるかということも含めて、今実際にその教員が各小学校に行って授業を見つつ、いわゆるスタンダードを今つくっている最中でございます。これを2年間で実施させていただいて、3年目からは担任のほうがこの2年間で研修したこと、それからスタンダードに基づいて少しずつ担任のほうで授業をしていくというプロジェクトを組ませていただいて、今実施しているところです。

ただ、国のほうで小学校の高学年の教科担任制が今少し言われているところですので、今後の加配の状況ですとか、国の方向性も含めて、そのように国、県のほうから加配という形で来るのであればその辺を十分に活用していきながら、町の教育の充実を図りたいなというふうには思っています。今のところは2年間でそのスタンダードをつくるために今の状況です。ただ、加配をいただく

ためには要件がありまして、その教員が24時間以上持たなくてはならないという要件がありまして、どうしても宮前小学校の英語の授業時数については足りないところがございます、この辺については財政のほうで町の負担ということで、町費ということでさせていただいておりますので、その部分が町費としていただいていることでこのプロジェクトが成り立っているということで大変感謝をしているところです。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） 小学校の先生の英語能力というのはかなり差があると思います。小学校の先生ではなくても、義務教育等でかなり英語の教育というのは日本人皆受けているので、その中である程度の英語の能力をつけられる方と苦手とする方と、先生方の間にもいろいろいらっしゃるかと思います。英語がある程度できる方は、ALTとの連携なんかも取れると思うのですけれども、できない方にとってはかなり厳しいのかなと。その厳しい中で授業を受けなければいけない子どもたちというのも担任によってはいるわけで、その辺のばらつき、それからそこから生じる能力の差というのもいろいろ考えますと、英語の専科がいるというのは非常にいい状態なのかなと。働き方という意味でも、授業の質という意味でもいいのかなというふうに拝見しております。なので、今2年間の限定期間があるということなのですからけれども、なるべくこれが継続した状態となるように、そういう方向で行っていただけたらなと個人的には思っております。これは要望になります。

次の質問です。90ページなのですけれども、外国語通訳等支援謝礼（月小）というのがあります。7,000円で、金額は少ないのですけれども、今外国人の親御さん、または外国語しかしゃべれない子どもというのも常にではないかと思うのですけれども、ある程度頻繁に入ってくるかと思えます。その中で通訳つく場合とつかない場合があるかと思うのですけれども、どのような場合につけていくのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

質問にいただいた外国語通訳等の支援謝金ということですが、滑川町、上野委員様の言うとおりに、人口の増加に伴って児童生徒の転入生も増加し、様々な国からの転入も入っております。そして、この7,000円というところのまず報償等ですが、保護者の面談の機会等で外国語通訳による支援を依頼する際の謝礼として計上をさせていただいております。1回当たり2,200円ということで、3回分の予算のほうを計上させていただいております。

また、どういう方にこの支援の体制ですか、を組んでいくということですが、こちらのほうは保護者様の要望、そして日本語能力の程度というのですか、その辺りを勘案して学校とも相談の上、こちらのほうを支援させていただいております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 上野委員。

○5番（上野葉月委員） ありがとうございます。

恐らくこの3回分よりももっときめ細やかにやるとするのであれば、きつともっと要望はあるのかなと思います。日常会話はよくても、細かい話になってくると、なかなか厳しいという方は恐らくもっと多くいるのかなと思いますので、家庭が困らないようになるべくそういうコミュニケーションを密にしなければいけないような機会があるとしたら、通訳もつけていただけるような体制を取っていただければなと思います。

質問は以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

質疑あるようでございますが、休憩後にお願いをしたいというふうに思います。

暫時休憩とします。再開は10時35分といたします。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午前10時20分）

再 開 （午前10時35分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

休憩前の宮島委員の質問に対する答弁について、教育委員会事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 先ほどの宮島委員さんの答弁でご質問があった件について確認ができましたので、教育委員会学校教育担当、寺田より報告させていただきます。

定時制に進学した者ということですが、ここ近年5年の中で1名、小川高校の定時制のほうに進学した者がいるという状況でございます。今年度につきましてはゼロということで中学校のほうから聞いております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） それでは、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

吉野委員、質問席へお願いします。

○13番（吉野正浩委員） 吉野正浩です。よろしくお願いいたします。

18ページの手数料のところの節が環境衛生手数料、説明で犬の登録料等手数料なのですが、狂犬病の予防注射関係だと思っておりますけれども、これから議案第13号で令和2年度の滑川町一般会計補正予算が提案されているところですがけれども、その中で犬の登録料等手数料が減額補正されています。減額されて100万6,000円としておりますけれども、また令和3年度では、ここで見ますと59万

2,000円とさらに減額しております。ちょっとコロナ禍で聞きますとペットブームとかということで意外と犬とか猫とかの番組が増えて飼っている人も増えているという話は聞くのですけれども、この積算根拠をちょっと教えていただきたいと思うのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

先ほど令和3年度の113万2,000円の内訳をちょっとお話ししたいと思います。こちらについては環境手数料59万2,000円です。塵芥手数料は51万円、許可申請手数料は3万円という内訳になります。犬の登録手数料ということですので、こちらの59万2,000円について回答させていただきます。昨年2年度、6万4,000円減額したわけですが、犬の登録としては通年さほど変わっておりません。例年10万円前後の収入がございますので、令和2年度においては減額補正をしましたが、令和3年度においては狂犬病予防注射については必ずしなければいけないものなので、回復、増加を見込んでおります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 少し確認なのですけれども、令和2年度の補正予算で減額補正されて100万6,000円としたのは、狂犬病予防注射関係ではないのですか、これは。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁します。

令和2年度と令和3年度の差額ということでおっしゃってございましたので、ちょっとかいつまんで内訳を説明させていただきました。令和2年度については、確かに犬の登録料で減額補正しております。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ですから、減額補正して100万6,000円になっていませんか、犬の登録料。それが59万2,000円になったということなので、随分減額したなということで聞いているのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

説明が足りないで申し訳ありませんでした。2年度の減額補正としまして100万6,000円ですが、こちらの内訳としましては、環境衛生手数料は59万9,000円です。こちらから補正6万4,000円しまして、53万5,000円としました。ほかは塵芥手数料、許可手数料になります。これをトータルして10万

6,000円という形になっておりますが。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ちょっとお待ちください。済みません、今補正予算持ってきます。

○委員長（瀬上邦久委員） 暫時休憩。

休 憩 （午前10時42分）

再 開 （午前10時42分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

○13番（吉野正浩委員） 大変失礼しました。文書上ですと、補正予算の15ページに環境衛生手数料の犬登録料等手数料が6万4,000円補正されて、100万6,000円なったというふうになっているのですが、これは中身が違うのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

補正については、補正前の額が170万円、補正後の補正額がマイナス6万4,000円で計100万6,000円となっておりますが、これはトータルの額です。衛生手数料のトータルの額となっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 私が見方が悪いのだから分からないのですけれども、今見ますと、これ衛生手数料で、節が2で、環境衛生手数料とって、予算組みの書き方はすっかり同じなのですけれども、補正と当初予算の中身では、補正に出した金額の内訳がこれは違うのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野委員さんの質問に答弁いたします。

今回の補正については、手数料の中の犬の登録手数料のみ減額をしているということでございまして、ほかの塵芥手数料、塵芥の処理の手数料については減額をしておりませんので、補正の中の6万4,000円減額しているのは犬の登録手数料についての減額ということでございまして、この衛生手数料の中には節の中に当初予算にございますように環境衛生手数料と塵芥処理手数料ということで2つの区分がございましてけれども、補正においては犬の登録手数料の6万4,000円を減額しているということで、補正については、この塵芥処理の手数料については減額、増額等もしておりませんので、この中には出てこないということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 一応記載の仕方がすっかり同じですけれども、ここ塵芥手数料って何か書けばいいのではないですか、説明のところへ。犬の登録手数料等手数料ってすっかり書いてしまう

と、説明で。塵芥のほうが入っているのなら塵芥もここへ入ったほうがいいのではないですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野委員さんの質問に答弁いたします。

こちらも新年度予算については環境衛生手数料、塵芥手数料ということで、補正につきましては衛生手数料のうち犬の登録手数料のほうを減額しているということで、動きのなかった分については特に補正の分についてはこちらのほうには記載していないということでございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そうしましたら、当初予算の中にはその金額が、私幾ら説明受けても頭がおかしいのだからちょっと分からないのです。この……ちょっと委員長、休憩していいですか、ちょっと聞いていいですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時47分）

再 開 （午前10時50分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

○13番（吉野正浩委員） 大変失礼しました。説明受けて分かりました。

では、ちょっと質問を変えまして、その関係で今注射の未接種者の把握とその対応について質問したいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

未接種者の把握と対応についてですが、注射した人は登録をされているので、未接種者の把握は可能となります。また、狂犬病予防注射については義務となっておりますので、未接種者については現在は新たに通知はしておりません。未接種者の対応ということですと、集団予防注射は他の市町村と調整して行っておりますので、未接種者の対応についても近隣の市町村と県と調整し検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） 未接種者は広報なんか見ますと、犬が亡くなったりした場合は届出くださいよと、電話くださいよということは書いてあるのですけれども、そういうこともあるのですけれども、はがきか何かであなたの犬の注射はまだ済んでいませんよとか、そういうことはしているのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

現在は、改めてしていない方にはがきは出しておりません。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そうしたら、登録している方と注射している人の差というのはすぐ分かると思うのですが、台帳か何かで管理しているのですか、パソコンか何かで管理しているのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

パソコンのほうで管理させていただいています。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） できましたら、やはり注射している人との差が出てしまいますので、そういった方についてはがき等で催告するとか、やっぱり広報等で催告というか、お願いするとかという考えがあるかどうかお願いしたいのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、吉野委員さんのご質問に答弁いたします。

今後未接種者につきましては、広報等を含めて、狂犬病というのは大変怖い病気でございますので、そういうことのないように未接種者に対しても啓発をするような形で広報等を通じて皆さんのほうにお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） あとお聞きしたかったのは、今のコロナ禍におきまして、4月から6月が登録とか接種の期間が例年ありまして、コロナ禍におきましてやっぱり集合接種とか行くのが意外と避ける方が多いということで、個別に獣医師のほうへ、獣医のところへ行く方なんかおるということで、年内オーケーということで昨年度はあったのですけれども、今年もそういった方向があるのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

今年についても狂犬病予防施行規則の一部が改正されまして、令和3年における取扱いとして12月までの間に受けるようにということになっております。また、コロナウイルス感染症発生等の影響によるやむを得ない事情により受けなかった場合は、その事情が済み次第速やかに受ければ、

その期間内に注射を打ったことにみなされるとなりました。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） それと、あと新しく犬を飼ったり生まれたりしたときには、その年に生まれた場合、翌年の4月から6月を待つのか、それとも事前にもう生まれた時点で登録するとか、そういう期間とか、そういうルールというのをちょっとお聞きしたいと思っているのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

生まれてから10日以内に登録という形だと思いました。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） そうしますと、広報なんかにも4月から登録とか注射とかという広報は出していますけれども、併せてやはり子どもが生まれたとか、ペットショップから買って来た時点から10日以内に役場のほうに登録をしてくださいと。注射は多分子犬だと何か月間はできないのだと思うのですけれども、子犬の場合は狂犬病予防注射はどのくらいの期間にいつするのかというのもしてこないか、新しく飼った人というのは翌年の4月とか、そこら辺までは全く鑑札なしで行く場合があるので、そういった広報も必要だと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 環境課、お願いします。

○環境課主幹・生活環境担当（権田尚司） 環境課生活環境担当、権田が吉野委員さんの質問に答弁いたします。

それでは、広報等で延びた日とかはしたいと思います。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 吉野委員。

○13番（吉野正浩委員） ありがとうございます。よろしくお願いします。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 阿部でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座でお願いします。

まず、48ページの社会福祉総務費、障害福祉費の増額について、まずお聞きします。その中身についてお願いします。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主査・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野が阿部委員さんの質問にお答えいたします。

障害福祉費の増額の件についてということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課主査・福祉担当（奥野 忠） 続けて答えさせていただきます。

こちらにつきましては、例年補正のほうで増額対応しているところがございますが、近年就労の訓練を受けたいという方が多くいまして、就労継続支援B型の利用が増えていること、あと令和3年度につきましては障害福祉費について3年ごとの見直しがありまして、報酬改定ということで増額ということになっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 補正で今までやっていたものが実質的にどのぐらいのこれは増額になるのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

暫時休憩します。

休 憩 （午前11時00分）

再 開 （午前11時00分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主査・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野が阿部委員さんのご質問にお答えいたします。

4,293万6,000円の増額となっております。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ちょっと中身がよく分からないので、また詳しく後で教えてください。その就労B型の増加の見通しとか、国の見直しなどについてちょっとお聞きしたかったのですけれども、今分からなければいいです。いいですか、お願いします。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主査・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野が答弁申し上げます。

すみません、障害福祉費全般ですか、質問、それとも訓練給付費のみ。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） いや、この中の増額の理由の中に、今言われたそういった障害の就労増、また国の見直しなどについてとお話があったので、その補正で増やす部分ではなくて、そういったような実質的な増額というのはどこにどのぐらいあるのかなということを聞きたかったのです。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課主査・福祉担当（奥野 忠） 健康福祉課福祉担当、奥野が答弁申し上げます。

障害福祉サービス費の給付費もそうですけれども、手話奉仕員養成研修の委託料等増やしたこと、地域生活支援事業でも自発的活動支援事業等の新規事業を追加したことによる増額となっております。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 続いて、58ページの介護保険特別会計繰り出しについてなのですが、この理由について教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、阿部委員さんの質問にご答弁したいと思います。

介護保険の財源といたしましては、ご承知のとおり公費が5割と保険料が5割で運営をしております。その中で、保険者につきましては公費分の財源といたしまして、国が25%、市町村が12.5%、県が12.5%、それで50%の公費分として賄っております。残りの5割は皆さんから徴収する保険料で介護保険の事業費の全体を賄うような、そういったものを特別会計の繰入金として一般会計からの繰入れを行っております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 要するに25%部分だということによろしいですね。

続いて、前もっての通告になかったので申し訳ないのですが、60ページの保健センターについてちょっとお聞きしたいのですが、今の体制について、保健師や医師などの体制について教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

これはコロナではなく、今のという形によろしいわけですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） そうしますと、現在滑川町保健センターにおきましては、保健師3名、医師については常駐はいらっしゃらないので、健診等においては派遣依頼という形で来ていただくという形になってございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 住民の皆さんからコロナに感染したらどうしたらいいのかとか、家族が感染したらどうしたらいいのかとか、通院しているけれども、病院で調べてもらったほうがいいのか、保健所のほうがいいのかとか、いろんな質問というか、疑問があるのだろうというふうに思うのです。そういったようなものの対応というか、保健センターがこの町ではそうだというふうに思うのですが、そういった相談窓口というのは設置されているわけですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

特に専門の窓口という形では設置してございませんが、町の保健センターに問合せのあったコロナ関係の質問に対しましては、例えば県の24時間のサポートセンターですとか、また保健所ですとか、適当と思われる場所を紹介しまして、そちらのほうをご案内するという形を取ってございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 先ほど言われた保健師さんは、例えばそういったような対応ができるようになるのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

かかってきた電話については、保健センター全員が同じような対応ができるようになってございます。ただ、コロナ感染したときの症状ですとか、内容ですとか、そういう部分については専門外となりますので、やはり専門の医療機関ですとか、そういうところを紹介するという形になってございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 当初保健所などがなかなか対応できないような状況があったので、どうしたらいいのかなというようなのが結構そういったものについて感じたのですけれども、非常に逼迫した、保健所がそういったような状況のときは、例えば保健センターでもそういった相談を受けるという、要するにそんな難しい相談ではないというふうに思うのです。例えば家族が感染の疑いがあるというような場合はどうしたらいいのかとか、というような身近な問題なのだと思うのです。そういったようなことについての窓口について、保健センターでもそういった相談を受けられますよというようなアナウンスはやらないのでしょうか。やったほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

現状いろんなご質問が来る場合もあるのですが、そういう場合、大分相談先が増えました。例えば東松山保健所管内でも発熱外来とあって、お医者さんのほうに直接お電話していただいて、そちらに相談乗っていただけるような体制も整ってまいりましたので、特に町が改めて設置するという予定はございません。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 余裕があるからまだいいのです。比企の管内の保健所はまだ余裕がある、感染者がそんなに多くないというようなことで、いいというふうに思うのですけれども、いざ感染が大きく拡大したような場合については、そういったようなことについても検討していただきたいなというふうに思います。これは要望です。

あと、先ほど上野葉月委員の質問の中で、体育館1年間使用中止ということで借り上げるというふうなことになったそうなのですが、体育館はどんなふうにあれを使ってワクチン接種を、要するにあれだけ広い会場なわけなのですが、1万何千人のワクチンを接種、1年間通じてやろうという計画なのだと思うのですが、どういう計画なのかなというのがちょっと分からない、見えないのですが、教えていただきたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

まだ確定していないことが多いので、なかなか今言ったことがそのとおりになるというわけではないのですが、今こちらで考えてございますのが集団接種、それから医療機関での接種の2系統という形を考えております。集団接種については総合体育館の体育室、こちらを使いまして、こちらに医師2名もしくは3名程度の派遣を医師会のほうに今依頼をしているところなのですが、その方たちに来ていただいて問診を行い、それから注射を打つと。それから、ご案内のとおりファイザー製のワクチンにつきましては、副反応等が懸念されるため、注射を打った後15分から30分間会場に待機していただく必要がございます。なので、その待機するスペースというところで、先日椅子とか物を置いてみて、体育室でシミュレーションを行ったのですが、ほぼ体育室をいっぱい使うというふうなレイアウトという形になりました。そちらの集団接種を行って、1回当たり200人から250人程度、1日ですね、午前、午後でできればなという形で、まだその辺の実際の内容についてはやってみないと分からない部分もございますので、それについては今のところ想定という形です。

それから、滑川町には国が指定したA病院、B病院、これはA病院というのが医療従事者向けのコロナのワクチンの予防接種を行う病院、それからB病院というのは一般の方に予防接種を行う病院というのがございまして、それは滑川町では埼玉森林病院がB病院という規定になってございます。なので、まだこちらで埼玉森林病院と協議中ではございますが、埼玉森林病院のほうと協議して、まだ1日当たり何人とか、そういうところをこれから詰めるところでございますので、その辺についてもまだ計画ができていないのですけれども、そちらと集団接種、その2系統で予防接種を行っていただければと考えております。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 体育館全部使って1日200人から250人ぐらいの体制をつくるということなのですが、1年間を通じてそういうふうな形になるという、要するに1年間そういったことをずっと続けるということではないのですよね。ちょっとよく分かりませんが、まだ検討中だと思います。

いますが、例えば集団接種を何日から何日までやると、また次は何日から何日までだというような形になるのではないかというふうに思うのですけれども、ずっとやっているというわけではないのですね。ちょっとそこを教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

こちら例えば週何回とか、そういうお話でよろしいですか。

〔「想定していることを教えてください」と言う人あり〕

○健康づくり課長（武井宏見） ただ、国の想定では滑川町、まだ高齢者の分しかできていないのですが、高齢者の予防接種1人2回ですが、こちらをうまく回すためには1週間当たり約990人の接種が必要だというようなシミュレーションが国のほうから示されました。そうしますと、先ほど申し上げた1日当たり200人から250人という形になりますと、病院と合わせまして990人という形になりますと、最低2回から3回1週間当たりの集団接種が必要なのかなというようには考えておりますが、まだ医師会と医師の派遣等についても協議中ですので、実際このようにやるというところまでは申し訳ございませんが、確定していないという状況でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 先ほど上野葉月委員の質問の中にも、この体育館使用に関して非常に困ると、要するに今まで毎週やっていたいろんなスポーツができないというようなことで、強い要望が出ているのだろうというふうに思いますけれども、そういうような、体育館の使い方なのだと思いますが、コロナワクチン接種のための常設会場にしてしまうのは、いかがなものかなというふうに思うのですけれども、特に高齢者の免疫を高める上でもスポーツをしないで家に閉じ籠もっているというのは大変な苦痛だというふうに思うのですけれども、ここは少し考えられないのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時16分）

再 開 （午前11時17分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

健康づくり課、お願いします。

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、阿部委員のご質問に答弁させていただきます。

週2回から3回という形ですと、確かにその間が空くという形になりますので、これも検討事項になるかと思いますが、1回1回片づける。ただ、その片づけることによる人的なコスト等もございます。なので、それが可能かどうかについては今後検討させていただければと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ぜひ体を動かすというか、運動する権利もやはりちゃんと保障をしていただきたいなど。でないと、本当に閉じ籠もり生活でまた1年やるのかという話になってしまいますので、そこはぜひ検討してください。

続いて、85ページ、小学校費なのですけれども、来年度より少人数学級が導入されて、順次引き上がっていくわけですが、これのための予算はどこかにあるのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局指導主事・学校教育担当（寺田陽介） 阿部委員さんのご質問に教育委員会学校教育担当、寺田より答弁させていただきます。

義務教育標準法では、1学級における児童生徒数の数は小1のみ35人、小2から小6、中学校においては、全ての学年において40人学級の形態と、こちらが国の今の現状でございます。しかし、埼玉県では現在小学校1、2年生、中学校1年生の少人数学級、こちらのほう基準外ということで導入しております、滑川町においても埼玉県と同じく小学校1年生、2年生においては35人、中学校1年生においては38人の少人数学級を既に導入をしておりますので、こちらのほうの予算措置はしておりません。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、同じく先ほどから出ていますタブレットのレンタルなのですけれども、この詳細、要するにあれですよ、全生徒に1台ずつばつとやるわけですね。そのイメージがまだ湧かないのですけれども、ずっとみんなに渡して、そのレンタル料をこれだけ見積もっているわけですが、それが例えば卒業していきますよね。それが今度どうなるのか、使い回しになってしまうのかとか、ちょっとその辺教えてください。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部委員のご質問に答弁させていただきますと思います。

予算書にあります、公立学校情報機器、タブレットPCの賃借料でございますが、これは今年度調達した児童生徒、それから先生方が使う全部で1,909台のタブレットパソコンのリース料となります。レンタルというふうに阿部委員おっしゃいましたが、実際の性格としてはファイナンスリース、分割払いといった形の調達に近い形式になります。リースアップ後には無償譲渡という形で町の資産となります。こちらの運用なのですが、5年間リースということで、例えば小学1年生が来年から使い始めて6年間、小学校6年間はそのまま使います。5年リースアップ後も、1年そのまま延長して使う予定です。タブレットPCですので、恐らく6年ぐらいたつと耐用年数が過ぎて傷んでくるという形になるかと思っておりますので、6年後についてはまた入替えを検討せざるを得ないの

かなというふうに思っています。中学校については、やっぱり1年生が3年間使った後学校に戻していただいて、新しい1年生が使う。3年間2サイクル、6年です。やはり小学校、中学校同じように6年間を使って、その後入替えという形で現在のところ考えています。

リース料の経費につきましては、先ほど話した1,909台、合計で1億9,778万円の経費がかかっています。この事業費に対して国庫補助金が5,454万円、それから新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金の第1次交付分、こちらが対象になりましたので、これが5,670万円、それがそれぞれ充当されています。残った一般財源、町で負担する分についてが8,654万円になります。この町が負担する分についてリース入札をして、リースで支払っていくという形になります。財政負担の平準化と、それから単年度で一般財源を用意するという、そういった観点から財政担当と協議をしてリースという形で調達をいたしました。なお、リースにすることで当然リースの利息という形で若干経費はかかっています。5年間で190万円ぐらい、一括で買うよりは利息がかかっています。年間で三十七、八万円ぐらいとなっています。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 6年生に渡したやつは、今度1年生が使うということになるわけですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） すみません、もう一度お願いします。

○14番（阿部弘明委員） 今年みんなにやりますよね。6年生卒業したときは、1年生に渡すのですか、そのタブレットを。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、澄川が答弁させていただきます。

はい。6年生が1年使ったら、その後新しく入ってくる1年生にそのタブレットのほうは回すというか、使っていただく形になります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。先ほどの答弁でもICT化によって教育環境が大きく変わるというふうにおっしゃるわけなのだけれども、どんなふうになるのでしょうか、ちょっとお聞きしたい。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育長、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 阿部委員さんの質問に教育長のほう答弁させていただきます。

当然ICT機器が入ることによって、いわゆる今まで紙媒体での限られた情報しかなかった学習が、いわゆる遠隔のもの、それから紙媒体以上の情報が入ることになります。そういったことから、それぞれ個々の持っている興味、関心、それから能力というのは使いようになっただけではなく、さらに高めら

れることもできます。ですから、いわゆる学校の今までの紙媒体でやっていた教育よりもさらに教育に広がりがありますので、そういった部分ではかなり変化があると思います。ただ、違った側面として本物を見ずにして学んでしまうこともございますし、逆に言うと、モラル的な部分で欠如した部分での教育をせざるを得ないということも出てくると思います。今までのように紙媒体で限られた情報、限られたものの中で学ぶこと以上に広がり、深まりがある教育が進められるとともに、違った側面での部分も出てきますので、そういった意味ではこれからの教育というのを改めて見直しをさせていただいて、これからグローバルだとか、AI時代が来るとかって言われていますけれども、そのような社会に合った教育というのを改めて構築する必要があるというふうに思っています。ですので、そういった意味でこれからの教育というものが大きく変化をしてくるとは思いますが、ただ今までやっていた教育が全て否定されるわけではなく、今までの教育で行ってきた、例えば集団での学び合いですとか、子どもたち相互の意見交換ですとか、そういったものについてはきちんと担保をしながらICT機器も有効に活用して行って、これからの子どもたちを育てていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） いろんな心配事があるのではないかなというふうに思うのです。このタブレットというのは家に持ち帰っていいのですか、まずそこをお聞きしたい。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 阿部委員さんの質問に対して、教育長のほう答弁させていただきます。

来年度につきましては、全てタブレットを持つ子どもたちが小学校1年生であろうと、中学校3年生といえども、初めて借りたタブレットPCを持つということになります。ですので、それが借りているということの理解も含めて、いわゆる発達段階に応じたものではなくて、来年は全て初めて持つということがありますので、当然家庭にも持ち帰ることも想定していきながら、4月から当初からすぐに家に持ち帰って何かということではなくて、きちんと指導、教育をした後に家庭に持ち帰らせるとか、その以後は各学年の発達段階とか、教科内容に応じて家庭で何をさせるかも含めて、きちっとガイドラインというか、その指針については今策定をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） タブレットを使った教育にだんだんなっていくということなのですかけれども、もうそういった教材がたくさんいろいろあって、そういったものを先生方が選んで、これはではこういうふうに使っていかうとか、どうしようかというふうな形になるの、それとも大体こういう方向で、この教材を使ってくださいというようなことで来るのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 阿部委員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

当然学習指導要領といって、その年その年に学習すべき内容というのは決められています。ただ、それをどう指導して、どう教えて、どう学ばせるかという部分については、これは各市町村なり学校なりに任せられているところです。ですので、今まで例えばノートに書いて覚えていたことを、今度はタブレットに替えて、それをタブレットに書き込んだことによって覚えさせるという方法も出てきますので、いわゆる学習の仕方が多様化してきますので、教えるべき内容というのは決められていますけれども、教え方ですとか、学び方というのは多様になってきますので、こちらのほうではきちっと町のほうで策定をして、きちっと学ばせる必要があるかなというふうに思っています。例えば中学校の場合、50分授業ですけれども、50分間ずっとタブレットを使って何かをやるということが、もしかしたら授業の中に出てくるかもしれませんが、最小限、要するにこの部分だけはタブレットを使うとか、ここは今までどおりにきちっと子どもたちで議論をさせるとかというような学習内容に応じてやっていく必要があると考えていますので、その辺も国のほうからそこまで全て細かい指示というのがあるわけではありませんし、教材も教科書というのは選定されています。当然教科書の中にも今は二次元バーコードといいまして、バーコードがついていまして、それを読み取ると、そこから資料が出て、タブレットで見られるということもついておりますので、そのような活用はございますけれども、それ以上にタブレットでこれをやりなさい、あれをやりなさいという細かい指示というのは特段ございません。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） これの導入によって私なんか心配するのは、格差がますます広がってしまうのではないかなということもあるのですけれども、その辺の対策というか、具体的に何かお考えありますでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 阿部委員さんの質問に、教育長が答弁させていただきます。

当然子どもそれぞれによって興味や関心が違いますので、先ほども申し上げさせていただいたとおり、学習すべき教育内容というのは学習指導要領で規定されていますけれども、もっと興味がある子については、それをさらに深く追求することということも可能になります。ただ、学習指導要領で規定された基礎的、基本的な学習内容は全ての子にきちんと定着させなくてははいけませんので、その部分については今までどおりきちっと指導をさせていただきたいというふうに思っています。ただ、私もそうですけれども、学校としてもPCタブレット、いわゆるインターネット上でいろんなところに情報を取りに行ける怖さと、その情報が本当にその子が求めている情報なのかを判断する力ですとか、本当に正しい情報かというのを判断するには、まだまだ小中学生では足りない部分があるというふうには思っています。ですので、そういった情報のモラルの部分ですとか、そうい

う情報、例えば私たちも家のパソコンでインターネットを引いていますと、当然何か項目を入れたときに、順番で出てきますけれども、これはAIによってこの人、いつも検索している人の興味、関心に応じての順番になってきますので、同じ項目を入れてもパソコンが違うと、出てくる順番も違ってきます。いわゆるそういった部分で、AIにのみ込まれるのではなくて、やっぱりきちっと子どもたちがAIなりネットですとか、そういうものを活用できる、そういったような能力をしっかりとつけていきたいなというふうに思っています。ですので、そういった部分での格差だとか問題というのは生じないように今後しっかりと教育していきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 今度の4月からになるわけですか。先生方もそうですが、教育委員会もそうだと思いますけれども、子どもたちも大変な負担になるのではないかなというふうに思うのです。そういったような、確かに今言われて私も感じますけれども、本当に検索機能というのは優れていますから、何でもできてしまうというふうなことで、本当にいいのか、中には全く違った情報も流れているわけですから、そういったようなことに惑わされない子どもたちというのは、大人でも結構フェイクなどで惑わされることが非常に多いのですが、そういったような心配がずっと付きまとうやつだと思うので、そういったようなことについて、この1年はどんなふうな形で、先生方も皆さんも全く模索するというような感じだと思いますけれども、どんな感じでとにかく1年やってみようかというような、ちょっと何かあればお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（瀬上邦久委員） 教育委員会事務局、お願いします。

○教育長（馬場敏男） 阿部委員さんの質問に、教育長のほう答弁させていただきます。

今阿部委員さんが言われたように、とにかくいろんな課題、いろんな心配事等もありますけれども、とにかくある学校の中という基準の中、範囲の中でいろんなことに挑戦をさせてあげたいなというふうには思っています。それと、この1年でやはりスマートフォンとかで私たちが持っている、ただ検索とかはできますけれども、PCですので、パソコンですので、そういった情報を収集して、自分の使いやすいようにそれを構成し直して、それを例えばグラフ化する、それを表現するためにパワーポイントみたいなもので発表できるとか、いわゆるスマホでただ検索して情報を得るだけではなくて、その情報をパソコン上で編集をして、自分の本来使いたいものに活用する、それを表現する、そういったところまでできるように意識は高めたいなと思ってます。ただ、これは手軽にある検索する道具なのだというだけではなくて、それを活用して自分自身が何を学習するのか、何を伝えたいのか、何を得たいのかという自分自身の本来の目的をきちっと持って使えるようには意識は高めていこうというふうには思っています。

以上でございます。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 本当に道具ですから、あくまでも教育を進めていくための一人一人が高まっていくための道具だというふうを考えて、教育についてはまたお願いしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会の所管事項の質疑を終結します。

以上をもちまして一般会計予算についての全ての質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第21号 令和3年度滑川町一般会計予算の議定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員でございます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

説明員の皆様大変ありがとうございました。

説明員の交代をお願いいたします。

暫時休憩とします。再開は午後1時とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

休 憩 （午前11時38分）

再 開 （午後 1時00分）

○議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

◎発言の訂正

○委員長（瀬上邦久委員） 休憩前の宮島委員の質問に対する答弁について、教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（馬場敏男） 宮島委員さんから定時制の関係でご質問をいただいて、午前中お答えしたところなのですが、ここ5年、平成28年度から本年度までの5年の間に1名定時制には行っているのですが、行った定時制が吹上の秋桜高校のほうに行っておりますので、その点だけ訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○委員長（瀬上邦久委員） 続きまして、休憩前の吉野委員の質問に対する答弁について、環境課より発言を求められておりますので、これを許可します。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、委員長よりお許しをいただきましたので、発言いたします。

午前中の予算審査特別委員会におきまして、吉野委員さんからの質問に対する答弁で、犬の登録について、「取得してから10日以内」と申し上げましたが、正しくは「30日以内」と訂正させていただきます。また、生後90日以内の犬を取得した場合には、生後90日を経過後、30日以内に登録することになっております。

以上、訂正させていただきます。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） それでは、続きまして議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長より説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてを、着座にて説明させていただきます。

恐れ入りますが、提出議案の読み上げは一度行っておりますので、歳入歳出予算、事項別説明書からご説明をさせていただきます。135ページ、136ページをお開き願います。令和3年度の国民健康保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ16億2,106万円で、前年度比4.5%の増、7,053万円の増額予算となっております。増額の主な要因は、136ページ、歳出の款2 保険給付費の支払いの増加が見込まれるためと、款3 国民健康保険事業費納付金について、被保険者1人当たりの保険税必要額の増額に伴い、前年度と比べ県への支払見込額が増えたためでございます。

それでは、歳入の主な項目についてご説明を申し上げます。予算書の137ページをお開き願います。款1 国民健康保険税、項1 国民健康保険税、目1 一般被保険者国民健康保険税は本年度予算額3億6,524万円で、前年度比2,292万2,000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、県が算定いたしました被保険者1人当たりの保険税必要額の増加によるものとなります。なお、滑川町では県への納付金算定に関しまして、約1,000万円の激変緩和措置が講じられておりますので、これを差し引いた後の保険税額となっております。

続きまして、下段の目2退職被保険者等国民健康保険税は予算額1万6,000円で、前年度比9万4,000円の減額となっております。減額の理由といたしましては、退職者医療制度が令和2年の3月で終了いたしました。退職被保険者はゼロ人となっております。主に滞納繰越し分が主なものとなっております。

次に、138ページをお願いいたします。下段でございます款6県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金でございますが、予算額11億6,973万6,000円を見込んでございます。前年度比3,807万4,000円の増額となります。増額の理由といたしましては、節の1普通交付金の算定において、前年度医療費実績から保険給付費に要する費用の伸びを踏まえた上での増額となっております。

次に、139ページをお開きください。款の10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、本年度予算額6,439万6,000円を予定してございます。前年度比1,036万9,000円の減額となっております。法定で決められました負担率で、国、県、町からそれぞれ繰り入れます。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明いたします。142ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費ですが、目1一般管理費として総額で559万6,000円を計上いたしました。前年度とほぼ同額となっております。主なものに節の12委託料として国保電算関係委託料、レセプト点検委託料を計上してございます。

次に、その下段、項の3運営協議会費ですが、本年度予算額39万7,000円を計上いたしました。前年度比増額分につきましては、運営協議会委員の研修会実施のための委員等旅費分となります。

続きまして、143ページの下段、款2保険給付費、項1療養諸費でございますが、一般被保険者、退職被保険者を合わせた合計で、144ページ中段の計になりますが、本年度予算額9億8,414万7,000円の支出を見込んでございます。主なものは、ページ戻りまして143ページの目の1一般被保険者療養給付費で、前年度比2,268万9,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、前年度実績で1人当たり旅費が伸びておりまして、給付費の増加が見込まれるためとなっております。

続いて下段、項2高額療養費でございますが、一般退職者の合計で、本年度予算額1億5,217万9,000円の歳出を見込みました。前年度比1,646万2,000円の増となります。こちらも先ほどの療養諸費と同様、増額の要因は医療費の増加に伴い、支給額の増加が見込まれるためでございます。

次に、147ページをお開きください。款の7国民健康保険事業費納付金でございますが、項の1保険給付費分の計が2億8,934万2,000円。148ページの項の2後期高齢者支援金等分の計が1億529万3,000円、項の3介護納付金分が3,996万6,000円となり、以上の3つの合計額4億3,460万1,000円を埼玉県へ支払います。前年度比3,475万9,000円の増となります。これは埼玉県の算定結果に基づきまして、県全体で被保険者1人当たりの保険税必要額の増加に伴い、増額となっております。

続いて、148ページの下段、款の6保健事業費、項1保健事業費でございますが、保健衛生普及費と保養事業費等を合わせまして、予算額757万8,000円を計上いたしました。前年度比88万4,000円の減額となります。主なものは節の18負担金、補助及び交付金として、人間ドック補助金及び保養所利用補助金として利用者の負担軽減を行います。

続いて、149ページの項の2特定健康診査等事業費につきましては、本年度予算額1,614万7,000円を計上いたしました。今年も被保険者の健康保持増進を図るため、特定健康診査による個別健診及び集団健診を実施してまいります。例年集団健診は6月に実施しておりましたが、コロナワクチン接種とスケジュールが重なるおそれがあるため、10月実施に変更することで進めてまいります。

以上をもちまして国民健康保険特別会計の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

岩附町民保険課長、説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（福島知子） 町民保険課年金国保担当、福島と申します。よろしくをお願いいたします。

○町民保険課主事・年金国保担当（村田仁美） 町民保険課年金国保担当の村田と申します。よろしく申し上げます。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上3名で説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 阿部弘明です。よろしくをお願いいたします。着座でお願いします。

137ページの保険収入の増加についてお聞きいたします。先ほどの説明だと、激変緩和措置が終了したと。それで、これだけ値上げというか、これ個人個人の保険税がそれだけ上がっているということではよろしいのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（福島知子） 町民保険課年金国保担当、福島が答弁申し上げます。

ご質問の2,292万円の増額でございますが、この金額は埼玉県から示されました国民健康保険事業費納付金を計上してあります。市町村の納付金は県が決めることになっておりますので、この示された金額を予算時には計上させていただいております。被保険者の方の国保税が上がるということではございません。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、142ページとか147ページなどの、いわゆる先ほど説明あった医療費の増加なのですけれども、かなりの増加なのかなと思うのですが、その要因というか、そういったようなことについては分かりますでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主事・年金国保担当（村田仁美） 町民保険課年金国保担当、村田が答弁申し上げます。

医療費の増加ということなのですけれども、加入されている被保険者の方が医療機関にかかる金額によって増加してきているのですけれども、結構レセプトが高額な方がいらっしゃるの、その分なのかなと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 引き上げた要因と言うのは大体レセプトなどでつかんでいらっしゃるわけなのですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主事・年金国保担当（村田仁美） 町民保険課年金国保担当、村田が答弁申し上げます。

がん患者の方もいらっしゃるのですけれども、人工透析とか特定疾病と呼ばれるものとか、あと白血病の方とかもいらっしゃいますので、その辺のレセプトというか医療費が増大しているのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。なかなか予測できない医療費だと思えますけれども、そういった疾病について、やはり早期発見などが大事だなというふうに思うので、今後もしっかりと集団健診などを広げていくような努力をお願いしたいなと思えます。

もう一つ、来年度からになるのですけれども、国は未就学児の均等割について5割軽減というようなことが言われております。私たちも均等割で子どもの保険、均等割の頭割りを子どもにもかけるのかということで、なくすようにということで要望してきたわけですけれども、5割軽減されるということは一歩前進かなというふうに思えますけれども、未就学児もそうですけれども、もっと上の世帯のほうが、要するに未就学よりも上の子どもがいる世帯のほうが、やはり負担のほうが教育費だとかいろいろかかるので大きいというふうに思うのですが、そういったようなことについて、もう一歩町で独自にこの均等割の軽減措置について検討する余地はないでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（福島知子） 町民保険課年金国保担当、福島が答弁

申し上げます。

昨年12月に報道がありました未就学児の均等割の保険料が5割軽減されるということだと思いますけれども、2022年度からの導入ということで承知をしております。ただ、まだ国から連絡ですとか県からの通知といったものも来ておりませんので、もう少し詳細が詳しく提示されてから担当といたしましては検討させていただければなと思っております。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 均等割が下がれば、やはり子どもがたくさんいる世帯が助かるということになるので、子育て支援というものにもなっていくというふうに思います。ぜひ町でも独自にこの検討をされるようお願いして、私の質問は終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

井上委員、質問席へお願いします。

○6番（井上奈保子委員） 井上です。1点だけ質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、着座させていただきます。

ページは149をお願いします。149ページの中段のところに、保健事業費の12番の委託料のところに、後発医薬品のジェネリックについてありますが、これは後発医薬品ということで、今までの先発の医薬品と何ら変わりはないという、いろんなところで説がありまして、先発の医薬品と同様に大幅に使用が拡大されてきておりますし、また町だとかいろんなところで医療費削減のためにもこの使用をPRしています。そういうことで、どんどんこの使用が拡大されているわけでございますけれども、そういうことでここでも利用差額通知書作成委託料という、これが計上されていると思うのですけれども、ご存じのように、もう何か月かたちますけれども、マスコミでこの後発医薬品について不適物使用をした会社があるということで、マスコミに取り上げられて話題になったことがありますが、やはり後発医薬品ということは先発と変わりはないという、成分等変わりがなくということで、後発医薬品が今利用されているわけですので、人々が安心してこれからも後発医薬品を使用できるように、町として管内の病院あるいは、こういういろいろな薬を扱っている薬局、そういうところへの投薬なんかに関して、いろいろ今後、この後発医薬品に対してどういうふうな取扱いをすること等について、この取扱いですか、そういうことに対して、この差額の通知書を作成する委託をするわけでございますので、こういうことから関連して、この後発医薬品に対しての使用、そういうことに対してどういうふうにご検討か質問いたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主事・年金国保担当（村田仁美） 井上委員さんの質問に、町民保険課年金国保担当の村田が答弁させていただきます。

現在のところ、担当から病院や薬局等に取扱いや投薬に関しての問合せはしておりませんが、今後県や国のほうから調査の依頼があった際には対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） 今答弁いただきました。確かに後発医薬品というのは随分前からもう使用されているものでございまして、今に始まったことではないのですけれども、最近こういう目薬ですか、そういうのを飲むのではなくて、飲むのですか、これは。服薬するかな、ちょっとそれ忘れましたが、とにかくそういう不適物の使用しているところがあるということは、この後発医薬品を使う人々にとってはとっても不安なのです。やっぱり値段が安いから、これを使ったほうが良いというふうに言われましても、いつどのような、認証はされていたとしても、認められた薬としてもやはりこういう話題が出てきますと、一般の人はこの薬が本当にどうなのかという、信じられないというか、そういう気にもなりますし、使用を拒否する人もいて、では先発の薬のほうが良いのではないかというふうに思ってしまう人もいると思うので、ぜひこの薬の取扱いはレセプトとか差額通知を作るといふ、その委託をしているわけですから、ぜひこれの適正な使用、そういうことについて町のほうはしっかりこれを確かめて、こういうことがないかどうかを今後もやっていただきたいと思います。それについてどうですか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（福島知子） 町民保険課年金国保担当、福島が答弁させていただきます。

今井上委員さんにおっしゃっていただいたとおり、ジェネリック医薬品の適正な使用を促すよう被保険者証を交付する通知のときにジェネリック医薬品の使い方について、またジェネリック医薬品を普及するためのシールなどを配って、適正に使用できるように皆様に周知のほうはしております。引き続き来年度も同じようにジェネリックの医薬品の適正な使用について普及していきたいと思っております。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。やっぱり人命に関わることでございます。今回は何かこの製薬会社の薬に対しては、そんなにはひどい影響はなかったようでございますけれども、もしまたこのようなことがありますと、人々の不安が駆られるということで、医療に対する関心、気持ちというか、お医者にかかりたい、薬も飲まなくてはいけなくて、そういうふうな人があっても、それを控えて、なお重篤になるおそれもありますので、やっぱりこういうことがあったからには後発、ジェネリックに対して人々に安心を与えるためにも何かPRというか、こういうのは安心ですというような、そんなようなお知らせでも何かを通してやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課副課長兼主席主幹・年金国保担当（福島知子） 町民保険課年金国保担当、福島が答弁

いたします。

先ほども申し上げましたが、皆さんに一番一度にたくさんお知らせすることができるのが被保険者証を配付するときだと思います。そのときに今回このようなことがありましたが、適正に安心して使用していただけるよう被保険者証の配付するときの通知に一文入れさせていただきたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 井上委員。

○6番（井上奈保子委員） ありがとうございます。了解いたしました。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第22号 令和3年度滑川町国民健康保険特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 続きまして、議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長に説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてを、着座にてご説明させていただきます。

こちらでも提出議案の読み上げは一度行ってございますので、歳入歳出予算事項別明細書からご説明をさせていただきます。157ページ、158ページをお願いいたします。令和3年度の介護保険特別会計予算の総額は歳入歳出それぞれ12億5,700万円で、前年度比1億6,500万円の増、率にして15.1%の増額予算となっております。増額の要因といたしましては、歳入では、国、県からの支出金及

び社会保険支払基金からの交付金の増額、また今年度介護保険給付費準備基金から1億円の繰入れを行うことによるものでございます。歳出では、これに伴う保険給付費である各種介護サービス費等の増額を行ったため、増額予算となっております。

歳入の主な項目からご説明いたします。159ページをお願いいたします。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料ですが、予算額2億8,628万8,000円で、前年度比215万円の減額となっております。減額の主な理由は公費の投入により、低所得者の保険料の軽減強化が図られたことと、介護保険給付費準備基金から1億円の繰入れを行うことにより、保険料額の改定に合わせ、引下げを行ったためでございます。

次に、その下段、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金でございますが、予算額2億451万4,000円で、前年度比1,983万7,000円の増となっております。これは、各種介護サービス費等の増額を見込んだ額となっております。

続いて、その下段、款4国庫支出金、項2国庫補助金ですが、国からの補助金といたしまして、目1調整交付金から、目の10保険者努力支援交付金まで、6つの事業を合わせまして、160ページの中段の計の欄、本年度予算額3,311万5,000円を計上いたしました。主なものは目1調整交付金2,219万9,000円、目の2地域支援事業交付金535万9,000円、目の9保険者機能強化推進交付金149万6,000円でございます。これらは、介護サービス利用のための費用に充てるものでございます。

続いて、その下段、款の5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、合計で3億713万7,000円を計上しております。前年度比2,977万6,000円の増額予算となっております。主なものは目の1介護給付費交付金3億134万9,000円です。こちらも介護サービス利用の費用に充てられます。

続いて、款の6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金につきましては1億5,821万8,000円で、前年度比1,483万7,000円の増額となります。こちらも介護給付費の費用に充てられます。

続いて、162ページになりますが、款の9繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、繰入金の計の欄、本年度予算額1億5,560万3,000円を一般会計から繰入れいたします。前年度比997万3,000円の増額となります。

最後にその下段、款の9繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金ですが、1億円を特別会計に繰り入れます。第8期の保険料の改定に合わせ、介護保険料の引下げ及び介護給付費の費用に充てます。

続いて、歳出の主な項目についてご説明いたします。165ページをお願いいたします。165ページの上段、款1総務費、項3介護認定審査会費ですが、予算額826万5,000円を計上いたしました。認定調査件数の増加に伴い111万4,000円の増額をしております。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費でございますが、目の1居宅介護サービス給付費から次のページの、目の9居宅介護サービス計画給付費まで、6つの介護サービスの給付費の合

計といたしまして、167ページの上段、本年度予算額10億2,069万9,000円を計上してあります。目の各種サービスごとに給付費の見込額を計上いたしました。全体といたしましては、前年度比1億49万円の増額予算となります。

続いて、167ページ中段から168ページにかけての項の2介護予防サービス等諸費でございますが、目の1介護予防サービス給付費から目の7介護予防サービス計画給付費まで5つの介護予防サービス給付費の合計といたしまして、168ページの中段、本年度予算額2,734万1,000円を予算計上してございます。前年と同額予算となりました。

続いて、169ページ、項の4高額介護サービス等費になりますが、本年度予算額の計2,115万1,000円、170ページ、項の5高額医療合算介護サービス等費になりますが、本年度予算額の計394万5,000円、同じく下段の項の6特定入所者介護サービス等費といたしまして、本年度予算額の計4,240万円を予算計上してあります。これらは介護サービスを利用した場合に自己負担の限度額が設定されておりますが、これを超える額を補助するための費用でございます。

続いて、その下段、款の5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、目の1介護予防・生活支援サービス事業費と目の2介護予防ケアマネジメント事業費を合わせ、172ページの計1,822万2,000円を計上しております。こちらは要支援者等に対する日常生活の支援を提供する訪問型サービス事業費と機能訓練や集いの場などを提供する通所型サービス事業費のための予算となっております。

続いて、173ページ、項の3包括的支援事業・任意事業でございますが、目の3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費から、175ページの中段、目の10その他の事業まで7つの各種地域支援事業を行ってございます。これらを賄う費用の合計といたしまして、本年度予算額611万9,000円を予算計上しております。前年度とほぼ同額となります。

最後に、176ページになりますが、款の6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金でございますが、前年度とほぼ同額の4,673万4,000円を予算計上いたしました。今後も保険給付費及び地域支援事業費を賄うため保険料の上昇が見込まれますので、基金への繰入れにより準備を進めてまいります。

以上をもちまして令和3年度介護保険特別会計予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。

説明員の紹介につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課主任・介護保険担当（綾 英紀） 町民保険課介護保険担当、綾と申します。よろしく
お願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上3名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願ひいたしま
す。

○委員長（瀬上邦久委員） 次に、小柳健康福祉課長より説明員の紹介をお願いします。

○健康福祉課長（小柳博司） 健康福祉課長の小柳でございます。よろしくお願ひいたします。

健康福祉課説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・高齢者福祉担当（篠崎美幸） 健康福祉課高齢者福祉担当の篠崎と
申します。よろしくお願ひいたします。

○健康福祉課長（小柳博司） 以上2名でご説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部委員、質問席へお願いします。

○14番（阿部弘明委員） 阿部です。よろしくお願ひいたします。

まず、159ページの1号保険料マイナス215万円の理由についてお聞きいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より阿部委員さん
の質問にご答弁させていただきます。

1号保険料が215万円減額になった理由としましては、介護給付費準備基金を投入することによ
りまして、保険料が下がったこと、また、国からの低所得者の補助が入ったため、保険料が下がっ
たことによるものとなっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 後で審議される、いわゆる介護保険第8期の計画の、その料金体系が変わ
るといようなことが前提になっているというふうに思います。それについては、またその項で、
あしたの議案審議の中でやっていきたいというふうに思いますが。時間があればまたやります。

同じく159ページ、国庫支出金の調整交付金2,219万円、また地域支援事業交付535万円の内訳に
ついて教えていただけますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させてい
ただきます。

まず、国庫支出金の調整交付金2,219万円につきましてですが、介護及び予防に要する費用の約
2%を掛けさせていただいております。本来ですと、こちらのほう約5%が調整交付金でいただけ

る予定なのですけれども、滑川町は若い町となっておりますので、思ったほどいただけないということを見込んで、2%掛けております。

続きまして、地域支援事業交付金の535万円の要求理由といたしましては、地域支援事業費、介護予防総合事業、こちらの事業費2,144万4,000円に対しまして、法定負担割合25%を掛けた額となっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、介護給付費交付金、160ページです。あと161ページですけれども、介護給付費交付金、そして介護給付費負担金、それぞれについて、これもまた説明していただけますか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

まず、介護給付費交付金、こちらにつきましては、要求理由としまして、介護及び予防に要する費用の27%となっております。こちらの介護給付費交付金という名前なのですけれども、ほかの給付金と似ておりますが、こちらにつきましては支払基金と申しまして、介護保険法の規定により40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者が負担する介護に要する費用と、介護予防に要する費用を各医療保険者から徴収いたしまして、市町村へ交付される基金となっております。

続きまして、介護給付費負担金1億5,821万円の要求理由でございますが、介護及び予防に要する費用の12.5%、こちらの負担割合と施設費、施設サービス費としまして17.5%を掛けたもの、こちらを足した合計額となっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

国からの交付金、非常によく分からない計算の仕方で大変ですねというふうに思いますが、162ページの1億円繰入れということで、第8期の計画になるわけですけれども、この基金の残高はこれ繰り入れたことによって幾らになるのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

ご存じのとおり令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度となっております。基金の残高が今現在1億7,615万8,394円となっておりますが、令和3年度、1億円取り崩す予定となっておりますので、残額7,615万8,394円となっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 第8期の計画の中で3年間というふうな推移になるのかということで、私も何回かこの問題については質問しましたが、これから高齢者社会で、介護保険の財政は大変になるという話がずっとされていたわけですが、今回思い切って1億円を繰り入れたということについて私はとてもよいことだというふうに思うのですが、反面今まで基金が必要だと、崩せないというふうな話をされていたわけなのだけれども、ここはどのような形で変化されたのかということをお聞きしたいのです。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

今までも阿部委員さんのほうからどこまで基金を積み立てていくのだというようなご質問等、何回も伺っております。やはり全国的に見ますと、基金を持っている市町村結構あります。こちらの、なぜ今回取り崩したかという理由については、やはりコロナ禍の中で低所得者の方等も大変厳しい状況に置かれているということも鑑みたとの国の兆候でございます。滑川町もそれに準じまして、保険料がかなり負担になっておるとお思いますので、そちらのほうの負担を軽減させるために考慮した次第でございます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

続きまして、これもいろいろ財政問題に関わるのですが、164ページの認定に関わる資料が載っていますが、認定率がこの間どのように変化をしてきたのかということと、あと県や国との比較について教えていただきたいのですが。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

介護保険の認定率につきまして等ですが、平成25年当時14.7%だった認定率、滑川町、そちらのほうは平成28年に総合事業が開始となりまして、13.2%まで下がりました、その後は12%程度を保ちながら現在の12.4%に至っております。これは、埼玉県は15.7%、国は18.7%の認定率。こちらのほうと比べますと、埼玉県61保健所中58番目、また全国で見ますと、1,571保険者中1,548番目となっております、大変低い認定率となっております。こちらのほうにつきましても町民の皆様の予防に関する現れだと思えます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 本当にそういう数字を見ると、年を取っても元気で過ごすというこの町の目標を掲げてやってきたことが成果になっているのかなというふうに思います。ということで、そういうようなことも併せて今回の第8期の計画につながっていくのかなというふうに思いますが、よろしくをお願いします。

続きまして、166ページの施設介護サービス給付金の増3,000万円というふうになっています。また、給付費ほとんど前年同様の実績なのかなというふうなことなのですけれども、この間コロナ禍の中でかなり利用者が減っていると事業所などでは言われているわけですけれども、こういったことが、まず施設介護サービスの増についてと、減少しているのではないかなということと併せて答弁していただきたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

まず、施設介護サービス費の増額についてでございますが、近年滑川町に住所を置いたまま他市町村でサービスを受ける、いわゆる住所地特例の方が増加しております。このことに伴いまして、施設費も増加傾向にあるため不測の事態を考えまして増額させていただいております。

続きまして、給付費の関係ですけれども、介護保険の給付費につきましては、給付費実績に増加率を加味した給付費を当初予算で見込んでおりますが、やはり令和2年度は少なからず新型コロナウイルスの影響が関係しております。令和元年度、2年度の保険給付費の実績を比べてみますと、新型コロナウイルスが流行し始めて緊急事態宣言が発令された後の5月から8月のサービス給付費が減少しておりました。この4か月分の差分を合計してみただけでも約1,100万円の減となっております。こちらのほうが給付費に大きく影響していることが分かります。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） もう一つなかなか利用が進まない原因として、利用料が高いというのが聞こえてくるのですけれども、そういったような負担軽減を求める声は町のほうには届いていませんか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸が答弁させていただきます。

利用料の負担軽減を求める声というのは特に聞いておりませんが、滑川町では低所得者の方には利用者負担制度を実施しております。また、限度額を超えてサービスを利用した場合は高額介護サービスの対象となりますので、負担の軽減となっているのだと思います。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） その軽減措置を受けていらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

○委員長（瀬上邦久委員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時44分）

再 開 （午後 1時44分）

○委員長（瀬上邦久委員） 再開します。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より説明させていただきます。

利用者負担の対象者としましては、令和2年度は227名の方に通知をしておりますが、実績としましては、令和元年度111名、393万4,400円の実績となっております。ただ、令和2年度、ただいまの時点でもう441万2,300円の申請がございますので、例年よりも多くなっているかとは思いますが、

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

続いて、この予防給付が色々今見直されて、国の方針でやられているわけですが、現在の特養ホーム、要介護1、2が外されるなどが行われていますけれども、例えばこの特養への待機者の人数は分かりますか。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

現在滑川町には特養ホームが1軒ございまして、調査しましたところ、待機者数は15名ほどとなっております。ただ、要介護3以上でなくても町の意見等を聴取いたしまして、必要な方には特例で入所できるような手続をしております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

まだちょっといろいろあるのですが、利用料の、先ほど軽減措置を行っているということをおっしゃっていましたが、今いろいろ問題になっているのが入所者の食費などの負担が非常に大きくなっているというか、いわゆる介護保険から外されてしまったわけですが、その辺の負担という

のは、例えば特養などの中で負担増が実態としてはあるのでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

そうですね。施設入所された方の中で、自己負担がある部分につきましては苦しいというお声も聞いております。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 介護保険ができて今年で21年目になるわけですけども、当初から言われていた、要するに高齢者を家族ではなくて社会で面倒見るというのが、そんなことではだんだんなくなってしまっていて。高齢者が本当に大変な状況、また家族に帰ってくるとかというような形になっているのが実態なのかなというふうに思います。この町が介護保険サービスをこの間やって、頑張っていて、また総合事業についても町独自のいろんな政策をやっていらっしゃって、そういった意味ではお年寄りを大事にするというふうな町になっているというふうに思います。この間、コロナ禍の中で地域包括のほうでも様々やられて、いきいきサロンとかそういったようなものが皆中止になってしまっているのですか。そういったようなことをどんなふうにして今後長く続くのかなというふうに思いますので、町のお考え、こういったコロナ禍の中でもどういうふうな工夫をしながらやるのかというようなことについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・高齢者福祉担当（篠崎美幸） 健康福祉課高齢者福祉担当、篠崎が答弁いたします。

確かに令和2年度は一般介護予防事業としまして93回ほどの教室を予定しておりましたが、前半は中止ということで下半期からの開催を行っております。9月から再開しまして、どうか頑張って40回の開催を今年度行うようになっております。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために9月以降は3密にならないように、また参加者人数を制限したり、あとは調理実習などは講義のみとしたり、また歌声サロンに代わりましては折り紙教室に替えるなど、教室の内容を工夫してできるだけ高齢者が集まる場を少なくしないように努力いたしました。

また、各集会所におきます自主グループの通いの場ですけども、これも9月から11会場で再開していただいております。代表者の方と相談をしながら、再開するに当たりましては町のほうから非接触式電子体温計の配布、また体温チェック表の配布、国から示されました開催するための、また参加するための留意点のチラシ等を配りながら、地域包括のほうで全ての集会所に出向きましてお話をさせていただきました。

また、マスク着用の運動のために水分補給については強く説明させていただきました。町民の皆さんも自分たちの健康は自分たちで守る、また自分たちの地域の高齢者は自分たちで守るという意

識が強くなっていることを実感しております。今後も令和3年度もどのような事態になるかまだ予測できませんけれども、できるだけ高齢者の集まる場を多くつくっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） ありがとうございます。

参加者はどんな感じでしょうか。増えているとか減っているとか。

○委員長（瀬上邦久委員） 健康福祉課、お願いします。

○健康福祉課副課長兼主席主幹・高齢者福祉担当（篠崎美幸） 集会所の参加者におきましては、集会所において小規模の地区もございますので、四、五名の参加から、一番多いところでもともと40人以上参加しているところが六軒地区がございましたので、そこは2つに分けて20名ほどの参加になっております。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） どうもありがとうございます。

このように努力をされていることについては感謝申し上げたいというふうに思います。こういつた中で、来年度からまた今政府が検討しているのが後期高齢者医療制度の窓口負担を1割から2割に引き上げるというようなことももくろまれているというようなことで、本当に高齢者が生きづらというような形にどんどん押し込まれてしまっているというようなこと。そういった中で町の取組というのが非常に大事かなというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、ちょっと介護保険料のことについて第8期のことについてちょっとよろしいでしょうか。まだ少し時間ありますから。若干引き下げられるわけですがけれども、これがほかの市町村や全国的な平均との比較でどれぐらいのレベルなのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主任・介護保険担当（綾 英紀） 介護保険担当、綾が答弁させていただきます。

ほかの市町村も議会でこれから保険料を決めていくところだと思うので、こちらで聞き取りを行ったところなのですけれども、埼玉県の今予定している平均としては4,900円から5,000円の間になるというふうに、うちの把握している資料では出ていますので、うちが5,000円を予定しておりますので、ほぼ平均になっています。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 5,000円になるのですか、標準が。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主任・介護保険担当（綾 英紀） 介護保険担当、綾が説明します。

説明不足で申し訳ありません。月額で5,000円になる予定というところです。年額だと6万円です。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 全国平均になるというような感じかなというふうに思うのですが、こういった引下げについて全国的にはそういった国の方針もあるだろうというふうに思います。こういったコロナ禍の中での引下げということで、住民の皆さんには本当に喜ばれるだろうなというにも思いますけれども、もう一つ質問したいのは、去年の6月から介護事業所支援策ということで、名目でデイサービス、ショートステイなどの報酬単価が加算されることになって、それについて利用者負担も一緒に引き上げられたというようなことがあったということなのですが、要するに介護事業所を助けるために利用者負担が引き上がるという、こんな国のやり方がいかなものかと思うのですが、この辺についてそういった困ったというような声は聞こえましたでしょうか。

○委員長（瀬上邦久委員） 町民保険課、お願いします。

○町民保険課主査・介護保険担当（山岸美奈子） 町民保険課、介護保険担当、山岸より答弁させていただきます。

厚生労働省のほうで昨年6月に感染症等により利用者が急減した通所介護サービス等への対応としまして、阿部委員さんがおっしゃっていただいたような臨時的措置が行われたところでございますが、各事業所にこちらのほうを伺ったところ、特にそちらに関しての苦情等は受け付けてはおりません。ただ、臨時的措置加算を取りまして利用料が上がっていることは確かでございます。サービス利用者の方には施設のほうで十分に説明をいたしまして同意を得た上で行っておりますので、こういった結果になっていると存じます。

以上です。

○委員長（瀬上邦久委員） 阿部委員。

○14番（阿部弘明委員） 分かりました。そういったようにこの間いろいろ利用料が引き上げられるということで本当に大変な、そのために利用ができないというようなことが起きているというふうに思います。第8期に入ったわけですが、今多くの自治体もそうですけれども、読売新聞の調査でも、もうあと10年はもたないと、この介護保険制度はもたないだろうというふうな調査結果も出ているようなのです。そういった意味では、介護保険だけではもう高齢者福祉はできないと。ですから、高齢者福祉を本当に考える。やっぱり今町でやっていますけれども、そういう高齢者お一人お一人を大事にしていくというような政策をこれからも考えて、独自にやっぱり発展させていかなければならないのではないかなというふうに思います。ぜひそういったような努力をお願いして、私の質問を終わります。

○委員長（瀬上邦久委員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第23号 令和3年度滑川町介護保険特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 続きまして、議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についての審査を行います。

岩附町民保険課長から説明を求めます。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長、議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを着座にて説明をさせていただきます。

こちら提出議案の読み上げは一度行ってございますので、歳入歳出予算事項別明細書からご説明を申し上げます。予算書の183ページ、184ページをお願いいたします。令和3年度の後期高齢者医療特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ1億7,452万2,000円で、前年度比0.8%、額にして146万9,000円の増額予算となっております。主な内訳としましては、歳入では被保険者の増加に伴う後期高齢者医療保険料及び繰入金金の増収、歳出では埼玉県広域連合への納付金の増額による予算措置となっております。

初めに、歳入の主な項目についてご説明いたします。185ページをお開き願います。初めに、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料8,078万6,000円ですが、こちらの保険料は年金より徴収する特別徴収の分となっております。

続きまして、目の2普通徴収保険料、本年度予算額5,646万9,000円ですが、こちらは納付書または口座振替により徴収する普通徴収保険料になってございます。保険料につきましては、全体で前年度比128万6,000円の増額となりますが、主な要因は被保険者の増加によるものでございます。

続きまして、款の4繰入金、項1一般会計繰入金でございしますが、本年度予算額3,166万1,000円

で、前年度比278万3,000円の増額となっております。こちらは新たに事務費への繰入金195万4,000円と、主に低所得者の保険料軽減のための保険基盤安定繰入金2,970万7,000円となっております。

続きまして、歳出の主な項目についてご説明申し上げます。188ページをお願いいたします。款の1 総務費、項2 徴収費、目1 賦課徴収費でございますが、65万9,000円を予算計上いたしました。こちらは保険料徴収のための納付書発送等の事務費になります。

続いて、項3 保健事業費、目2 保養事業費といたしまして、本年度予算額190万円を予算計上いたしております。人間ドック及び保養所利用のための補助金となります。

続いて、款の2 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、本年度予算額1億6,911万6,000円を予算計上しております。前年度比241万7,000円の増額となりました。こちらは保険料及び保険基盤安定負担金を埼玉県広域連合へ納付をいたします。

以上をもちまして、誠に簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

岩附町民保険課長より説明員の紹介をお願いします。

○町民保険課長（岩附利昭） 町民保険課長の岩附でございます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○町民保険課主任・年金国保担当（厚目峻佑） 町民保険課年金国保担当の厚目と申します。よろしくお願いいたします。

○町民保険課長（岩附利昭） 以上2名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第24号 令和3年度滑川町後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 続きまして、議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定についての審査を行います。

関口環境課長より説明を求めます。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

最初に191ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,600万円と決めました。前年度比534万4,000円の増となります。増額の主な理由は、下水道使用料の増収によるものであり、開発等により下水道接続件数の増加が見込まれることによる増収によるものでございます。

次に、195ページをお開きください。第2表、債務負担行為ですが、令和3年度は2件ございます。公営企業会計移行業務委託事業及び企業会計システム構築業務委託でございます。令和3年度から4年度の2年間を実施いたします。

次に、196ページをお開きください。第3表、地方債ですが、流域下水道事業債の限度額を2,350万円、公営企業会計移行債の限度額を1,830万円とし、合計4,180万円といたしました。

次に、歳入歳出についてご説明申し上げます。199ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道事業分担金118万8,000円を計上いたしました。下水道区域外から公共下水道に接続する分担金でございます。約6件を見込んでおります。

次の款1分担金及び負担金、項2負担金、目1下水道事業負担金150万1,000円を計上いたしました。前年度比50万2,000円の減となります。令和3年度に新規に公共下水道に接続する受益者の賦課によるものでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料1億9,050万円を計上いたしました。前年度比959万4,000円の増額となります。下水道の使用料でございます。増額の理由は、開発等により下水道接続の増加が見込めるためでございます。

次に、200ページをお開きください。2段目の款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金1億2,160万円を計上いたしました。前年度比660万円の増となります。増額の主な理由は、起債の償還金返済充当にするため、一般会計の繰入金を増額いたしました。

次に、款6繰越金ですが、932万6,000円を計上いたしました。

次に、201ページ下段を御覧ください。款8町債、目1下水道事業債4,180万円を計上いたしました。前年度比90万円の減となります。内容は流域下水道事業債2,350万円、公営企業移行債1,830万円でございます。

次に、202ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。款1総務費、目1一般管理費4,250万9,000円を計上いたしました。前年度比512万8,000円の増でございます。主な内容は節12委託料の下水道使用料徴収事務委託料683万円、公営企業会計移行業務委託1,238万4,000円、公営企業会計システム構築業務委託600万円でございます。公営企業会計につきましては、令和5年4月以降を目途に準備を進めるものでございます。

次に、203ページの下段を御覧ください。款1総務費、目1管渠維持管理費1億3,336万6,000円を計上いたしました。前年度比973万8,000円の増となります。増額の主な理由は、人口増により下水道の汚水処理に係る費用である市野川流域下水道維持管理負担金の増額によるものでございます。主な内容は、節12委託料のうちマンホールポンプ保守点検委託料500万円、次のページ、節18負担金、補助及び交付金、市野川流域下水道維持管理負担金1億1,750万円、節26公課費、消費税納付金650万円でございます。

次に、款2事業費、目1建設事業費2,444万8,000円を計上いたしました。前年度比697万9,000円の減となります。減額の主な理由は、下水道事業計画策定業務完了によるものでございます。主な内容については次の205ページを御覧ください。節18負担金、補助及び交付金のうち市野川流域下水道建設負担金2,361万6,000円でございます。

205ページ下段の款3公債費、目1元金1億3,980万5,000円、目2利子2,364万5,000円、計1億6,345万円につきましては、流域下水道事業債及び公共下水道事業債の元金及び利子の償還でございます。

次に、206ページをお開きください。款5予備費ですが、222万6,000円といたしました。

下水道事業につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

関口環境課長より説明員の紹介をお願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。よろしく願いいたします。

私のほうから説明員が2名でございます。自己紹介といたします。

○環境課副課長兼主席主幹・下水道担当（島田昌徳） 環境課下水道担当、島田と申します。よろしく願いいたします。

○環境課主任・下水道担当（長野純一） 環境課下水道担当、長野と申します。よろしく願いいたします。

○環境課長（関口正幸） 以上3名で説明に当たらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第25号 令和3年度滑川町下水道事業特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員でございます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 続きまして、議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定についての審査を行います。

関口環境課長より説明を求めます。

○環境課長（関口正幸） 議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計の予算についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

217ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,010万円と決めました。前年度比379万7,000円の増となります。

次に、説明書により歳入歳出予算についてご説明申し上げます。223ページを御覧ください。主な歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、目1農業集落排水分担金70万円を計上いたしました。新規接続者の分担金1件を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、目1使用料ですが、1,620万円を計上いたしました。伊古・広瀬地区、和泉・菅田・両表地区及び土塩地区の農業集落排水使用料となっております。

次に、款4繰入金、目1一般会計繰入金7,220万円を計上いたしました。前年度より920万円の増となります。増額の主な理由は起債の償還金返済に充当するため、一般会計繰入金を増額いたしました。

次の224ページをお開きください。款5繰越金ですが、99万6,000円を計上いたしました。

次に225ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。款1施設費、目1維持管理費4,075万3,000円を計上いたしました。前年度比453万2,000円の増となっております。主な内

容は、節11役務費1,283万3,000円、排水処理施設の汚泥引き抜き費等でございます。節12委託料1,502万円、処理施設保守点検清掃業務、中継ポンプ保守業務、使用料の徴収事務委託料でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金、農業集落排水処理施設維持管理負担金460万円は、野原・土塩地区農業集落排水施設維持管理負担金の協定に基づき熊谷市に支払うものでございます。

次に226ページの下段を御覧ください。款2農業集落排水事業費、目2施設建設費ですが、244万5,000円を計上いたしました。ほぼ前年度並みとなります。主な内容は227ページをお開きください。節14工事請負費60万円で、公共ます設置工事費で、新規接続者の公共ますを設置するものでございます。ほかに節18負担金、補助及び交付金160万7,000円で、伊古第2処理施設償還補助をするものです。

次に款3公債費ですが、目1元金3,195万7,000円、目2利子825万円、計4,020万7,000円を計上いたしました。農業集落排水事業債の償還金となっております。

次に228ページをお開きください。款5予備費ですが、194万円といたしました。

農業集落排水についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

関口環境課長より説明員の紹介をお願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。

説明員につきましては、自己紹介とさせていただきます。

○環境課副課長兼主席主幹・下水道担当（島田昌徳） 環境課下水道担当、島田と申します。よろしく願います。

○環境課副主幹・下水道担当（上 武史） 環境課下水道担当、上と申します。よろしく願います。

○環境課長（関口正幸） 以上の3名で説明に当たります。よろしく願います。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第26号 令和3年度滑川町農業集落排水事業特別会計予算の議定についてを採決し

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員でございます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定についての審査を行います。

関口環境課長より説明を求めます。

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

まず239ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,240万円と定めました。前年度比1,450万円の減となります。

次に、242ページをお開きください。第2表、地方債ですが、下水道事業債の限度額を280万円といたしました。

次に、245ページをお開きください。主な歳入についてご説明いたします。款1分担金及び負担金、目1設置費分担金113万7,000円を計上いたしました。公設浄化槽設置費の分担金でございます。

款2使用料及び手数料、目1浄化槽使用料1,027万4,000円を計上いたしました。浄化槽の使用料及び清掃料でございます。

款3国庫支出金、目1国庫補助金584万2,000円を計上いたしました。浄化槽整備事業補助金は循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、款4県支出金、目1県補助金、浄化槽整備事業補助金350万円を計上いたしました。

次に、246ページをお開きください。款5繰入金920万円を計上いたしました。一般会計からの繰入れでございます。

次に、款6繰越金964万3,000円を計上いたしました。

次の247ページを御覧ください。款8町債、目1下水道事業債280万円を計上いたしました。公設浄化槽設置費用の町分担分でございます。

次に、248ページをお開きください。主な歳出についてご説明いたします。款1総務費、目1総務管理費558万6,000円を計上いたしました。主な内容は、節12委託料のうち浄化槽使用料システムの水道料金との統合委託500万円でございます。

下段の款2施設管理費、目1浄化槽管理費1,973万1,000円を計上いたしました。主な内容は、次の249ページの節12委託料870万1,000円で、浄化槽の清掃及び保守点検の委託料でございます。

次に、款3施設整備費、目1浄化槽整備費1,328万5,000円を計上いたしました。内容は、節14工事請負費、浄化槽設置工事788万7,000円、節16公有財産購入費、浄化槽本体購入費289万8,000円、次に250ページをお開きください。節18負担金、補助及び交付金、転換促進奨励補助金250万円、中段の款4公債費、目1元金203万3,000円、目2利子45万2,000円、計248万5,000円を計上いたしました。浄化槽事業費の償還金でございます。

款6予備費は131万3,000円といたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

関口環境課長より説明員の紹介をお願いします。

○環境課長（関口正幸） 環境課長の関口でございます。

説明員については自己紹介とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○環境課副課長兼主席主幹・下水道担当（島田昌徳） 環境課下水道担当、島田と申します。よろしく願いいたします。

○環境課主事・下水道担当（中村 豪） 環境課下水道担当の中村と申します。よろしく願いします。

○環境課長（関口正幸） 以上の3人で説明させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第27号 令和3年度滑川町浄化槽事業特別会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（瀬上邦久委員） 続きまして、議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定に

ついでに審査を行います。

會澤水道課長に説明を求めます。

○水道課長（會澤孝之） 水道課長、議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算について、着座にてご説明申し上げます。

本提出議案の読み上げについては本会議の一括上程時にしておりますので、省略させていただき、事項別明細書により主な事業と前年度より変更のあったものなどを主なものを中心にご説明させていただきます。

それでは、別冊の水道事業会計予算書より25ページを御覧いただきたいと思っております。令和3年度滑川町水道事業会計事項別明細書です。まず、収益的収入及び支出の表より収入について、款1事業収益は3億4,782万円で、前年度より1,897万2,000円の減額です。項1営業収益より目1給水収益、節1水道料金についてですが、実績から想定される総配水量から有収率を93%として有収水量226万6,915立米を見込んで、収益を算出しております。総配水量の見込みは前年度、前々年度を参考に推計しておりますが、ここ数年来配水量が見込める夏の時期の天候不順や年間の総配水量に著しく影響するほどの大口契約者の漏水改善などによる使用水量の大幅減少など、例年にないケースが含まれたことに加え、新型コロナウイルス感染対策の影響などの要素も加わっていると想定されており、単純比較では推計が難しい状況となっており、控え目な算定をさせていただいております。給水世帯の増加も続いておりますので、先ほどの要件を除けば、前年比較では増加が見込めるものと推計した数値を計上いたしました。昨年の当初予算策定時の数値が先ほどの理由から少なく見込んでいたものの、それでも実際はそれ以上に少なかったために当初予算同士の比較では大きな減となってしまうものをご理解いただきたいと思っております。

次に、目3、その他の営業収益、節1加入金、節2量水器取付料、節3手数料等についてですが、住宅建築等の新規申込みも一時に比べ落ち着いてきたため、前年度実績に基づき、目合計では1,190万1,000円を計上し、昨年当初より79万5,000円の増額といたしました。なお、令和2年度より水道法改正によって導入されました指定工事店更新制度に係る手数料については更新対象工事店のうち更新予定数を見込んだ件数分を実績に基づき計上させていただきました。

次に、26ページ、項2営業外収益です。898万4,000円で、前年比40万2,000円の増額となっております。例年どおりの算出に基づいて計上させていただいておりますが、目5雑収益については、下水道料金徴収事務受託料、農業集落排水料金徴収事務受託料が算定基礎となる調定件数の伸びにより、それぞれ36万9,000円、1万5,000円の増額となっております。

続いて、支出です。27ページを御覧いただきたいと思っております。款1事業費は3億4,373万8,000円で、前年度比1,138万3,000円の減額となっております。項1営業費用、目1原水及び浄水費は配水場の維持管理や、県から水道用水を購入するための費用です。節3委託料は安全な水道水を安定して配水するための各種機器の点検、清掃等の費用で、241万円を計上させていただきました。節6

受水費は、県より水道水を購入するための費用となっております。総配水量の予想水量より1億5,015万1,000円で算出しており、昨年度並みの額を計上しております。なお、購入の単価は本年度も変動なく、1立米当たり税別61.78円です。

次に、目2配水及び給水費は、主に配水場の警備等維持管理、給配水管の修繕等に要する経費です。昨年度より289万4,000円の増額とさせていただきました。主なものといたしまして、次ページとなりますが、節4委託料のうち検満メーター取替え委託料901万4,000円、節5賃借料の水道事業支援システムレンタル業務委託821万1,000円、節6修繕費のうち給配水管布設替え工事400万円、漏水修理費等に660万円とさせていただきました。検満メーターの取替え委託料は令和3年度に計量法に定められた期限を迎えるメーター数から算出しております。水道事業支援システムレンタル業務委託料については、昨年と比較して160万6,000円の増額となっておりますが、これは昨年まで同枠で統合GISシステムの賃借料とパソコン賃借料として計上し、目4総係費から会計システム保守料、会計システム賃借料として、内容によって科目を分けて、それぞれに契約して支払っていましたが、同じ業者の同一パッケージに関連するものでありましたので、令和2年度に契約の更新を迎えた際に契約の簡素化と明確化のために集約し、こちらに一括計上したための増額となっております。システム全体の費用といたしましては、システムの更新、一部改修のほかに機材一式の更新、保守の内容見直しなども総合的に行いまして、月額で3万3,055円、年額で39万6,660円の減額を果たしております。なお、契約期間は5年間といたしました。

次に、目3業務費は2,238万6,000円で、366万9,000円の増額を計上させていただきました。水道料金の賦課徴収に伴う経費です。主なものとして、29ページ、節8委託料の検針業務等委託料1,100万円や、先ほどご説明いたしましたシステムとは別に各ご家庭の水道メーターを検針した後に料金の算定を行ったり、お支払いいただいた料金の管理を行うためのシステムが入っておりますので、その費用などとなっております。

次に、目4総係費ですが、4,850万円は前年比1,704万1,000円の減額となっております。節2給料から節7旅費までは水道課職員の人件費、その他は庶務的経費となっております。減額の要因の主なものとしては、31ページの中ほどにあります節14委託料ですが、令和2年度に計上し実施いたしました重要給水施設配水管路耐震化及び老朽管更新計画策定業務と認可変更届出書作成業務の委託料がなくなったためです。

続きまして、32ページ、目5減価償却費ですが、配水場の建物、水道タンク、配水本管等の構築物等の固定資産減価償却分7,044万円を計上させていただきました。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債、節1企業債利息ですが、公的資金の企業債及び民間金融機関からの借入金に対する利息分でございます。元金分につきましては、4条予算の資本的支出に計上してあります。

項3特別損失、目1過年度損益修正損、節1過年度損益修正損については、水道料金の不納欠損

分でございます。不納欠損額については年度末に集約し、決算にて計上いたしますので、予算としては例年どおりの金額を計上させていただいております。

続きまして、33ページからの資本的収入及び支出についてご説明させていただきます。

最初に収入からです。款1 資本的収入は1,218万3,000円で、内容は負担金と加入金です。項1 負担金、目1 負担金は消火栓設置工事負担金等として285万5,000円、項2 加入金、目1 加入金は932万8,000円を計上いたしました。加入金については先ほどご説明したとおり、3条予算収益的収入と、4条予算資本的収入で半分ずつの計上をさせていただいております。

次に、34ページをお願いします。支出になります。款1 資本的支出は1億1,754万1,000円で、6,535万5,000円の減額となっております。主な減額の要因として、目1 配水設備拡張費がマイナス6,650万円と大きく減額となっております。令和2年度は節2 工事請負費に1号タンクの緊急遮断弁工事1億100万円の予算計上があったため、今年度予定している工事費との差額で大きな減額となっております。

そのほかの主なものとして、同じ目1 配水設備拡張費より節1 委託料に重要給水施設配水管路及び老朽管更新事業設計委託2,000万円を計上させていただきました。これは令和2年度に策定する計画に基づいて、令和4年度に実施する予定の重要給水施設配水管路及び老朽管更新工事の詳細設計を行うためのものです。節2 工事請負費ですが、県道深谷東松山線配水管布設工事と町道8079号線配水管布設工事を今年度の主な管路布設工事として計上させていただきました。県道部分については、重要給水施設であります埼玉森林病院を含む和泉地区の配管経路を循環させて、災害や漏水等で断水になりにくくするための工事です。現在配管接続する地点は決まっておりますが、ルートについては複数検討しており、できれば交通量の多い県道部分を避けた工事ができないか、費用的に効率のよい工事ができないかといったことも考慮に入れた検討を進めており、工事名については仮称とさせていただきたいと思います。町道8079号線についても同様に循環化していない一般の配水管路の循環化工事を実施するためのものです。工事の手法、負担費用の妥当性など検討しながら実施したいと考えております。

次に、目2 営業設備費、節1 量水器ですが、令和2年度実績による新規加入者の見込みと今年度の検定満期によるメーター交換のための量水器の購入予定数を計上させていただいております。

次に、項2 企業債及び他会計4,243万円ですが、借入れ償還金で、起債の元金分の償還金と民間金融機関からの借入れの償還分です。前年度予算比で70万4,000円の増額となっております。先ほどご説明したとおり、利息分は3条予算に計上してございます。水道事業では償還方法を元利均等償還方式で行っており、元金利息の合計額で毎年ほぼ同額を償還しております。近年新たな借入れをしていないため、年々償還が進み、利息分の支払いが減り、元金分の支払いが増加していることが理由となります。

以上、水道事業の令和3年度当初予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

○委員長（瀬上邦久委員） 説明が終わりました。

會澤水道課長より説明員の紹介をお願いします。

○水道課長（會澤孝之） それでは、説明員の紹介をさせていただきます。水道課長の會澤でございます。よろしくお願いいたします。

各担当の説明員については自己紹介とさせていただきます。

○水道課副課長兼主席主幹・施設担当（上野 聡） 水道課施設担当、上野と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課主任・庶務担当（野口あかり） 庶務担当、野口と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課主任・管理担当（岩田 侖） 水道課管理担当、岩田と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課長（會澤孝之） 以上4名で説明に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（瀬上邦久委員） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（瀬上邦久委員） 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結します。

これより議案第28号 令和3年度滑川町水道事業会計予算の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（瀬上邦久委員） 賛成全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○委員長（瀬上邦久委員） 以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。委員会の審査並びに議事の進行につきましては、委員各位並びに執行部、説明員の皆さんの誠意と熱意あるご発言をいただき、当委員会の目的が達せられましたことに感謝とお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和3年度滑川町各会計当初予算に関わる予算審査特別委員会を閉会としま

す。大変ありがとうございました。

- 議長（上野 廣議員） 大変ご苦労さまでした。予算審査特別委員会、瀬上邦久委員長、内田敏雄副委員長をはじめ、委員各位、町執行部と説明員の皆さんには、2日間にわたって午前9時からの開会にもかかわらず、真剣かつ熱心な質疑をいただきまして感謝申し上げます。本当にありがとうございます。この予算審査特別委員会の審査を受け、瀬上邦久委員長には、この後審査報告を議場で行っていただくことになります。

明日10日は午前10時に本会議を開き、議案審議を行います。よろしく願い申し上げます。本日は大変お疲れさまでした。

（午後 4時00分）

- 議会事務局長（木村晴彦） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年3月9日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員

署 名 委 員